

社會主義は個人主義の個人に向けらるゝに對して、その諸形式に於て一樣に社會、全體に向けられる。國家社會主義は無論眞の意味での社會主義ではないけれども、國家社會主義も亦明かに社會、全體を基準する社會的原理の具現であり、それは國家公共體によつて社會に奉仕するもので、社會的原理の具現の一形式である。生産手段の國有を以て、社會主義社會の前提であるとするものもあるが、この程度のものも亦社會的原理によるものである。生産手段の國有なる觀念は個人主義的な財産所有の弊害を認めためたもので、これによつて、社會の害悪を軽減除去すると考へるのであるから、是又、社會的原理の具現である。これ等の經濟組織は共同經濟組織であり、集産主義たるに於て異りはなく、何づれも、社會、全體を基準となし、個人主義に於ける個人に對立してゐる。全體主義たるに於て、國家によるものと自治團體によるものとの間に何の差別を認むることができぬ。なほ、私團體に於て、共同組合の如き形式により、工場社會主義たるサンチカリズムや、英國のギルド社會主義の如き、共同組合社會主義 (Genossenschaftssozialismus) の如き形ちに於ても、社會主義は提唱せらるゝが、是又、經濟組織を社會的統制の下に委ね、個人をして社會の犠牲たらしめんとする精神の具現である。

社會主義には私有財産を撤廢し、これを公有財産に移す一派即ち生産手段の社會化を主張する一派があるが、これ即ち生産社會主義 (Produktionssozialismus) である。社會主義の限定の中には必ず生産手段の社會化が含まなければならぬ (拙著「社會政策概論」四章二節) デイル教授は「生産手段に關する私有財産を撤廢し社會秩序の進化を圖るもの即ち社會主義である」と言つて居るが一層明かにミセス氏 (Mises) は「社會主義の本質として總ての生産手段は公共團體に歸屬しなければならず、そののみが社會主義であつて、その他の概念限定は謬妄である」(Das Wesen des Sozialismus ist das: alle Produktionsmittel stehen in der ausschließlichen Verfügungsgewalt des organisierten Gemeinwesens. Das allein und nichts anderes ist Sozialismus) と言つて居る。マルキンズムは無論生産手段の社會化を社會主義と同一視してゐる。

生産社會主義は生産の邊より社會的原理によつて編成せんとするもので、個人主義經濟の無秩序にして無政府状態にある生産によつて生ずる弊害を社會的原理によつて矯正せんとする。生産手段が私有として許される間は、私有によつて同類に壓制を加へ、その利益を擄取ること

とができるから、そこに自づから貧困と奴隷と階級的對立とが現はれるとする。よつて、搾取を不可能にし、貧困と罪惡と階級的對立とを絶滅するために生産手段を共有し社會化しなければならぬとすのである。こゝに、生産に關する限り社會的原理が適用せられる。

生産社會主義に對し消費對象を社會化するものは消費社會主義 (Konsumtionsozialismus) である。生産社會主義は *Privateigentum an den Arbeitsmitteln* を排除せんとするものであるが、消費社會主義は *Privateigentum an den Arbeitserzeugnissen* をも共有にし、その私有を排除せんとする。消費社會主義の導入は生産社會主義より一步を進めて、社會的原理の表現する世界を造り出さんとするのである。

社會主義は個人主義と對をつくり、個人主義に於ける自由なる個人と團體とを排除して、絶對に組織化せし社會をその代りに置き換へ、個人の代りに團體を導き入れんとするものである。社會主義社會に於ては具象的な個人は死し、抽象的な團體や社會が現はれ、個人的原理の代りに社會的原理が支配する。これに應じ、社會主義社會では個人的原理が絶對に社會的原理に取つて代はられるまで進んで行く。個人的原理による個人主義的社會は如何なる形ちをとる

にせよ、徐々、社會的原理社會に推移しつゝある。社會主義も亦、この進化の一形式として現はれ來りしものなる限り、その構造のうちに、潜在する個人的原理は漸次完全に取り除かれ、全く社會的原理による社會組織、經濟組織に究極するであらう。

個人的原理が社會的原理に進化する過程は社會主義に於ても明かに看取せられる。社會主義にあつては、最初から全く社會的原理によるものではなく、漸次に個人的原理を克服して、社會的原理の度を加へ、ついに純社會的原理によるものとなつたのである。個人主義より出發し、それより轉化した社會主義は部分的社會主義 (Teilsocialismus) である。部分的社會主義は一部分的社會原理によるのであるが、一部分個人的原理によるのである。マルクス前の社會主義者達は個人主義と全く絶縁せず、個人主義を打ち立てたのであつて、社會主義を基本として眺むる見地によるものであつた。この種の個人主義的社會主義の立場にあつては、未だ個人的原理を全く價値なきものとなし、若くは、害惡の泉源として眺めて居ないから、個人主義と資本主義とを全く排斥せず、従つて、個人主義と社會主義とは全く分離するにいたらなかつた。個人主義的社會主義は社會を全體として社會的原理によつて構成することなく、部分的に

社會的原理を適用するだけであるから、すべての經濟的競争は自由に放任さるべきであるとなし、全く自由主義的經濟制度の自由競争の弊害を除去するにいたつて居らぬ。個人主義的社會主義も私有財産制を害惡の泉源と認め、それを除去せんとするけれども、マルキシズムの如く全く私有財産制を否認せんとするが如きことなく、個人主義の足らざるところを社會主義によつて補足せんとする。そこで、それは個人主義、自由主義を絶滅して、社會主義をして取つて代はらしめんとすることなく、たゞ、社會主義によつて自由主義の足らざるところを補足せんとするだけである。この場合、個人的原理は社會的原理と並び存する。大體、個人的原理は害惡の泉源だとして居るが、これを全く捨て去る要なく、従つて、全く排斥せず、ただ、社會的原理によつて補足する主義をとつてゐる。但し、この立場、即ち、個人主義的社會主義的立場は漸次その中に社會的原理をとり入れ、社會的原理の優勢となり來るべき性質のものなるは明かである。純粹個人的原理によることができないとして、社會的原理によつて補足したのであるから、社會的原理の分量が漸次多くなり、ついに、個人的原理が社會的原理に取つて代はらるべきものであるは明かである。

社會的原理によつて構成せられたる社會主義は即ち純粹な社會主義 (Vollsozialismus) である。マルクス及その一派の社會主義は一切の生産手段を否認し、これを全く社會の公有とせんとするもので、自由なる個人に對し、全く絶對組織化せし社會をそれに置き換へてゐる。この場合、個人主義と社會主義とが併存するとか、個人主義を社會主義によつて補足するとかといふことは全く行はれない。たゞ純粹社會主義として個人を排斥し、社會を以てそれに代へんとするのである。こゝに、土地、資本、人間の労働は全體に歸屬し、社會的原理が絶對に適用される。

生産社會主義は部分的生産社會主義より純粹生産社會主義に進み、個人的原理を社會的原理によつて全く克服する。生産社會主義は部分的生産主義と純粹生産社會主義との二より成るが、部分的生産社會主義より純粹生産社會主義に轉化する過程は、個人的原理が社會的原理に進轉する過程をよく表白する。生産社會主義は何づれにしても社會的原理の具現する一の形式であると見られる。

消費社會主義も亦社會的原理の具現である。歐洲大戰當時消費物が國家によつて統制せられ

たが、かくの如き消費物の國家統制は戰時といふが如き異常時には屢々行はれる。平時に於ては、消費は個人の自由に放任せられ、個人的原理によつて消費物は分配せられるけれども、戰時に於ては、國家の見地から消費物を取扱はざるべからざるにいたり、消費物に對しても社會的原理を適用し、國家が消費の範圍にも浸入し來つて干渉をなす。

消費社會主義はすべての生活必需品、若くは、奢侈品をも社會が公有にし、その分配をも社會化する。こゝに、消費物に關して、社會的原理が具現する。共產主義は生産社會主義と消費社會主義との結合するものと解せられる。通常、集産主義としての社會主義は生産手段のみを共有にして、消費對象を許容するもの、共產主義は生産手段を共有にすると共に消費對象をも共有にせんとするものであると解せられる。社會主義社會に於ては、生産手段としての土地や工場の私有を否認するけれども、食物や衣服の私有は許容せられ、個人の勞働の收得を自由に處分することを許す。共產主義に於ても、土地、工場、器械の如き生産手段はすべて公有にせられるが、その外、衣服や食物といふが如き消費對象をも共有にし、一切勞働生産物の私有を否認する。よつて、共產主義にあつては、生産範圍に於て社會的原理が具現されるのみにあら

ず、消費範圍に於ても社會的原理が具現されるを見る。一切の範圍に於て個人的原理を破却し、社會的原理を具現せんとするもの即共產主義であるといふことにならう。今のところ、共產主義に關しては、意義が十分明確に限定せられて居ない。俗間では、社會主義も共產主義も混同されて居り、何が社會主義か、何が共產主義かの界限が不明である。マルクスやエンゲルや獨逸社會民主主義者は共產主義者 (Kommunisten) として取扱はれた。ロシアのボルシェビキも亦共產主義者と呼ばれたが、素より、共產主義は明かに限定せられず、何が共產主義やら分らず、ローレンツ・フォン・シタイン氏が一八四二年に共產主義を以て「何でも現存制度に消極的態度をとるもの」(rein negativ gegen das Bestehende) となし、無政府主義でも共產主義の中へ含ましめし如く、その境界は素より不明曖昧である。(共產主義と社會主義との限定及び界限については拙著「社會政策概論」四章九節「廣義の社會主義」について知られたし)

海野は社會主義を限定して(「社會政策概論」に於て)「社會主義とは主たる生産手段の社會的統制を行ふ集中的強制的經濟秩序であり平等なる權利と平等なる義務とによつて社會的勞働に參與し、勞働の成果を享有し、社會的成員間の部分的擄取が不可能となり、貧困と罪惡と階

級的對立との撤廢せらるゝ經濟的秩序をいふ」と言つてゐる。この定義のうちには、社會主義が個人主義に對し、社會的原理による經濟秩序たるとの意がよく現はれてゐる。社會主義社會は主たる生産手段の社會的統制を行ふ社會であつて、社會的原理によつて運営せらるゝ社會たるを示す。社會主義社會は自由なる個人に對して、集中的強制經濟秩序を押し立つるが、これ即ち社會主義社會が社會的原理によつて個人の自由を控制し、社會をして一切の經濟的行動を代行せしめんとするものたるを示すに外ならぬ。

社會主義は個人主義に對し *absolut organisierte Gesellschaft* を押し立て、個人主義のよつて立つ *freien Einzelperson, freier Korporation* なるものを否拒する。個人主義は「個人」を基準となし、社會主義は「社會」「全體」を基準とする。こゝに社會的原理の行はるゝ社會が生ずる。よつて、社會主義は社會的原理を具現する經濟秩序であるといふことができる。

参考文献

1. Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, 1919.

2. Spann, Gesellschaftsphilosophie, 1930.
3. Stammer, Sozialismus und Christentums, 1920.
4. Dietzel, Individualismus.
5. Diehl, Sozialismus, Kommunismus, und Anarchismus, 1923.
6. Mises, Die Gemeinschaft 1922.
7. Kumpmann, Kapitalismus und Sozialismus, 1929.
8. Leroy-Beaulieu, L'Etat moderne et ses fonctions, 1900.

吾社會主義ヲ贊美ス然レモソノ實行不可
可能ニテ強ヒテ之ヲ行ハ反リテ慘ナク社會ヲ醜ラス
ルコトヲ欲スベカラク革命的社會的資本主義

9 徹底せよ

第七章 社會的原理の開展

一 社會的原理の具現

現代社會が一體として社會化して居ることは疑ひをいれざる確定的事實である。これは理論ではなく現實である。現代社會が社會的原理をどれ程まで體現して居るかといふような「程度の問題」は別として、現代社會が社會化しつゝあることについては何等疑ふ餘地がない。どの程度の社會化が眞に謂ふ社會化といふような言ひ方は無論妥當でない。如何なる程度に於ても、社會化するのであれば、それは社會化したとして見且つ取扱つて差聞へない。これまでが個人主義によるもの、これからが社會化であるといふように截然一線を引きうるものではない。個人主義が社會化されるのも漸次的であり、認識すべからざる程度によつて推移して社會化の實を擧ぐると考へなければならぬ。社會主義は十分社會化された一類であらうが、現代諸國家も又ある程度に於て社會化されたものである。國家的經營、都市的經營、混合經營、合理

的經營 (Planwirtschaft) 強制經濟、戰時社會主義、戰時社會 (Kriegsgesellschaft) といふようなものは程度の差こそあれ、いづれも社會化せしものである。それが社會主義の如く十分に社會化したものでないとしても、そこに既に社會的原理が働きかけて居ることによつて、社會化と見るに何の不都合もなからう。クムブマン氏はすべての社會化は漸進的であるから、それ等も悉く社會主義であると言つて居るが、これは語の亂用であらう。社會主義とは一定形態をもつ社會化的形式を意味するのであつて、すべての社會化が社會主義であるわけではない。國家的經營、都市的經營、戰時經營などをすべて社會主義だといふのは語の亂用であらう。クムブマン氏の言ひ方よりも、すべて社會的原理を具現するものは社會化的であると言つた方が正しいからう。この場合、社會化とは社會的原理の具現と解すべきである。こゝでは何でも社會的原理の具現するもの即ち社會化であると解す。これに對し、Vogelstein氏は社會化を限定して、それは恒久的に規律されたもので、社會主義化を意味し、社會主義そのものであるとなし、その實體を限定して Jede Form dauernder oder regelmäßiger zentraler Einflussnahme positiver Art auf die wirtschaftliche Thätigkeit im wirtschaftlichen Interesse

der Gesamtheit des organisierten Volkes, oder eines regional oder in der Bedarfsbefriedigung wirtschaftlich zusammengehörigen Theils der Bevölkerung, soweit diese Einflussnahme nur über das Mas einfacher Normativbestimmungen hinausgeht und Ziel und Art der Produktion, der Organisation und Verteilung wesentlich bestimmt und sagt. フォーゲルシュタイン氏はこの程度の社会化 (Sozialisierung) をなしたものを社会主義だと見るのであるが、この限定に對し、別に疑義を挿まなうにしても、社会化を以て社会的原理の具現と見ればモット廣義に解釋することができ、何でも社会的原理を具現せしものは社会化だといふことができるであらう。然らば、クンブマン氏がフォーゲルシュタイン氏に反對して社会主義はそんなに飛躍的に出現するものではないから、個人主義と社会主義との兩端の間にあるすべての折衷は皆社会主義だなど、無理なことを言はなくてもすむであらう。クンブマン氏はカルテルも社会主義なれば、所得税四プロセントのものも社会主義だとして、 Jede Akt positiver Wirtschaftspolitik ist ein Stück Kollektivismus, also auch ein Stück Sozialismus. Auch die Errichtung von

Handwerkerinnungen, ein Kartellgesetz oder Erhebung von Zöllen fällt in den Bereich des Sozialismus. Wenn etwa obrigkeitlich bestimmt wird, dass die Direktoren der Hamburg: Akerika-Linie Deutsche sein müssen, oder wenn die Höhe der Einnensteuer auf 4% festgesetzt wird, so wird man das ebenfalls, im Gegensatz zu Vogelstein, als Sozialismus und sagen könnenが、それよりも、フォーゲルシュタイン説以外のものは個人主義ではないが、社会原理を具現するものだと言ふ方が穩當であらう。ゾンバルト氏、ハイマン氏、アムモン氏、カッセル氏などのいふが如く、カルテルやツストの合同經營は社会主義にいたる傾向をもつと解することもできるであらう。それでも、それに達するまでは社会主義でないことも亦明かである。産業は漸次結合 Gebenden の下に行はれるであらう。結合せしものは併立若くは對立關係に於ける經營よりも良いものでもあらう。Schmalenbach 氏のいふが如く、何でも結合經濟でなければならぬとして Selbst eine schlechte, selbst eine geradezu stümperhaft organisierte gebundene Wirtschaft sei heute besser als ein beziehungsloses Neben- und Gegeneinander

と言ひ、愚劣な遅鈍な合同でさへ孤立經營より良いのかも知れぬ。すべては現代的傾向として結合、合同にをもむかなければならぬかも知れぬ。併し、社會的原理を具現するといふこと、社會主義そのものであるといふことは別問題でなければならぬ。現代が社會主義化して居るかどうかは分らぬとしても、社會化して居ることは確實である。カルテルもトラストも結合經濟として出現せしもので、社會化の一の傾向であると思われるけれども、それが直ちに社會主義だとは見ることができない。クンブマン氏は兩端の折衷を取り入れるに急で、Interni-ssionstheorie をあまり無残に排斥してゐる。カルテルやトラストの如き結合資本主義(Der gefesselte Kapitalismus) までをも社會主義であるとは言ひ得ないであらう。たゞ、それは社會的原理によつて社會化して居るとは言ひうるであらう。結合的資本主義が既に事實上の社會主義であるか否かも問ふところではない。結合資本主義は社會的原理を具現するものであるといふこと、それは社會主義であるといふこととは別でなければならぬ。前者は海野の説であるが、後者はクンブマン氏の説である。國家、都市、カルテル、ツラストによつて共同經營に移ることは種々の程度に於て社會主義であると言ふが、これには強いて反對する要を

見ない。また、ある意味でゾンバルト氏、ハイマン、アモン氏の如く、それが社會主義に導くことについても強いて争いはしない。但し、それであるからと言つて、現實、それ等の結合經濟がすべて社會主義そのものであるとは言へないと思ふ。嚴密に解したる社會主義は特定な形式に限らるゝ社會化的經濟である。現代の社會的な基本的要求なるものは、社會主義よりもモット廣い社會的原理の具現そのものに基くものでなければならぬ。現代人が次の社會として社會主義を要求して居るかどうか、現代人が soziale Grundforderung として社會主義を要求して居るかどうかといふことは分らぬが、モット廣汎なる意義に於ける社會的原理社會を要求して居るといふことについては一點の疑がないと思ふ。

社會的原理の具現を要求するに於て、現代の社會化せし國家、國家社會主義も現はれたのであるし、都市公營も現はれたのであるし、トラストもカルテルも現はれたのであり、社會主義も亦その一形式として現はれたのである。現代人の社會的な基本的要求は社會主義といふが如き狭義な社會化よりも、モット廣汎でモット包括的な社會化としての社會的原理社會そのものにかゝつて居るのであらう。現代のこの一般的傾向は抗拒することができぬ。現代國家はそれ

が文明國である限り悉く社會政策を行ひ、社會化的經濟の途に進んでゐる。即ち現代國家は例外なく社會的原理を具現してゐる。

社會化は程度によるのではなく、その性質により種類による。如何なる程度に於ても、それが社會的原理によるならば、それを私は社會化と解する。社會化と社會主義化とは思ふ。レプケ氏は社會化を *Folkssozialisierung* のことだとし、オツペンハイマ氏は *Vollsozialisierung* のことだとするけれども、レ氏オ氏の *Sozialisierung* は社會主義化のことであるし、私の社會化はモット廣義な社會的原理の具現を意味する。

現代の社會は社會主義に向ふといふよりも、社會的原理の具現に向ふ。社會的原理の具現は諸々の形ちをとりうる。そこに、大小様々の程度に於ける社會化が行はれる。合理經濟、強制經濟、戰時經濟、混合經濟、結合資本主義、公營、協同組合など、諸々の形式に於て、社會的原理が具現せられるを見る。

社會と經濟とは到るところ結合して居る。現代の傾向は特定の經濟的形式に行くといふよりも、凡て社會的經濟であるといふことに於て一致して居る。現代の經濟は社會と結合して、社

會化せざれば存立することができないのである。この傾向に逆行するが如きものは、何ものとも雖も薙ぎ倒されて滅亡するといふのが現代の現代たるところである。然らば、現代社會は社會主義化するといふよりも、社會化すといふべく、現代社會は次の社會として一層よく社會的原理の具現を求むるものゝ如し。

この現代的大勢に順應して、國家も資本主義も社會化したのである。果して然るか、次にこれを見ん。

二 國家の社會化

現代の趨向は社會化である。國家内の個人も自由に放任すべきでなく、國家的有機體内に排列せられ、各その占むべき位置について、個人のために生活すると共に、社會のために生活すべきであるとする。國家は最早自然法的契約體と見られず、有機的存在と見られる。總體のために個人が犠牲に供せらるゝのが社會であり、個人は社會の犠牲となつて、全體の調子を整へ、全體の保全をはかる。經濟は最早個人の關心事でなく、社會の關心事であるとせられる。

社會の下には諸々の團體が等しく含まれる。國家もその一であるが、ロードベルタスやその他の社會主義者は、國家に望をつなぎ、國家によつて平等なる社會を造り出さうとつとめた。カウツキイ氏は經濟の國家化は社會主義社會へいたる自然の進化階段であると言つたが、この場合、國家が社會主義の分類たるを否とを問はず、社會化したのである。現代の國家はいづれも社會化し、或は社會化しつゝある。個人に不信認を表し、社會を以て基準とするのが現代の特徵である。社會を基準として社會化するには個人の自由を許すわけには行かない。そこで、諸々の方法手段をつくして、個人の自由を制限するにつとめる。社會主義は反自由主義であるが、一切の社會化的社會は大小様々の程度に於て反自由主義である。社會を基準とすれば必ず或程度個人の自由を拘束し束縛しなければならぬ。何となれば、社會基準の社會は必ず強制社會で、強壓的規範を設けて、大小様々の程度に於て個人に干渉し、その自由を奪はなければならぬからである。一切の社會は反自由主義に居り、干渉主義に居ると言へる。

國家の經濟を社會化して個人の自由を奪ふのは全體の福祉を齎さんが爲めである。現代の國家はいづれも福利國家である。全體の福祉を企圖實現せんが爲めに、個人を犠牲にするので、

在來の自由主義的法的國家に對し、現代の福利國家は反自由と干渉とを逞ふ。福利國家に於ては、個人は全體のために生存せざるべからず、個人は何づれも公共的福祉を實現すべき義務ありとせられる。

かくの如く全體を基準とするからには、現代の國家は程度の如何に拘はらず、何づれも社會化さざるを得ない。福利國家たるには、國民の福利のために國家が中心となり、個人の利己や氣儘を制限して、これを國家によつて監督され干渉される經濟本位となさなければならず、それはすべて規律されたる經濟に向はなければならぬ。個人の自由と我儘とが行はれ、それが甚だしければ甚だしい程、經濟は全體によつて規律せられ社會化して行く。經濟的進化がその速度を増すや、これを統一する必要を生じ、これに應じて經濟は急に國家化する方向を辿ることとなつた。國家によつて統率さるゝ經濟は個人の自由と氣儘とを制限する仕組である。

現代の文明諸國家はいづれも經濟を社會化しつゝあるが、これが社會主義であるか否かは別の問題である。ミセス氏の如く國家なる全體によつて個人的な私有財産を撤廢して生産手段を公有に移すことが社會主義であるとしても、それは無論國家を中心として經濟を有機的に統一

する仕組とは自身一體ではない。經濟の國家化は資本主義の見地即ち個人主義の立場から行ふことも能ざるから、經濟の社會化を以て直ちに社會主義そのものと見做すことはできない。但し、資本主義にしても、個人的立場から社會的立場に移動すれば、社會的資本主義となるから、それは社會化といふ見地に於て社會主義とは何の異るところもない。社會的資本主義や國家資本主義なるものも亦社會化の一形式であると解するに何の差問はない。(それは社會主義そのものではないけれども)

現代の國家は一樣に個人を基準とすることから社會を基準とすることに向つてゐる。こゝに大小様々の程度に於てではあるが、現代國家は一樣に社會化したといふことができる。

三 資本主義の社會化

資本主義は自由主義であり、個人主義である。社會主義社會を以て、社會のために個人を犠牲にした社會と言ふべくんば、資本主義を以て、個人のために社會を犠牲にした經濟組織と言ふことができるであらう。資本家は利己主義者である。資本家は全體の運命などといふことに

は關心しない。資本家といふが如き利己主義者が資本家階級といふが如き全體のために忠誠をつくす道理がない、徹底的利己主義者たる資本家がその所屬階級のために圖つて忠なるは、ただそれによつて自己の營利の目的が達せられると考へるからである。資本家の階級に屬するのは自己を目的となし階級を手段とする義によるものである。よつて、資本家階級は全體を目的とする社會的集團にあらずして、個人を目的とする社會的集團である。

資本主義と個人主義とは切つても切れぬ關係をもつであらう。ボーレイ氏は *Der Kapitalismus hat die privatwirtschaftliche zu Voraussetzung und ist ohne diese gar nicht denkbar* と言つて居り、資本主義と個人主義とを全く同一視して居る。資本主義が個人主義の立場にある限り、それが現代特有の貧困と罪惡と階級的對立とを惹き起したとして、逃路を社會化されたる資本主義に求むるも止むをえない。

個人的資本主義は經濟主義で、經濟的に優勝しうる仕組みであるが、これに對し、社會主義は必ずしも經濟に集中するにあらず、寧ろ非經濟的契機を重視し、勞働條件を改善し、教育を高めるなど、すべて人間の福利を圖ることを主眼とする。そこで、個人主義的資本主義が社會

化されるれば經濟的能率を高め効果を増大するかどうか分らず、却つてその能率と効果とを低下減減することさへあると想はれる。それでも、資本主義が個人主義たる地位から社會主義たる地位に轉じなければならなくなつたのは、時代が經濟の能率や効果よりも人間の福利を目標として進んで居り、その目標はあくまで *Streben nach mehr Menschenglück* であり、一層人間の福祉を増大せんとするからであらう。こゝに時代の特質が求められる。

個人的利己主義の立場にあることは最早許されなくなるにいたり、個人主義的資本主義も亦社會化するにいたつた。時代が資本主義をして個人的立場にあるを許さず、資本主義と雖も能率だ効果だといふことで一切合切だとなることができなくなつた。現代に於ては資本主義と雖も同類の困窮に共鳴し、その福祉に感應せざるをえなくなつたのである。こゝに、資本主義の社會化した原因がある。

資本主義が社會主義に結びつき、若くは、社會化するにいたれば、社會的資本主義 (*Sozialkapitalismus*) たるにいたる。個人的資本主義が社會的資本主義化するには時代が一般に個人よりも社會を本位にをきこれに向ひつゝあるからである。現代では個人に對する信用は薄

くなり、それだけ社會に對する信用が増しつゝある。それだからと言つて、社會が全く個人を押し退け、それに代るといふようなことはない。純粹個人本位の社會は個人あるを知つて社會あるを知らないから、唯個人的生活をなし行く生存現式であつて、人間を全體として有機體の中に排列しながら全體的生活をなすうる仕組みではない。個人を個人としての生活といふようなことは原始以來文字通りなものとしては行はれず、人間は他の仲間と提携して生きる形式をとつた。それ故、個人本位を強調する人間生活は人間固有の仲間生活に反するとして、いつかは凋落衰敗しなければならぬ約束のものである。これまで、個人主義、自由主義に終始して餘りに過度な信用を個人に拂ひ、負ひ切れぬ重荷を個人に負はしめたので、混亂が來り、竟に破綻が現はれたのである。この混亂と破綻とを脱出する道はもう一度仲間生活に入り込むことである。但し、餘り仲間生活に深入りすれば、再び、原始以來の人間生活の基本形式に背反することとなる。人間は仲間を奉仕し、社會に吸収せらるゝが爲めに仲間生活を始めたのではなく、仲間、社會を利用して、個人にてはなし遂げ能はざる一層高度な完全な生活をなさんがためである。人間の生活は社會を利用して生活する義即ち利存主義による。生活の目的は個人であつ

て、あくまで社会ではない。これを顛倒して仲間生活を餘りに強調するものが社会主義であり、現代諸國家であり、また、現代に特有なる社会化的思潮及其の傾向である。海野の利存主義より觀れば現代の生存形式は一の極端から他の極端に推移せしもので、一の過誤から他の過誤にいたつたものであると判定せられる。

人間が個人として生活すること能はざるは、その仲間生活の性質上分り切つてゐる。人間の基本的生存原理にそむいて、個人主義だの自由主義だのといふ旗幟を押し立て、個人を本尊となし、前代より現代にかけて人間の生活を不快になし悲惨になしたのであるが、今又、再び他の極端に推移して、別の過誤に入り込まんとして居る。社会は個人の利用してもつてヨリよき生活をなし遂ぐる手段たり道具たるに外ならない。然るに、この手段たり道具たるべき社会を神壇に祭り上げて、恭く禮拜するのが現代と現代人である。

自由なる個人の代りに絶対に組織化される社会を置き換へて、これに跪座し、これを禮拜するのが現代人である。ラテノウ氏が經濟は最早個人の關心事ではなく、社会の關心事であると言つたのは、現代では最早個人を相手にすべきではないから、これを斥けて社会を本尊としな

ければならぬといふ義である。レロウ氏 (Leroux) が個人が全體のために犠牲になる社会組織即ち社会と名付くべきものであるといつたのは、個人を見捨て、それを犠牲にして、社会をもちたてなければならぬといふ意である。ゾンバルト氏が個人的な市場組織は既に去つたといふのも、個人時代は去つて社会時代が來たといふことを別の言葉で現はしたものである。現代に於ては、いづれの途より進むも、個人を去つて社会へ行くのである。これが誤りであると思ふ。

個人と社会とは有機的に統合されなくてはならぬ。個人によつての生活は決して人間として生存する目的を達することはできない。之は人間生活の始原に於て證明せられたことで、それが爲め、人間は仲間生活を始めたのである。然るに、今度は仲間生活を過重したが、仲間生活はたかく個人の生きて行く方便に過ぎない。人間の生活には個人も社会もいる。人間生活に於てその一を欠けば到底人間にふさはしき生存をなすことができない。人間生活を完成するためには、個人と社会とは統合しなければならぬ。但し、統合する仕方には二ある。一は個人を本位として、社会をそれに統合する方法であり、二は社会を本位として、個人をそれに統合する方

法である。この二の中、前者のみが正しいであらう。海野の利存説によれば、個人が社會を利用して生きて行く方法のみが正しく、これのみが眞の人間生活を可能ならしむると考へる。

個人主義的社會は個人あるを知つて、仲間あるを知らず、社會を無視する。個人主義的生活の實驗は近く破綻を現はし、やうやく救ふべからざる形勢を呈露しつゝある。社會的主義はいづれも社會あるを知つて、個人あるを知らない。この方法によれば、手段たり道具たるべき社會に對し、個人を犠牲にせんとするのである。後の場合即ち現に開展しつゝある社會で、その完全社會にあらざるは海野の把持する原則に照らし明白である。

個人的資本主義が社會化して社會的資本主義に向ふのも、個人を本位とすることから、社會を本位とすることに向ふ一の途である。如何なる程度に於て、個人的資本主義を社會化するのであるか分らないけれども、それは大小様々の程度に於て社會化するであらう。絶対に社會主義若くは社會化方向によつて動搖されるやうな資本主義があるかどうか知らぬが、理論的にはかやうな程度にまで資本主義を社會主義化し若しくは社會化することができであらう。各種の干渉が行はれ、規範と強制とが前後左右に湧き出づる現代にあつては、資本主義と雖も多分に

社會化されざるを得ぬであらう。カルテルやトラストは社會主義の前提であるかも知れぬし、現今市場的機構は過ぎ去りつゝ、社會化的經濟を迎へつゝあるかも知れぬ。然らば、資本主義がその根底にいたるまで社會化的思想によつて動搖されることもありうるであらうし、又、然か考へることもできる。但し、社會化がそのやうな程度にまで徹底するは人間の理想的生存形式に合ふかどうかについては別の問題である。社會をもちたてるに急にして、個人を全く逐放せんとする主義からは決して人間の合理生活、理性生活は現はれぬであらう。

資本主義と個人主義とは表裏して發達して來た。資本主義は個人主義によつて其全盛をなし遂げ、個人主義は資本主義によつて思ふ存分活躍した。個人主義と社會的主義の目標は異つて居るので、個人主義的社會より社會本位の社會へ入り込めば、經濟の目標とするところも異つてくる。社會本位主義は經濟的な能率や効果よりも、人類の福祉に關心するであらう。個人主義的資本主義にあつては最大なる經濟的な能率と効果とを目標とするが、これに對し、社會本位主義は最大限の社會的福祉を目標とする。個人本位思想は利己主義に終始し、社會本位思想は愛他主義のまわりをめぐつて廻轉する。

併し、利己主義の個人本位思想と利他主義の社會本位思想とは矛盾せざるのみならず、兩者は統合關係にあり、相提携し相補充しなければならぬ性質のものである。經濟的な能率と社會的な福利とは兩々結合して、各完全化しなければならぬ。工場福利増進には經濟能率主義と民衆福利主義とが結合して居る。鐘淵紡績會社、クルツプ會社、ツオイス會社、フレゼ、ハインチエ、ブランケルツなどの福利増進事業は職工に住宅を供給し、食堂、俱樂部、圖書館、學校補乳場、託兒所を供給してゐる。福利増進事業とは工場労働者に對し、社會的福祉増進の目的をもつて、經濟的進化の結果必然的に生起せし工場の害惡を任意的動作によつて輕減除去することである（工場福利事業に關しては拙著「社會事業概論」一篇六章、三節參照）工場に於ける雇主と労働者との労働關係、生活状態に改善を施し、物質的困窮を輕減除去し、かねて、精神的要求をも充實させることは用意深き資本家企業家の怠らぬところである。かゝる福利事業は資本家によつて行はれる限り、個人本位のものたるは明かである。但し、その動機のうちには任意的動作 (Freier Thätigkeit) によつて、經濟的進化の結果必然的に生起せし社會的害惡を除く去するといふことがあつたら、決して、それは社會政策家の動機と類を異にするものではない。

50

社會政策のうちにも、社會事業のうちにも、社會的倫理がいり込む。社會政策や社會事業は集團的なるものであるから（社會政策は第一次集團的なるもの、社會事業は第二次集團的なるもの—「社會事業概論」一篇三章四節參照）個人的倫理には關係がないが、社會的倫理に關係がないとは言はれない。社會政策は法的なもの強制的なもので、愛を脱出するけれども、社會政策にあつても全く愛を欠き心情を欠くといふわけには行かぬ。社會事業にいたつては、多分に愛と心情とが入り込む。社會政策は法+愛といふ形式であり、社會事業は愛+法であつて、兩者の間に法と愛との位置が異ふ。社會政策に於ては法が主であり、愛が従であるが、社會事業に於ては愛が主であつて、法が従である。但し、社會政策と雖も、その組織体内は全く愛を欠くのではない。愛と法は社會政策にあつても社會事業にあつても抱擁されるが、たゞ、その占むる位置が異ふだけである。社會政策と雖も全く愛を欠くにあらず、それは法と共に倫理にも出入する。そこで、社會政策と社會事業とを社會的倫理より見るときは、社會政策は「法的關係より階級政策を行ふ社會的倫理」であるに對し、社會事業は「法的關係や階級的對

立を除き集團的に社會的障害を除去する社會的倫理」であるといふことになる。社會政策も社會事業も個人的にあらず、集團的であり、集團政策たり集團事業たるのであるが、社會政策は「階級的全體」を對象とする集團政策であり、社會事業は「集團的全體」を對象とする集團事業である。

かくの如き見地に於て、工場福利事業と雖も、民衆の福祉と無關係なるを得ず、工場福利事業にも經濟能率と福利増進とが抱合するを見る。 *soziale Optimum* を對象となしヨリ多く人間の福利への努力を目的とする社會主義と雖も經濟的能率を無視するのではなく、技術や大規模經營の信者たるに於て資本主義と何の異りはない。たゞ、資本主義と社會主義とに於て、經濟的能率と民衆福利の位置が異ふ。資本主義にあつては經濟的能率+民衆福利であるが、社會主義にあつては民衆福利+經濟能率であらう。資本主義に於ても、社會主義に於ても、經濟的能率と民衆副利とは不可分なる關係をつくつて居る。

資本主義と雖も民衆の福利を度外することができなければ、それは、いずれにしても社會化する約束のものである。然らば、必然的に個人的資本主義は社會的資本主義に轉化するべき性質のもの運命のものといふべきであらう。その如く、社會主義も亦資本主義の如く、經濟的能率を無視することができないから、民衆福利で始めても、それは經濟的には資本主義に接近し行くであらう。

個人的資本主義は個人主義的立場にあり、社會主義と對立し矛盾するけれども、社會的資本主義は社會の契機をいれ、 *sozialen* なるものとなつて居る。よつて、絶対に資本主義は社會主義と矛盾し反對するといふやうなことはない。現代の國家は福利國家で、個人主義的立場にありながら社會化して居り、社會を基準として個人を社會體内に排置し、國家の權力を用ゐて、經濟的な害惡を輕減除去するから、經濟の國家化は社會化と同一意義であると言つてよい。すなはち、現代國家は個人的立場にありながら、社會的立場をいれて居るのである。

個人的資本主義と社會的資本主義とは截然分離分斷して對立關係にあるのではなく、個人的資本主義は現代の特質に従つて、その中に社會的意義を徐々にいれつゝあり、その分量の多くなるに従つて社會的資本主義に轉化する。然らば、個人的資本主義と社會的資本主義とは兩端にあつて、彼此相推移し相呼應するのであつて、敵對關係にあるのではない。個人主義と社會

主義とは對立關係にあるが、資本主義は社會的契機をいれることもでき、必ずしも社會主義とは對立關係にあるのではない。個人的立場にある個人的資本主義が社會的意義をいれ進む程度に應じて、社會主義に接近して行く。現代諸國家は原則の上では社會主義國家と異つて居るけれども、社會化といふ點では何の異るところあるにあらず。いづれも、社會的意義の上に立つことに於ては同一である。

個人的資本主義は時代の特質に従つて社會化を免るゝ能はず、社會化の程度顯明たるにいたれば、竟に社會的資本主義たるべきである。よつて、個人的資本主義は社會的資本主義に向ふと推定することができよう。

四 社會的社會への轉向

前代現代をもつて、個人主義的社會であるとすれば、すでに、現代に於て夥しき社會化が行はれ、個人よりも社會を重んじ、これを基準として、社會と國家とを構成せんとする機運に向ひつゝある。

この社會化的機運を漸次明かに披開し開展しつゝあるのが、現代社會であるから、次の社會に於ては一層これが鮮明にその姿を現はすだらうと想はれる。すでに、現代に於ても社會や國家は殆んど全く社會原理を具現しつゝあり、純粹個人主義の立場にあるものはないと言つてよい。大體、個人主義的立場にありながら、社會的意義をいれ、社會化の過程を大小様々の程度に於て具現して居る。こゝに於て、現代の趨勢は社會的社會（個人的社會に對して）に向ひつゝありと安全に斷言することができらう。社會化體現の形式が如何なる程度と種類とに於てにせよ、現代社會では殆んど全く社會化の過程は成熟して居る。たゞに社會主義がさうであるばかりでなく、諸々の社會的主義がさうであり、従つて、その一類としての現代諸國家も亦同一種類のもの同一範疇のものと言へよう。

單に個人本位を社會本位に轉ずることをもつて人間生活の目標となすべきではない。個人と社會とが離れなく存在することは人間生活の理想的形式ではないであらう。個人は社會を回顧し、社會は又個人を回顧しなければならぬ。個人のために社會が存するのであり、社會は個人によつて生存權をうるから、個人と社會とは竟に分離することができぬ。

個人と社会とが分離することができぬとする思想に達するとき、前代に於ける社会的実験と現代に於ける社会的実験とは結合して茲に更らに大なる社会的実験に入る豫備行動が成し遂げられたことになる。但し、次の時代が果して前代と現代との実験を資料とし基礎として、一層高次の社会的実験に入るか否かは豫測することができぬ。或は單に一の極端なる個人より他の極端たる社会に移り、こゝに一の過誤より他の過誤に入り込むに過ぎないかも知れぬ。完全なる社会構成原理は個人と社会とを有機的に統合することによつて現はれる。個人と社会との有機的統合とは個人を基本として副次的に社会を統合する謂ひである。併し時代は明かに一進轉を遂げた。今に於て、既に一回轉をなしたのである。次の社会になつて始めて新たな意義と新たな形態とが現はれるのではなく、現に、既に社会を本位とする思想は成熟したのである。全般的に成熟したのである。世界廣しと雖も、文明國と言はるべきものは、何づれも個人より社会に移つて、そこに社会化を行ひ、社会的原理を具現しつゝある。現代は完全に社会化され、これが次の社会の面影としてその儘次へ輸送されて行く。

参考文献

1. 海野幸徳「社会政策概論」1—5章（赤爐閣發行）
2. 海野幸徳「社会事業概論」一篇三章四節
3. Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, 1920.
4. Kunnmann, Kapitalismus und Sozialismus, 1929.
5. Sombart, Die moderne Kapitalismus.
6. Adler Die Staatsauffassung des Marxismus, 1922.
7. Landauer, Aufruf zum Sozialismus, 1925.
8. Sombart, Sozialismus und soziale Bewegung im 19 Jahrhundert, 1917.
9. Sombart, Der Ordnung des Wirtschaftslebens, 1915.
10. Weber, M., Der Sozialismus, 1928.
11. Jostock, Des Ausgang des Kapitalismus, 1928.

第八章 今の社會と次の社會

一 社會主義社會と國家

歐洲大戰當時に示現せられた諸國の經濟政策は何づれも強制的なもので、國權を以て生産と消費とを統制した。戦時に於ける交戰國の經濟は所謂強制經濟で、いづれの國にも國家社會主義が現はれた。こゝに於て、戦後には國家社會主義若くは社會主義的國家が現はれるのでないかといふ見解が生じた。

ブレンゲ氏 (Plenge) は明かにこの形勢を看取した。氏は戦後に現はれる社會、國家を表して *Volksgemeinschaft* なる用意をあてたが「國民的組合社會」なるものは「私的經濟生産及分配の後退する共同經濟」を意味する (*Ein Gemeinschaft die die privatwirtschaftliche Produktion und Güterverteilung weit zurückdrängt*) ブレンゲ氏はいふ「戦後に於ては、一層、社會主義的社會になつたといふことが明かに言はれうる。但し、社會主義は單に社

會的組織に關するばかりではない。それは同時に最高の力と健康との現はれる社會についての明かなる意識的形成でなければならぬ。社會主義とは國家並に社會の生命的全體に個人を意識的に排置することによつて個人の問題を解決する心情である。それ以外、社會主義なるものはない。それは國家化でもなければ、官僚化でもない。だから、單なるユトピア的社會主義なる組織の出來損ひは眞實に對する虚偽と言ふべきである。個人に於けるが如く、國家に於ても、それを若々として保持させるには巧妙なる技術がある。經濟的社會が若々として保持するには、その中の個人が活々とした固有な力をもたなければならぬ。我々は平時に於ける自由に發露する國家と經濟との力の繼續せんことを希望するが、國家及經濟の内的結合は、戦争によつて、強制的な外的束縛となつて、經濟生活を拘束するにいたり、それが最早必要ならざるにいたつても、自由なる經濟生活を排除しつゝける。戦争によつて大なる經濟的な奉公と、平時に於ける經濟的方案實行の熱誠とは正に將來にのこされるであらう。それは行政的奉公の熱誠が表示される程度に應じて、活々とした形成力となつて現はれるであらう。單なる國家化は舊時の硬化を齎らすのみ。」

ブレンゲ氏は戦後に於て社會は一層社會主義的な社會になつたと論斷するが、氏は個人主義の立場をも全く見捨てず、個人主義と社會主義とを結合する考へであるようである。そこで氏にあつては、社會組織と共に、その内的精神を重要視するのであり、心情を重んずるのである。この意は十分に引用せし叙説のうちに現はれてゐる。ブレンゲ氏は、大體、戦時に濃厚となり顯著となつた「社會」「全體」によつて、次の社會が改鑄せられると考へるが、その組織體內には尙ほ個人主義時代に於ける自由だの心情だのが入り込まなければならぬとする。但し、ブ氏は兩立しがたき個人主義と社會主義とを併合せんとするような無理を押し通すので、到るところ破綻を呈露してゐる。氏は *Das System der wirtschaftlichen Freiheit müsse ersetzt werden durch eine weitgehende Beeinflussung des Wirtschaftslebens durch den Staat* と云ひ、「經濟的自由」としての個人主義が「國家を通しての經濟生活」としての強制的集中經濟組織によつて置き換へられるだらうと想像してゐる。然らば氏にあつては自由なる個人主義的經濟は強制的な集産主義的な經濟に移り行くと想像するのであらう。ブ氏は朦朧に個人主義的な具象的精神は社會主義的な抽象的精神に移すべきを豫定

してゐるのである。然らば、氏の眞意は自由主義的經濟社會は強制的集産主義的社會に轉化するといふのであり、次の社會を以て社會主義的社會に擬するのである。氏は明かに次の社會を以て社會主義的社會であるとなしてゐる。Die Menschheit Veränderung durch, die die Weise ihres Zusammenlebens wesentlich umgestalten und den inneren Geist aus dem heraus alle sehen und handeln, in seinen Tiefen sein beeinflussen

と言ひ、ブ氏は戦時に現はれし國民の活動が深刻なる影響を與へ、國民を内的に變化し相次いで、その社會組織をも變化したのであり、この影響の下に社會主義社會が出現したと見る。氏曰く、Wenn der Krieg vorüber sein wird, wird andere weltgeschichtliche Periode der Volkswirtschaft ihren Anfang nehmen nehmen als die, in der wir vor dem Kriege standen. Vor dem Kriege war die Volkswirtschaft Kapitalismus, nach dem Kriege wird sie Sozialismus sein. これによつて、ブ氏は戦前には資本主義であつたが、戦後には社會主義だと明かに言ふて居り、次の社會(現今の社會ではあるが)即ち社會主義社會だと斷定するのである。尤も、ブ氏は社會主義に對し、Volksgenossenschaft

なる文字をあてゝは居るが、民衆組合なるものは資本主義社會の次に現はれ来る社會主義なるもの、内容を一層よく表示するものとして使はれてゐる。

戦時に現はれし強制的經濟制度は社會主義を導入するに與つて力あつた。戦時に現はれたるものは *Kriegssozialismus* として、戦争による強制的集中制度の出現を促し、よつて以て、自由交易による經濟制度を背景に押しやつた。自由主義的な經濟、個人主義的な經濟は戦時に行はれし強制的集中の經濟によつて、國家社會主義になり變つた。社會主義に轉化すべく意識して集産主義的經濟制度を導入したのではないが、自然に社會主義制度が現はれてきた。國民經濟の二の組織的原理としての自由主義的經濟と強制的集中經濟とが併行して兩々存在したが、社會的原理としての強制的集中制が戦時の必要に迫られて表流となり、かくて、國民經濟を集産主義的なものに轉化したと見るのである。こゝに、*Kriegssozialismus* としての社會主義が現はれ、戦時社會主義なるものが導入せられた。戦争の壓力によつて、私經濟活動が制限を受け經濟的に國家社會主義が擡頭した。

併し、ブレンゲ教授が想像するように端的に資本主義が社會主義に轉化するものとは見えな
いし、資本主義社會の後繼者として社會主義社會が入來するものとも思はれない、ただ、この場合、原則的變化は確かに導入せられ、確立したのであらうと思ふ。資本主義が明かに社會主義に轉化したものであるか、若くは、今後必然的に資本主義が社會主義に轉化するのであるかといふようなことについてはよく分らぬ。ただ、確かに言ひうることは、個人的原理は社會的原理に轉化するといふことだけである。ストレッケル氏は今日成立存在するにいたりし社會主義は、平和の入來と共に、資本主義經濟の要素を通じて、再び破碎され、ただ、或るものに對してのみ、*Staatsmonopol* が殘存して、強制的集中制をとるのみと言ひ、戦時に出現せし社會主義經濟は戦後に續くものでないと言つてゐる。これに對し、無論ブレンゲ氏は

jede durch den Krieg erzungene ausere Fesselung des freien Wirtschaftsbens wieder beseitigen sie nicht mehr notwendige ist と云ふ流儀を反駁し戦時に於て一度確立せし社會主義は其後と雖も固定して殘存し、自由なる經濟生活と制度とを排除するだらうと言つてゐる。Taffe 教授も亦同様なる意見を發表し、資本主義の次ぎには社會主義が導入せられ次の社會は社會主義社會であると主張する。A. Voigt 氏は「市場に於ける物價の

ための経済戦争の方が、同じ物價のための政治戦争よりも忍耐されうる程度の利己主義を發露する。それが他のものよりも、個人主義的経済秩序の望ましきところである。個人主義的経済秩序にあつては、單に経済的方法によつて問題を解決することができ、政治戦争にうつたへるといふ必要はない」と言つて社会主義経済の穴勝ち歓迎すべきものでもないことを明かにし、畢竟、個人主義的資本主義は望ましいものであるから、それが社会主義に取つて代はられるやうなことはないと思像し、*und darum wird auch diese Ordnung die eigentliche Grundlage einer jeden zukünftigen Wirtschaftsordnung bleiben* と斷定して資本主義を以て次の社会にまで延長することができると考へてゐる。氏は社会主義なるものは一時凌ぎなもの、仕方のない場合、一時これに依頼する底のものと、*Die obrigkeitliche Beherrschung ist nur die unvermeidliche sozialistische Beimischung, um die Lücken und Mängel jener beseitigen zu helfen* たるに過ぎないと言つて居る。ブレンデ氏は資本主義の次ぎには社会主義が來ると言ひながら、矛盾して相合はない個人的原理と社会的原理とを次の社会に於て融合せんと擬してゐる。ブ氏は自分は全心を以て個人的

動力 *die Kraft der individuellen Selbstbetätigung* を信するのであり、餘分な外的な國家的強制の導入は経済生活を麻痺するものと考へる。個人主義については、全くその自由なる活動を促さなければならず、これを控制するが如きは、正面より反對であると強く言つて、ブ氏は *äusserer Individualismus mit innerer Sozialismus zusammen* の主義で、内と外とによつて兩者を結合し、個人主義と社会主義とを結合させるのださうである。この事の不可能なる義については、海野は明細に且つ明確に先著「社会政策概論」に於て縷説したから、こゝには繰り返へさないであらう。外的個人主義と内的社会主義とを結合するといふのは、個人的原理と社会的原理とを結合するといふに等しく、明かなる矛盾であり、思想の混同である。個人と社会とは結合することができず、同時に具象であり抽象であることも亦不可能である。個人は自由、社会は抽象で、不自由である。自由と不自由とを同一視して結合せんとするは無理で横車を押すもの、若くは、惡辣なる遁辭である。ブ氏は *So werden es verstehen, das es mir darum beinahe komisch vorkommt, wenn behauptet wird; ich sein ein bloßer Gegner des Individualismus und der freien Selbstbetätigung* と言つて、自分が

個人主義に反對すると見るのは抱腹絶倒で滑稽であると言つて居り、社會主義に個人主義を結合するのを當然のこととして居る。但し、P氏の如く個人と社會と、具象と抽象とを同時に考へるのが滑稽であり抱腹絶倒ではないか。

次の社會として社會主義を擬すべきや十分明かに決定することはできないが、ただ、個人的原理による經濟は社會的原理による經濟に變りつゝあり、また、既に變つたのである。よつて次の社會は個人的原理によつて支配せられるものでないことだけは明かである。これは事實判斷であるが、價值判斷としては、著者は新個人主義の立場にあるから、純粹社會的原理による社會を望ましいものとは考へぬ。たゞ、併し、事實、社會的原理が行はれ、また、それが將來の社會を支配するのであらうと考へることは避けることができない。すなはち、事實としては次の社會は社會的原理の支配するものである。社會主義は社會的原理によつて居り（それは「社會を基本」とする制度であるから）社會を本尊となし偶像となして進む制度である。海野は社會の偶像を打破することをその學論の一節とするであらうから、社會主義に謂ふ「社會の偶像」は最も好まざるところである。併し、事實判斷として、「社會」が本尊たり偶像たる世

界が開展するだらうと豫想することは避けることができない。現代國家は凡て社會本位で、社會的原理に支配せられるものばかりである。

次の社會にいたり社會主義が現はれるか否か十分明確に判定を下し得ないが、ただ、全體として、社會的原理に基づく社會を以て次の社會とすることは確定不動だと思ふ。社會主義社會は無論社會的原理による一種の社會であつて、幾種かの社會的原理によつて現はれつゝある社會の一である。現代文明諸國の經濟組織も亦社會的原理によるものであるが、その外、國家的企業を加重する國家社會主義（社會主義の一種にあらず、現代國家の經濟組織はそれである）も亦明かに社會的原理による經濟組織である。

現代國家、現代社會は明かに個人的原理より社會的原理に推移しつゝある。

二 過渡的經濟秩序

個人的原理から社會的原理に純粹な姿で移轉するといふようなことはありえない。個人的原理と社會的原理とが截然區分され分斷されるのは理論上のことで、實際としてはあり得ない。

學としては、個人的原理と社會的原理とを分斷し、截然一を他から區分するけれども、實際は彼此混合して居り、彼と此とを峻別して取扱ふことはできぬ。

個人的原理による個人的經濟組織と社會的原理による社會經濟組織も亦實際としては混合して居り、純粹に個人經濟より、社會經濟に移轉するといふようなことはない。そこで、現時に於ては大體個人的原理社會より社會的原理社會へ移動しつゝあるやうであるが、個人的原理社會を中心として社會的原理社會を附隨せしめて居るようなものもあり、社會的原理社會に個人的原理を加味して居るようなものもある。

過渡的經濟秩序若くは折衷的經濟秩序は何づれも個人的原理社會より一步を進めたもので、個人主義より出發して、社會的原理をいゝにいたつて居る過渡期に於ける產物である。社會的原理社會はいろ／＼の形ちをとりうるが、大體三の形式をとつて發現してゐる。集産主義 (Kollektivismus) と、平等主義 (Apuabilismus) とに同時に接近する社會主義社會がその第一類である。社會主義のうち、集産主義に偏傾して、平等主義を排除するものがその第二類であり、社會主義のうち、平等主義に偏傾して集産主義を結合せざるものが、その第三類であ

る。

國家社會主義は折衷社會主義 (Eklektischen Sozialismus) であり、或は社會主義に傾いて社會主義を主とし個人主義を従として結合するような形式のもの、或は個人主義を主として社會主義を従として結合する形式のものもある。この場合、國家社會主義が過渡的狀態たるを表示するもので、純粹社會主義、純粹個人的主義といふが如く分立するにあらざるを知る。一は社會主義に傾いて、個人主義を加味し、他は個人主義に傾いて、社會主義を加味する。基準となるものが個人主義であるか、社會主義であるかの相異はあるが、過渡的經濟として兩者を併せ取り入れ、彼此出入する方針をとるにいたつては、何づれも同一である。過渡的經濟秩序としては、これに折衷的集産主義 (Eklektischen Kollektivismus) と折衷的平等主義 (Eklektischen Aqualismus) が加はる。過渡的經濟は何づれも個人的原理と社會的原理との兩々關係するもの、併合するもので、何づれかその一が重きをなして居ても、純粹個人的原理によることも純粹社會的原理によることもできぬ意味の反映と見るべきである。

個人主義經濟と社會主義經濟とが同時に現はるゝ社會は、一の狀態より他の狀態に推移する

社會と見ることができ、一の狀態と他の狀態とは多數の中間狀態によつて結合され、一の狀態から他の狀態に漸次的轉成をなすので、突然一の狀態より他の狀態に飛躍するのではない。個人的原理社會が突然社會的原理社會に飛び移るのは多く學的な概念的考察たるに止り、實際では、中間狀態が交錯し、異つた原理が混合してゐる。そこで純粹個人主義と純粹社會主義との間には多數の中間階段が現はれ、つねに純粹個人主義より純粹社會主義に飛躍移動するといふようなことはない。個人的資本主義社會より一足飛びに集産的社會主義社會に移動するが如く考ふるは誤解である。そのような一方的變動なるものは實際としては存しない。概念的にはそのような突然變化を考へうるが、實際としては、個人主義と社會主義とは多くの階段によつて、漸次的推移をなす。一方に個人主義を代表する純粹自由主義と純粹經濟主義 (reine oder absolute Okonomismus) があり、他方に社會主義を代表する純粹集産主義と純粹平等主義とがあるが、この二は單に現實の經濟の兩端を表示するのみ。實際では、個人主義と社會主義とは提携し相出入する。國家社會主義は社會に重きを置くが、それは個人主義を基準として社會に重點を置くこともできるし、また、社會を重點として個人主義に依ることもできる。

この場合 國家社會主義なるものは、個人主義と社會主義との混血兒であつて、純粹個人主義でも、純粹社會主義でもなく、その何づれにも偏することができぬ。研究家にしても、社會運動家にしても、一方に個人主義、他方に社會主義といふやうなことは多くの場合あり得ないのであつて、如何なる程度にか個人的原理と社會的原理とを取り入れ、折衷説をつくつて居る。實際的な社會實驗にあつても、思想としては純粹であるが、實際としては異なる思想を取り入れ、折衷に終つてゐる。個人的自由主義の經濟組織に於て、絶對個人の自由は許容することができぬとし、又、それに國權をいれて干渉するが如き、社會的經濟にあつても、經濟の自由をいれてそれを緩和する如き、到るところ、自由主義經濟と社會主義經濟とが混つてゐる。それに、社會主義的實驗も露西亞を一例とするが如く、純粹社會主義は成功しえないので、資本主義と妥協し、抱合して、混合狀態過渡狀態に低迷して居る。この事は現今さうであるといふだけでなく、將來に於ても恐くさうであらうから、次の社會に於ても純粹個人的原理社會より社會的原理社會へと移轉するようなことはないかも知れぬ。現今、個人主義經濟と社會主義經濟とが混合して存在して居るやうに、將來に於ても、絶對的社會主義社會といふよふなものは空

想であるかも知れぬ。思想の上に於て、個人主義と社會主義とを兩斷するように、又、學に於て截然これを別物として取扱ふように、現實ありのまゝとしてはさうあることができないであらう。

個人的原理と言つても、社會的原理と言つても、大體、學に於てさう見、さう取扱ふまで、純粹個人的原理が驀直に純粹社會的原理に移轉するかどうか分らぬ。大體、個人的原理より社會的原理に移移するといふ見地をとらなければならぬが、全く個人的原理を蟬脱したる社會的原理なるものがあるかどうかは疑問である。この意味で、デイチエル氏の如く個人的原理と社會的原理とを對立觀念と見ることができるとも疑はしい。が、私の見地は大體さう見るべきであると言ふまで、一の狀態から全く他の狀態に移轉すると主張するのではない。そこで、海野は個人的原理と社會的原理の關係についてはデイチエル氏の如く嚴密に對立する觀念とも見ないが、デイル氏、フォン・ウキイゼ氏、ブリーフス氏の如く、それを以て二の觀念を表示するに足りないとも考へない。たゞ、この二の觀念は絶対に對立はしないが、大體、對立すると見る。

マルクスは理論的に個人主義と社會主義とは對立的のものと見て兩分したが、戦後の社會及國家に於ても純粹社會主義若くは全社會主義 (Vollsozialismus) といふようなものは現はれない。個人主義と社會主義とは無限に多くの關係に出入して錯綜して居り、將來とても、果してそれが純粹社會的原理によつて社會が構成せらるゝか明かならず。マルクス前のユトビヤ社會主義は無論純粹社會主義ではなく、部分社會主義 (Teilsocialismus) であつた。戦後の狀態を以てするも、マルクスが考へたように個人主義社會が社會主義社會に轉化するような形勢は見えず、現に在る個人主義的經濟と社會主義經濟とは兩々併存し結合して混雜を極めて居る。現時の混雜せる數多き混血經濟の要素を彼此分斷することは容易ならず、現時の經濟は個人主義より明かに社會主義に轉化したと見ることはできない。ただ、大體、個人的原理による經濟は社會的原理による經濟に轉化しつゝある一事にいたつては畧ぼ明かであり、且つ安全に然か推測しうると考へられる。併し、それであるから、社會原理社會は個人的自由とその要素とを排除しつくすと言ふをえず、依然として、次の社會に於ても個人主義と社會主義とは兩立し交錯し結合するであらう。ただ、次の社會は大體社會的原理を主とし基準として個人的原理を取り

入れる方針をとるものであらうとは畧安全に推測しえられる。十九世紀の前マルクス社會主義は純粹社會主義にあらず、部分社會主義であつた。部分社會主義は純粹に社會主義と言ふをえず、それはその組織體内に個人主義をいれて居る。それは一刀兩斷、個人主義から分立し得ないものである。部分社會主義は個人主義と資本主義經濟とを取り入れ、これをそれまで存せし國家的強制々度に比ぶれば却て優越するものと見做し、ただ部分的に個人主義に改鑄を加へただけである。それは經濟上の自由競争をも認めるし、公正なる方法による競争は全く自由であつて宜いとした。マルクスによつて全社會主義に轉化したけれども、戦前に於て、この形勢は現實の史實がそれを打ち破り、却つて、戦後に於ては無數の混合形態が現はれて、到底、一の状態より他の状態に移動するとか、個人主義的經濟は社會主義的經濟に移轉するとかといふことが言はれなくなつた。

かくて、次の社會は個人主義的經濟社會より明かに社會主義的經濟社會に移轉するとの斷定には達しがたい。今の社會は次の社會の面影であるが、今の社會が提示する實勢は資本主義的社會が社會主義的社會に轉成するといふ明確にして不動なる根據を與へない。

個人的原理と社會的原理との對立若しくは併存に於て、大體、社會的原理が優勢になるといふことは畧安全に推定せられるであらう。然らば、次の社會は大體「社會」「全體」「國家」を重點となし基準となすものだと考へうる。ただ、併し、さうであるからと言つて、個人を全く驅逐し去り、その自由を全く剝奪するといふようなことは考へ得ない。個人主義に對し、極端にこれを克服して、それと正反對なる社會主義的經濟秩序をそれに置き換へ、自由なる個人若しくは團體の代りに、*die absolut organisierte Gesellschaft* を實現するといふように解釋することはできない。然らば、次の社會を以て社會的原理による社會だとしても（現社會はいつれもさうなつて居るが）純粹社會的原理によるものとは解せられず、従つて、次の社會としてそのまゝ社會主義社會が現はれると解することができない。

社會主義は主たる生産手段の社會的統制を行ふ集中的強制秩序であつて、經濟的財貨の個人的管理を社會的管理に移し、平等の原則によつて財貨の公正なる分配をなし、貧困と罪惡と階級的對立とを消解せんとするものである。それは經濟上の社會的正義に立脚して分配の公正ならんことを期するものでありこれを共同經濟的財産制度によつて達せんとする。こゝに社會主

義が集産主義と平等主義とを合體するものとしての面影が現はれる。社会主義が集産主義と平等主義とに依らんとするのは、これによつて貧困と罪惡と階級的對立とを除去せんとするからである。かくの如き性質の社会主義は貧困と罪惡と階級對立の淵源を個人主義だと見る。個人主義と社会主義とは對立の關係にあると歴史的にも論理的にも見るのであつて、社会主義の集産主義は個人主義の自由主義に對立し、社会主義の平等主義は個人主義の經濟主義 (Ökonomismus) に對立するとする。かように個人主義と社会主義の關係は對立的なもので一が終りを告ぐれば他が現はれるものゝように考へられて居たのである。この事の事實でないのは今の社会の史實がそれを反證する。實際は個人主義と社会主義とは混つてゐる。オツペンハイマー氏は *Sozialisierung nur eine Vollsozialisierung* と言つて居り、純粹社会主義なるものゝあるように考へて居るし Röpke 氏は「これ等の部分的社会主義はついに全社会主義にまともなるべきはづのものであり、それによつて、始めて固有なる社会主義化が行はれる。全社会主義化は單に社会主義化の程度の量的變化につきるにあらず、全く性質の變化である」と言つて、個人主義的社会が終りを告ぐれば、社会主義社会が出現するように考へてゐる。すべての自由

經濟を驅逐するところに *Vollsozialisierung* が現はれ、それが *Totalsozialisierung* だと見るのである。この構想によれば、自由主義と社会主義とは橋の彼岸と此岸とに占據し、橋そのものは兩者の間になのである。然るに、これまで提示せしが如く、個人主義と社会主義とは論理的に對立し、歴史的に對立したとは言へ、實は絶對相いれざるものにあらずして、個人的でありながら社会的なること、國家社会主義如きの立場もあるし、社会的でありながら個人主義的立場にあるやうなものもある。露西亞の實驗はあくまでも純粹社会主義で行けぬ例で、そこでは資本主義に妥協してゐる。論理的若くは歴史的に一が終りを告ぐれば他が現はれるといふけれども、現實の社会進動に於ては、個人主義を一端として、社会主義を他端として、その間に無限に多くの中間状態の排列するを見る。然らば、理論と實際とは少くも區別して見るべきで、實際上、個人主義と社会主義とは絶對に對立關係にあるにあらずして、兩者相出入し、相提携し、相融合すると見るべきであらう。

然らば、現實の社会に於て、次の社会が純粹社会主義社会であると想像することはできない。それに對しては歴史的にも現實の社会進動に於ても確定すべき根據がないようである。戦後の

社会を以て社会主義社会であるとすブレング氏もついに、Sie besagt klar und deutlich einmal, das ich mit ganzer Seele an die Kraft der individuellen Selbstbetätigung glaube und in jeder Zunahme eine entbehrlichen äusseren Staatszwang eine lähmende Altersscheidung unseres Wirtschaftslebens erblicke と言つて、個人主義方向に傾き、社会主義のうちへ個人主義を入れて、眞の社会主義とは外的個人主義と内的社会主義とを融合したものであると巧みな遁辭を見出したのである。これは純粹社会主義的立場にあらず、個人主義をそれに混和し加味した一例であらう。實際の社会は、學の便誼に従つて設定するように、或は個人主義的社会、或は社会主義的社会といふように分斷されては居らぬ。現實の社会的進動は次の社会にそのまゝ現はれる。次の社会は個人主義的資本主義社会が終りをつけて、社会主義的共同社会が現はれるといふような簡單なものではない。實際に於ては、二の要素は彼此混合して居り、分離し分斷することはできぬ。よつて次の社会を以て社会主義社会だと斷定することは早計である。

たゞ、大體、今や、個人的原理社会から社会的原理社会に移動しつゝある一事にいたつては

確實であらう。現代文明諸国家はいづれも社会的原理によつて變化して居り、勿論、社会主義もその一例となつてゐる。よつて、全體として、社会は個人よりも社会、全體、国家を重しとし、個人的統制より全體的統制へと向ひ、これぞ、人類の幸福を圖る所以なれとなすのである。

三 国家社会主義の折衷主義

国家社会主義はその名の示すが如き社会主義の一種でないかもしれない、国家社会主義は眞の社会主義ではあり得ない。社会主義は個人の所有する経済を社会共同の管理に委ねるが、通常、国家社会主義と稱するものは個人主義の一種で、社会を基準とするものではない。経済上の自由契約に制限を加へ、国家がある程度の統制を個人の自由なる経済活動に與へて、その弊害を輕減することありとも、これを以て直ちに社会主義と呼びなすことはできない。この場合、国家は私有財産を撤廢しようと思はず、交通機關といふが如き若干の經營を共同經濟に移すだけで、その他のものに関しては、すべて生産手段について原則として私有財産權を確保する。たゞ私的經營に於て特に弊害の顯著なものに限り、国家が共同的經營に付するに過ぎない。それ

は個人の經濟的な自由契約を容認するが、極端な個人的原素的經濟制度より生ずる弊害を免除するだけで、大體、個人主義を經濟的形式として許容する。それ故、この種の國家社會主義は個人主義的經濟制度の立場にあり、これについて社會的意義によつて大なる制限を加へたものであると見られる。それは、大體、個人主義の立場にあり、經濟上の自由契約を認め、私有財産を容認するものながら、それに社會的意義を加へるといふのが、在來の經濟制度と異ふだけである。それで、デイル氏などは國家社會主義を社會主義の一種を見做さず、Ebenfalls grundsätzlich vom Sozialismus zu unterscheiden ist der sogenannte Staatssozialismus と言つて、彼と法とを區別する。

併し、國家社會主義の個人主義經濟と異るところは、それが社會的意義を入れ、社會を基準にしないまでも、それに接近することにある。國家社會主義は自由なる個人の代りに、die absolute organisierte Gesellschaft を認め、個人の立場より社會の立場に轉じ、經濟は個人の持分ではなく、社會の持分であるとする。それは個々の經濟分枝にしても、個々の經濟側面にしても、全體の經濟過程にしても、社會の統制によるべきで、個人の統制によるべき

ではなすとする。Leroux 氏は eine politische Organisation, in der das Individuum der Gesamtheit geopfert würde, die man Gesellschaft nennt と云ふので社會主義の本領を表示して居るが、個人が社會の犠牲となり、社會を基準となし、社會の統制に従ふところに總ての社會的主義が入來するであらう。

國家社會主義は社會的原理を體現して現はれ出でし時代の子で、個人主義の立場にありながら、社會主義をいれ、有機的國家觀の上に私的經濟制度に讓成されし著大なる弊害を緩和し減少せんとする。有機的國家觀は個人を個人として分斷して放任せず、それを國家的有機體内に排置して、その自由なる活動を控制し全體の調子と機能とを調整せんとし、個人よりも全體に重きを置く。いづれにしても國家社會主義は個人主義的經濟組織の無政府状態を以て害惡の淵源となし、これに有機的構造を與へ、個人の活動を全體の統制の下に齎らすことによつて、時弊を矯正することができると考へるのである。經濟が發展すればする程、それが急速に發達すればする程、個人主義的經濟の齎らす個人的經濟活動の弊害は著るしく、個人的經濟に占據し、それを支配する特權者の權力濫用も著大となるから、これを放任するあらば、必ず社會を

脅威するが如き事態を生ずるは自然の勢ひである。これを控制するには個人主義的機構の機能を動かすだけでは足りないし、又、その機構によって特権者の權力濫用とそれによつて生ずる弊害とを遮断することはできないから、他の機構即ち社會的機構によつてこれをなす外に策はないとするのである。かく考へて、國家社會主義の思想が擡頭したのであるから、國家社會主義は個人的立場にありながら、社會的立場をいれし折衷説であるといふことが分る。

個人的原理が終りを告ぐるところに、社會的原理が現はれるのではないが、大體、個人的原理社會より社會的原理社會に移轉しつゝあるのは明かである。國家的社會主義の構想も個人的原理に社會的原理を加味せしもので、それは個人的原理をかなぐり捨て、奇麗さつぱり社會的原理に引き移つたものではないが、個人的原理に社會的原理を接木したものだとは言へる。時代の相は個人的原理のみでは足りないから、社會的原理を要するとして、社會的着色を濃厚に浮きたゞせてゐる。社會的原理を指して進みつゝあるのが時代の趨勢である。たゞ併し、個人的原理が終りを告げて、社會的原理がそれに代つて登場するか否かは、今のところ十分明かでない。従つて資本主義經濟組織が去つてそれに代つて社會主義經濟組織といふような限定

されたる形體が入來するかどうか、確定的に何も云ふことはできぬ。ただ、併し、全體の調子として、個人的原理は社會的原理に向つて進みつゝあり、時代がヨリ多く社會的原理を求めつゝありといふことだけは確定的である。これに従つて、國家社會主義なるものも、その形式として出現したのである。

個人的自由放任の經濟的發展は著大なるものがあつた。その中に包藏さるゝ禍根は經濟の發展が著大となるに連れ擴大されて、最早堪え得られざる程度に達した。こゝに、現代國家はこれを救ふ途は、個人を個人として存せしめず、その自由なる活動を制限しても、これを國家の機構内に取り入れて排列しそれに統制を與へることにありと考へたのである。茲に個人的見地は社會的見地に轉じたのであつて、個人的見地が終りを告げて、社會的見地が現はれたのではない。けれども個人的見地が社會的見地に向つたとは言ひうる。個人的自由主義的經濟の弊害は個人的見地より發生するものであるところに、これを矯正するものとして、社會的見地が導入せられるのである。言はば、害惡の泉源は個人として存するところにあるから、これを有機的構造の中へ收めて、organische Staatsauffassungとなすところに弊害が除去せられ

ると考へ、個人を國家的有機體の中へ組み入れ、個人をして社會によつて生活する形式に改鑄したのである。こゝに、個人的見地は社會的見地に轉じて行く。すなはち、個人的原理は社會的原理に向つたのである。ただ、個人的原理が終りを告げて、社會的原理がこれに代つたといふような飛躍的なことはない。國家社會主義は個人主義の立場にありながら、社會主義の立場をいれたものであるから、折衷であつて、飛躍ではない。但し、將來、奇麗さつぱり個人的原理が社會的原理に移り、個人主義が社會主義に移るかどうか十分明かではない。社會主義者は簡単にそのやうな飛躍が自然の推移であると考へてゐるが、事態はそんなに簡單明瞭なのではない。

大體、國家社會主義の導入及其出現は歴史的必然として、我儘勝手なる個人の恣意とその貪慾とその利己主義とを統制して、統一經濟に組み換へなければならぬとする思想の開展である。こゝに、國家がその権力を用ゐて、個人の我儘勝手な権力濫用と無制限なる利己的恣意とを統制せんとして、有機的な國家的管理を導入せし所以である。

國家社會主義の目的はいづれにしても個人の福祉にあらずして、國民全體の福祉である。個

人主義的經濟、資本主義的經濟は經濟的劣者を虐けて、單り經濟的優者の福利を念とする組織であるところから、現代國家は一部の國民の福利から眼を轉向して、全國民の福利を念とするにいたつた。こゝに於て、現代獨特の福利國家 (Wohlfahrtsstaat) が現はれ出でた。現代の國家は全國民を保護する義務をもつものと解せられ、個人の社會的障害 (Sozialer Schädigen) を輕減除去し、更らに積極的にその福利を増進せんとする思想となつて現はれた (拙著「社會事業學原理」一第四章によつて知られたし) 國民の福利は私的なものではなく、それは öffentliche Wohl なるが故に、個人の私事として捨てゝをくことができぬ。この思想の開展が福利國家そのものとなつて現はれたのである。

個人の福利より國民の福利に轉じたところにも、個人的原理より社會的原理に移動して行つた形勢がはつきり捉えられる。現代國家は最早經濟的優者といふが如き一部の國民に限り保護すべきでない、國民と言はれるものであれば、如何に劣弱なものと雖も保護しなければならぬ、イヤ劣弱者に向つては餘計國家の保護を加へ及ぼさなければならぬと考へるにいたつた。こゝに、個人の福利は國民の福利に轉じ、個人的見地は社會的見地に組み換へられた。かくし

て、大體、個人的原理と社會的原理と混り合ひながら、社會的原理がその明度を増し、現代人の生活に於てその重要さを増大するにいたつたのである。

四 聯 帶 主 義

聯帶主義 (Solidarismus) も亦過渡的状態に居り、折衷主義をとるものと考へられる。Pesch 氏は聯帶主義を以て、個人主義と社會主義との中間に來る第三の主義であると解し、個人主義は個人的分散 (Der individualistischen Dezentation) に居るが、社會主義は統一的な集中的な普遍的な Wirtschaftsgenossenschaft の立場にあり、身分、階級、職業の差別を撤廢せんとするが、聯帶主義はその中間に來り、絶對的分散と絶對的集中との間に在るもので、これが聯帶主義の名の生ずるところと言つてゐる。素より、聯帶主義は個人主義の一變種であるが、それが社會主義に接近するところを以て見れば、是又、折衷主義の立場にあり、個人的原理の外に社會的原理をいれるものと解することができる。聯帶主義は基督教に交渉があると認められる。基督教殊に原始基督教は社會主義に接觸するであらう。基督教は個々人の人

格を尊重し、四海兄弟の教説によつて愛の教として輝き、社會主義に於けるが如く個人より社會の思想に出入してゐる。原始基督教では素より共產主義的で、共に消費し、我ものと人のものとの區別を附せず、一樣に心靈的統治の下に親み合ふべきであるとした。原始基督教はいろ／＼の點で、自由なる個人的財産に制限を付した。この思想は聯帶主義のうちへ入り來つた。他人に一樣に收得を分ち與へることは道德的原則であるとする精神が波及して聯帶主義そのものとなつた。ペッシュ氏は資本主義と基督教とは水と油のように正反對であるといふが、これは聯帶主義に影響を及ぼせし基督教を重視する意味の開展であるまである。但し、そこに聯帶主義が個人主義たる資本主義に對立するものとしての社會的原理をいれ居る意味が窺はれ、聯帶主義のうちには、個人主義と共に社會主義が入り込みをることが指呼せられる。尤も、聯帶主義者のうちには、それは社會主義とは正反對で何の關係もないと言つてゐるが、聯帶主義が個人主義の一變種でありながら基督教の共產主義にも出入し、社會的見地をいれることについては毫も疑ふ餘地がない。

聯帶主義と國家社會主義とは個人的見地にありながら、社會的見地をいれる點に於ては同一

である。この點に於て、聯帶主義は國家主義と同一種類のもの、同一性質のものと考へることが出来る。聯帶主義は個人主義と社會主義との中間にあり、個人主義的立場より發する社會的弊害を回避するものとして、社會的立場を選び、これによつて、個人主義、資本主義より生ずる弊害を杜塞せんとする。收得の公正なる分配は社會的原理によらなければならぬとするのが國家社會主義であるが、聯帶主義も亦社會的分配法によつて公正なる分配を期せんとする。國家社會主義に於けるが如く、聯帶主義に於ても時勢に順應して、個人的原理のみではいけないとして、社會的原理をいれたもので、現代社會が一般に純粹個人的原理に不信任を表白しつゝある一の表現であると見られる。個人的原理を體現する個人主義と、社會的原理を體現する諸々の形式に於ける社會主義（社會主義にあらず）とは、これ等の折衷説には兩々取り入れられて居るが、それは個人主義＋社會主義の形ちをとるか、社會主義＋個人主義の形ちをとるかである。前者の場合には、個人主義が基本となつて、社會主義が附加せられ、後者の場合には社會主義が基準となつて個人主義が附加せられる。二の場合を通じて、純粹個人的原理なるものなく、又、純粹社會的原理なるものがない。

現代社會のありのまゝの相は純粹個人的原理によるものでも、純粹社會的原理によるものもなく、兩々併存し相出入して居る。但し、大體、個人的原理より社會的原理に向ひつゝあることは明かである。

五 個人主義と集産主義との折衷

現代社會、現代國家が如何なる轉向をなしつゝあるか、次の社會が如何なるものとして出現するか、明かに豫言し豫測することは出来ない。但し、現時の社會は明かに純粹個人主義的立場を見捨てつゝある一事に至つては疑ふ餘地がない。而して、純粹個人主義的見地が社會的見地をいれつゝあることについても何等疑ふことはできぬ。こゝに、今の社會が個人的見地と社會的見地とを併せもち、個人的原理と社會的原理を併せ收むる實相が看取せられる。

現代の國家や都市は集産主義を採用し、私企業を公企業に移しつゝあり、國家の任務は益々煩雜になりつゝある。國家が鐵道を國有にするとすれば、それは集産主義を實行したのであるし、都市が水道瓦斯などを公企業として經營するとすれば、是又、集産主義を行ひつゝあるも

のである。かくの如き形體を以て社會主義であると見うるかどうかは問ふところではない。それが社會主義であるとしてもないとしても、現代國家、都市が多分に個人的原理を放棄して、社會的原理に移りつゝある一事に至つては何の疑義はない。私企業の弊害を認め、また、それを公企業に移すべきだとして、それを公企業化し、集産化するに於ては、それは明かに個人的原理によつて規律せし經濟を社會的原理によつて規律し代へるものである。社會主義は社會的原理を採用する一形式たるまで、無論、そのすべてではない。それ故、社會主義が社會的原理によつて經濟を共同化しようとも、現代國家が公企業によつて民衆の一般的福利を企圖しようとも、その他何であつても、かくの如きものに對し、それ等はすべて社會的原理によつて規律するといふに何の差問へもなく、又何の疑義もない。

國家が鐵道などを、都市が道路や水道などを公營にするのは、自由主義 (Liberalismus) によるか、或は集産主義 (社會主義としての) によるか問ふところではない。それは見方によつてどつちらにも編入することができる。こゝには、かくの如き問題を決定する必要は何もない。たゞ、國家や都市が社會主義を實行しつゝあるかどうかと言ふことよりも、現代の國家や

都市は個人と個人生活とを基準として採用せず、かゝる方針は漸次撤退しつゝあり、その代りとして、一般國民と一般國民生活を基準として採用し、福利國家の實を示さんとしつゝあるかどうか問題であるだけである。この場合、現代の國家及都市は個人の福利を後にして、國民、民衆の福利を先きにして居る。この一事にいたつては毫も疑ふ餘地がない。現代國家と言ひ、都市と言はるべきものが一部の人間の福利などを目的とするにあらず、總ての國民、民衆の福利を目的とするものなることは明かである。自由主義な法的國家と雖も福利國家たるに何の變りはない。

そこで、現代國家及都市は社會的原理によつて國民、民衆の生活を規律しつゝあり、社會主義に於ける集産主義と同一の方面をとつて居ると考へられる。集産主義とは全經濟過程の社會化運営といふ義であるから、社會全體のために個人を犠牲にするものは、いづれも廣義に於ける集産主義であり、或はそれと同一方面にあるものと解すべきである。現代國家及都市は全體を基準として、全體のために、個人とその生活を犠牲に供しつゝある。こゝに、個人主義と集産主義とが併行はれる。現代國家及都市は純粹自由主義の立場にあるのではなく、全體のた

めに個人を犠牲にして、社会的見地を擴張しつゝある。現代國家が個人の経済的自由を束縛して、共同の福利を圖ることについては毫も疑ひはないが、これが一步を轉すれば、集産主義となるので、兩者の間に國家構成の原則上の相異はあるとしても、その運営の方針が「社会共同」にあることについては何の相異もない。そこで現代文明諸國と社会主義國家との間には構成上の相異があるとしても、個人より全體にその基準を置く一事にいたつては何の相異もないと見なければならぬ。

現代國家及都市の運営に於ても、個人主義（自由主義）と集産主義とは兩々併存する。自由主義と集産主義との中間には無數の階段があつて混つて居り、自由主義が終りを告げて集産主義が始るといふように考ふることはできない。通常社会主義者は簡單に自由主義的社会は集産主義的社会に移動するように考へてゐるが、我々の眼前に開展し呈露する現實の社会的進動はそのように飛躍的進化をなすにあらず、無數の階段をつたつて彼此連續する。この場合、ド・フリース氏の偶然變異説（Mutations-Theorie）が正しいのではなく、ダルウヰン氏の無數の imperceptible variation が正しいのであり、これによつて一の状態は他の状態にまで認識

すべからざる無數の中間状態を経て推移する。現代國家及都市は自由主義なる一極端より無數の階段を経て他の極端なる集産主義としての社会本位に呼應するを見る。現代國家にして何等かの方法又は手段によつて全體に基き個人の自由なる経済活動に制限を加へないものはない。現代國家の経済は如何なる意味でか強制的なもので Zwangswirtschaft の面影をもたないものはない。それが國家資本主義と言つても、都市の公營と言つても、合理經濟（Planwirtschaft）と言つても、その他いろいろと同様な意味を異る名辭によつて表示するまで、これ等のものを一括して同一範疇の下に收め、社会的原理を體現するものであると言つて安全に表示する。これ等の方向はいづれも個人主義ではなく、その弊害を矯正するものとしての社会的思惟に依る。これ等のすべての方向は結局勇氣さへありさへすれば社会主義であると白狀するであらうとクンブマン氏は言ひ、Man wird den Mut haben müssen, auf die Finschränkungen Vogelsteins zu verzichten und einfach zu sagen: jeder Akt positiver Wirtschaftspolitik ist ein Stück Kollektivismus, also auch ein Stück Sozialismus といふ流儀であるが、社会主義と名乗らず、又、社会主義嫌ひなものにまで、強いて社会主義

の押賣りをしない方がよい。それ等のものを社會主義であると言ひ、或は社會主義でないと言ふのは分界の仕方により、見地の如何により、趣味の如何によつて異ふので、どちらにでも向くような過渡期状態を強いて自由主義か社會主義かに編入しないでもよい。漸次的連續的推移説を採るクンプマン氏さへも、この調子で、強いて一方へ編入しようとするような無理をするが、實際はそんな便利な分類をなしうるものではない。自由主義と社會主義とが無數の階段によつて分たれて連續するといふ見解に忠實ならば、兩者は無限の程度に於て混合すると考へなくてはならぬ。然らば、兩者の混合體に對し、一の方角より自由主義であると言ひ、他の方角より社會主義であるといふのは、見るもの、勝手であつて、便宜好むように決定してをいたら宜いではないか。クンプマン氏のように、勇氣さへあれば、それ等も亦社會主義だと必ず白狀せよなど、無理な注文や難題を吹かけなくても宜いではないか。それ等の人々にあつては、自分のことでも何が何やら分らないのである。いろいろと混雜したまで、それを整理して居ないので、どちらに所屬するか、歸屬するか、恐くそんなことは多くの場合分らないであらう。然らば、故ら自由主義の立場にあるだの、社會主義の立場にあるだのと言ひ切らぬ方がよ

い相手の如何によつて任意どうでも御覽下さいといふ程度でよいではないか。

現代の國家及都市がなしつゝある經濟的運営は何づれもかくの如く混雜して居る。現代國家及都市は各そのなしつゝあることの何であるや、何の主義、何の流派に屬するや、いづれも明かなる意識をもつて居ないであらう。

個人主義、自由主義と集産主義とは無數の階段によつて連續し、彼此應接して居る。これが現實の相である限り現代國家及都市が奇麗さつぱりどちらの派かに歸屬すといふような言ひ方は無稽であり不當であらう。然らば、現代社會は一般に混合状態にあるので、そこに提出せられつゝある二の状態—個人主義と社會主義—のいづれかに專屬するといふような無理な又不自然な考へ方や定め方をしない方がよいであらう。矢張り、現代社會は大小強弱様々の状態に於て混つて居り、決して純一であることはできない。海野の個性と變化と創造による歴史的學論はこゝにも繰り返へされるのであつて、海野は實在を概念化し、これを法則につくり上げるなど、いふような無法なことは極力避けたいと思つて居る。實在は唯あるがまゝに眺め、有るがまゝに取扱ふべきである。無限に連續し推移する實在を強いて概念化したり法則化したりし

て實在と似てもつかぬ似而非なるものに人爲故造しない方がよい。たゞ有るものを有るがまゝに眺める、これが實在の眞の見方眞の取扱方であらう。

自由主義と社會主義とは無數の階段によつて彼此漸次的に推移するとすれば、現實として現はるゝ社會なるものは、多くの場合、その一の方向に專屬するのではなく、混合であり、折衷であらう。よつて、この見方からも、次の社會は自由主義的社會より社會主義的社會に奇麗さつぱり轉化するといふやうな見方をすることはできなからう。ただこの場合に於ても、大體、個人的原理による社會は社會的原理による社會の方向を指して進みつゝあるとは言ひ得られるであらう。この趨勢の現はれとして、社會主義とその諸形式とがあるものであり、現代福利國家があるのであり、民衆都市があるのである。

六 個人主義と平等主義との折衷

平等主義は現代に横流する。現代人は平等を要求しつづけて居る。中世以來、人間は平等を要求しつづけた。平等は自由や博愛と共に人間とその生活とにならざるべからざる必須なも

のとして貪り求められた。ただし、形式的法的平等が求められたばかりでなく、經濟的な平等 *egalite de fait* が求められた。社會主義的生産が求められるのも、それに基く技術的經濟的條件を通じて平等が實現せられると考へるからである。社會主義者は凡ての掠奪と壓制とのない社會、階級と黨派と人種と性とに分れて他を制壓しないような社會の實現を求め、かくて無階級の社會なるものを求める。無階級の社會とは世界の人類が政治的乃至經濟的對立のない四海兄弟の状態に於て一大集團として結合せし状態にあるものと解釋する。かくの如き構想はいづれも中世以來脈々と流れ來りし平等思想にその源を發する。

社會政策は社會主義と異り、漸進的改良方法を採るが、無論、それは社會的な平等を實現せんとする一形式である。社會政策的な平均の方法は下層のものを引き上げて、上層に接近させるものである。上下兩層の平均は上を降して下に接近させる仕方と、下を昇せて上に接近せしむる方法とがあるが、社會政策の平均の方法は無論後者である。社會政策の改良方法については別著「社會政策概論」を通讀せられたいが、社會政策は私的經濟制度の進行に連れて現はれ來りし社會的害惡に對し、現代社會經濟制度を容認しながら矯正せんとするものである。社會

的立法による社會改良はいづれもこの原則に基き現代國家が下のものを引き上げて社會の平均化を行はんとするものである。

我國に現行するにいたりし社會法制を瞥見するも、社會政策の平均化は明かに看取せられる。我國では労働爭議調停法、工場法、工業労働者最低年齢法、労働者募集取締令、工場危害豫防及衛生規則、礦夫勞役扶助責任保險法、健康保險法、船員保險法などを設け、労働者に保護を加へて、それを引き上げ、上層者の享有する福利に接近せしめんことを期してゐる。その他、罹災救助基金法、恤救規則、救護法、感化法、廢兵院法、住宅組合法、職業紹介法、海外移住組合法などは貧民窮民不良兒などを引き上げて、一般國民の受ける福利と同様なる福利を享有し、或は、これに接近せしめんことを原則として制定せられたものである。

社會事業も亦下層民を引き上げて上層者に接近することを主義とし、原則としてこの方法によつて改良を進める。海野によれば「社會事業とは文化的基準に則り、集團の困窮を輕減除去し、生存の合理的方案を目標として福祉を獲得増進し、綜合的方策によつて困窮と福祉とを結合し、よつて以て、究極對象たる人間生活の完成を企圖することを目的とするものである」

〔社會事業學原理〕九七頁）海野は約一千頁を以て社會事業の學的研究を一と先づ完成し、これを一新科學として「社會事業學原理」に收めてゐる。海野の方針では社會事業は、(一)消極的、(二)積極的、(三)綜合的、(四)超越的に生存原理若くは人間生存の完成を指して進むべきものであるが、これによつて、下層にあるものを一と先づ當時の文化的水準に引き上げんとするのである。當時の文化的水準に引き上げることは、下より上へ引き上げる平均化で、これは平均化中の一の仕方である。社會事業の平均化は社會政策の平均化と同一方法に依る。

個人主義、自由主義によつて不平等が現はれ、これが現代人を等しく苦めて居る。社會政策は現代社會經濟制度を容認しながら、私的經濟組織によつて惹き起され、私有財産によつて不平均となりし社會状態を緩和して、その保全を行はんとするものである。こゝに、社會政策の平均化が窺はれる。社會事業は經濟的に倫理的に、教育的に、身體的に落伍せし窮民を引き上げて當時の文化的水準に達せしめて平均化を行ふ。

これ等はいづれも大體個人主義、資本主義の立場にあつて、然かも社會的原理をいれ、個人

を基準とすることより、社會を基準とする主義を探るにいたつてゐる。言はば、それには個人的原理に社會的原理が混つて居り、個人主義と平等主義とは折衷されてゐるのである。

社會主義は無論平等主義で、集産主義を手段として、平等なる目的を追求してそれを實現せんとするものである。社會政策も社會事業も平均化を目標とし、平等を實現せんとするに於ては兩者の間に何の變りはない。現代國家はいづれも福利國家で、社會政策又は社會事業を用ひて、上下の距りを短縮し、平等なる世界を造り出さんとしてゐる。これ等異なる途より進む社會改良方法には個人的原理と社會的原理とが混つて居り、各その一に歸一することはできない。到るところ、個人的原理と社會的原理とが併び行はれるを見る。

七 今の社會・次の社會

今の社會は大體個人を基準としながら、個人的見地の弊害に堪え兼ねて、社會的見地をも回顧しつゝある。理論的には純粹個人主義社會だの、純粹社會主義社會だのと、截然と區分することができが、實際の社會はそのやうに分類することができない。實際の社會はつねに異分

子異要素の混合である。クンプマン氏はこれに就いて In den praktisch schon Wirklichkeit sind die Grenzfall nie von Bedeutung gewesen und werden es Wohl auch in Zukunft kaum jemals werden と言つて居り、現在は勿論將來に於ても純粹社會主義なるものゝ有りうべからざる意を述べてゐる。

個人主義の規範的性質、社會主義の規範的性質といふようなものが純粹に現はれし社會なるものはないであらう。今の社會に於ても、個人主義の規範的性質が純粹に現はれるとか、社會主義の規範的性質が純粹に現はれるとかといふようなことはない。それは學に於て思惟の上でさう區分しうるのみで、實際に於てはいづれも混つて居る。

そこで、今の社會は個人主義乃至自由主義と社會主義との混合である。この場合、社會主義と云つても、社會を基本にする意味では社會的主義となるが、現代國家は例外なく社會的主義によつて、其政治的運営と經濟的運営とを行つて居る。現代國家は個人主義の場合にあつても社會的主義の立場をとつてゐる。

これによつて、今の社會に於て純粹に個人主義だ社會主義だと言はれるようなものが隅から

隅まで搜してもないといふことが分る。今の社会は個人主義と社会主義との両端に存在する無数の連続線を彼此混へて交错して居り、純粹なものと言つては絶無である。従つて、次の社会でも、資本主義から社会主義に飛躍するような形勢は今のところ認むることはできない。

たゞ、今の社会に於て明かに認められることは、個人的原理ばかりでは現代人を扱つて行くことができぬといふこと、これに随伴して既に社会的原理が入来し、これを加味せずして現代社会を運営することができぬといふ一事である。この形勢に従つて、今の社会は個人を本位としても漸次社会化しつゝあり。諸々の形式を通じて、社会を本位とする思想と施設とに接近しつゝある。個人的原理社会は既に今に於て社会的原理社会の面影を帯ぶるにいたつて居るから、次の社会に於ても、この繼續として、社会的原理は益々鮮かにその歩を進め、社会を本位とする思想を一段と濃厚にするであらう。この事は如何なる主義に於ても略同様である。現代國家に於ても、社会主義國家に於ても、以上の過程を踏襲しつゝあることについては全く同一である。

現代に於ては「個人」のみを基準にすることはできないのである。現代では「社会」を基準

として全國民、全民衆の福利を念とせざるべからざるにいたつたのである。こゝに、社会の進歩もあれば又退歩もある。著者の如く新個人主義の立場にあり、「個人」本位思想の持主にあつては、「社会の偶像」は將來その正體を明かにするにいたり、果して、今の社会が吹聴し鼓吹するが如き効能の高いものであるかどうかを疑ふのである。

参 考 文 籍

1. 海野幸徳「社会政策概論」
2. Diehl, Sozialismus, Kommunismus und Anarchismus, 1923.
3. Tugan-Baranowsky, Der moderne Sozialismus in seiner geschichtlichen Entwicklung, 1908.
4. Plenge, Zur Vertiefung des Sozialismus, 1919.
5. Kumpmann, Kapitalismus und Sozialismus, 1929.
6. Pesch, Lehrbuch der Nationalökonomie, 1914.

7. Liefmann, Geschichte und Kritik des Sozialismus, Der Arbeitgeber. 1928, Nr- 19,
8. Pohle, Kapitalismus und Sozialismus, 1919.
9. Menger, Das Recht auf den Vollen Arbeitsertrag, 1904.
10. Adler, Die Staatsauffassung des Sozialismus, 1922.
11. Sombart, Der proletarische Sozialismus, 1924.
12. Fischer, Das sozialistische Werden, 1913.
13. Rathenau, Die neue Wirtschaft, 1918,
14. Kumpmann, Sozialversicherung oder Sozialversorgung, Kölner Sozialpolitische Vierteljahresschrift, 1924, Nr. 3.
15. Pieper, Kapitalismus und Sozialismus als seelischer Problem, 1925.

第九章 福利國家

現代の文明諸國は何づれも民衆の福利を主眼となし、福利國家たる實を示しつつある。如何なる形體と主義とを採るにせよ、現代に於ては一も社會化せざるものなく、一樣に社會本位に向ひつつある。

社會主義は能率や効果よりも、ヨリ多く人間の幸福を追求せんことに向つて居る。資本主義と雖も單に利己主義に終るべきものと限つたわけではないが、營利のため他を顧みる餘裕のないのと、資本主義的營利實現の方法が生存競争の形式によるため、聊かたりとも間隙を許さず、止むを得ず、能率と効果とに集中し、營利維れ事とするのである。併し、資本主義も亦畢竟民衆の福利をいつまでも度外することのできるものではないから、現代の色調をいれて社會化しつつあり、社會的資本主義の形ちをとるにいたつたのもそれが爲めである。社會的資本主義は能率や効果の上では恐らく個人的資本主義に劣るだらうが、經濟も亦畢竟人間とその生活と

に奉仕すべきものであるから、社会化せざるを得ず、社会的資本主義の形ちによつて民衆の福利を企圖せんとするにいたつたのである。

現代の民衆国家は何づれも社会政策によつて民衆の福利を進めつゝあり、社会政策は現代政治の中心位置を占むるにいたつた。先著「社会事業学原理」に於ては、国別社会政策を縷説し獨逸、奥太利、佛蘭西、伊太利、英國、米國、加奈陀の社会政策を縷説したが、近著「日本社会政策史論」(赤爐閣發行)にいたり、更らに我國に於ける社会政策を入念に縷説した。よつて国別社会政策についてはそれ等の拙著にゆづり、たゞ、補遺として既述以外のものを掲上げ、彼此相まつて、一體として世界諸國の社会政策を大觀するたよりとす。かくて、全體にわたる、「社会政策概論」「日本社会政策史論」「社会事業学原理」及び本書に於て、現代に於ける福利國家の面影を明かに髣髴せしめ、今の社会が如何に社会本位に進みつゝある所以を知るを得せしめ、次の社会の形相をも推知するを得るやうにした。

参考文献

1. 海野幸徳「日本社会政策史論」(赤爐閣發行)
2. 海野幸徳「社会事業学原理」第六篇
3. 海野幸徳「晩近の社会事業」一篇一章
4. 海野幸徳「社会政策概論」(赤爐閣發行)

第十章 露西亞の社会政策

一 露西亞社会政策の特質

戦後にいたり、露西亞は要救護者の保護は國家の責任であるとする原則を確立した。總ての困窮が集團によつて保障せられるときは所謂集團的消解によつて困窮あれども恰もこれなきが如き姿態を呈する。原始人の生活は集團的なもので、個人的なものではなかつたから、老者、病者、貧者などは各集團によつて確保せられ、その生活は集團の保障するところとなり、困窮は個人的現象より集團的現象に轉じ、恰も個人的現象としての老者病者は之れなきが如き觀を呈した。集團が個人の生活を保障し、これに衣食を給することは大體原始時代以來の人類生存様式で、わづかに近代にいたり個人的解放によつてその生存様式が覆された。個人が自己を集團より解放すれば、個人の生活は個人が確保し保障しなければならぬから、こゝに始めて個人的現象としての困窮なるものが發生する。困窮の所謂街頭化はかくして生ずる。各種の困窮者

が家族に確保され、近親によつて保障せられるれば、困窮者は家庭に隠れて街頭にその姿を現はさない。困窮者が街頭に現はれるのは個人解放の結果、最早集團がそれを確保しなくなつたからである。

困窮の集團的消解は一定の社会組織と關係なく諸々の社会經濟制度に於て夫々行はれうる、が、露西亞に於ける社会政策の原則としての困窮者の國家的保護はこれまでの個人的責任を集團的なものとなし、集團が個人の生活を保障する意義の表現と見ることが出来る。露西亞社会政策の集團的保障は二の主義による。一は國家が國民に對しその困窮の責任に任ずること、二は國民は凡て國家の救助をうくる権利のあること之れである。この二の主義は國民生活の集團的保障の表現で、同一意義に基くものである。國家が救助の責任をもち、國民が救助さるゝ權利をもつことは國家的保障なる概念の表裏に附着する意義で、畢竟同一物であり、集團的保障の原則を二様に言ひ表はせしものである。露西亞では集團的保障によつて總ての困窮を集團的に消解せんとする主義によるもので、疾病、病弱、老齡、失業など各種の困窮は國家によつて消解せらるゝもの、また、國家に對しその消解を要求する權利あるものと見做す。露西亞社会

事業は集團的消解の一例であるが、歐米諸國及我國に於てもその社會經濟組織に應じて夫々集團的保障の形式を擴張し困窮を集團的に消解する主義を採りつゝある。今後、各國を通じて集團的消解の原則が終始を貫通するにいたれば困窮は最早個人的現象たらざるにいたり、各種の困窮は一様に國家によつて終熄せしめらるゝであらう。現時に於ける困窮の社會的脅威と個人の感ずる脅威と痛苦とは個人が個人によつてその生活の保障をなす當然の結果である。個人が個人によつて個人の生活を保障する代りに、個人的生活は凡て社會が保障することゝなれば、諸々の困窮は有れども無きが如き姿態を呈す。こゝに始めて困窮の根本的解決がある。何づれの國と雖も、意識すると否とを問はず、かくの如く個人的生活を集團によつて保障する主義に轉化しないものはない。然らば次の一世紀間に恐く個人的生活は根本的の變動を見ん。ただ階級が利己中心であるばかりでなく、個人も利己中心であるから、人間の心理的變化なくして、恐く社會的福祉の根本的解決もその増進も企圖されないのであらう。現時に於ける個人の不幸と不安とは階級的對立と、社會經濟組織とから來るばかりでなく、根本的に利己的なる人間の性情より來る。労働者は資本家が貪慾で無情であるといふけれども、労働階級に於ても聊かも利他

なところはなく、矢張り労働階級は利己を中心として終始動いて居る。鬭争、排擠、排撃は凡て理非に拘はらず相手の福利を殺ぐことに向けられるが、労働者と雖も相手方の福利を理非に拘はらず打ち毀すことに何の異りはない。こゝに労働階級の利己がある。この性情は人間に於ける生物學的なものであるから、プロトプラズマの變らざる限り如何ともする能はざるものである。海野は階級と社會組織とに基く論理よりも寧ろ個人のもつ生物學的な產物としての性情の變化に重きを置く。人間の利己が減退せざる限り凡ゆる良器良能は悪用せらるゝばかり、その可なる所を見ない。

露西亞に於ける國家によつての救助と個人に於ける救助と、權利に基く制度は社會的文化的制度保持の一側面であると見る。露西亞では戦争による犠牲、凶作、火災、水災等の災害、社會的異常現象を救治するが、社會制度及文化制度を維持するにはその中に發生する障害を除去しなければならぬ。これ等の社會的障害は凡て社會的文化的組織を脅かす害悪で、社會保存のためには先づこれを除去しなければならぬ。露西亞では乞食や寄生々活者の撲滅を勵行するが、また、落伍者の復興を大切な任務だと考へて居る。かくて兩々相まつて社會的文化的制度

を整へるのである。

露西亞の企畫しつゝある社會事業は(一)年金、(二)公設院舎、教育人民委員會、衛生人民委員會によつて特殊救助を要するものゝ保護(特別救助、教育、治療等)、(三)不具者の技能を恢復させるための再教育、病弱者の技能が部分的に保存せらるゝものゝ就業である。その他各種の要救護者も亦法によつて夫々極力保護せらるゝことゝなつて居る。一九二六年十月十一日のソビエツト露西亞共和國人民委員會並中央執行委員會の決議によつて次のものは救助せらるゝ権利を保有するものと認められる。(a)戦争によつて不具となれるもの及その家族、(b)陸海軍兵士にして戦死せしもの、及び、失蹤するものゝ家族、(c)赤軍の動員を受けし家族、(d)反革命撲滅に参加せしめ職業能力を滅失せしもの及その支持を失へる家族、(e)就業中災害を受けしもの、(f)老齡なる農民、なほ、この外、専門學校及人民大學の教授と講師、科學研究所員も亦國家の救護をうくる権利あるものと認められる。これ等被救助權をもつ基本範類の外、盲者、聾啞者、その他、特別の理由によつて困窮に陥れるものは凡て被救助權をもつてゐる。但し、救助せらるゝものは如何なるものでも労働者であり、職業能力

を滅失し、かつ、救助の必要あるものに限られる。それ故、露西亞では職業能力を滅失し自活の途なきものは労働者たる限り國家より救助せられる権利あるものと見做される。救助は凡て不能の程度及需要の状態によつて決せられる。外國人と雖も永久に露西亞に在住し、労働者であり、かつ、國民たる権利を獲得せしものは同じく國家より救助せらるゝ権利ありとせられる。十六才以下の少年を除き、職業能力滅失者として醫學検査によつて分類される範圍は左の如くである。

- 一、職業能力を滅失し、且つ、他の助力なくしては衣食にも窮迫するが如きもの。
- 二、職業によつて利益をうる能力なきも、他の助力を要せざるもの。
- 三、常職に従事することができず、かつ、規則正しく職業に従事する能力なきも、輕微な一時的職業に従事することのできるもの。
- 四、能力低下のため低劣なる他の職業に就くを餘儀なくされしもの。
- 五、常職を放棄し、それと同じ程度の職業に従事すれども、社會事業團體より救助を要するもの。

- 六、常職に従事するけれども、収入の減少せしもの。
 七、その他、八才以下の幼児を扶養せざるべからざる義務ある両親及近親にして戶外労働によつて生活を維持すること能はざるもの。

二 私的社會事業

露西亞は國家によつて集團的に困窮者を保護する主義をとるがソビエト露西亞共和國社會救助人民委員會は一般民衆の支持を受け私團體によつて援助せられてゐる。その外、私團體も亦社會的救助の第一線に出動し、國家と共に社會的困窮者の救助に努めてゐる。露西亞の私團體中、著明なものは、一、全露西亞不能者協同聯合會。二、農民共濟會。三、都市に於ける救助協會及相互救助協會。四、全露西亞盲人會。五、全露西亞聾啞協會などである。

露西亞の窮民は國家によつて權利として救助せられ、私團體も亦極力救助に當るが、露西亞社會事業の著明な特徴となりをるものは社會保險制度である。露西亞の社會保險はその組織の強盛なるのみならず、財力も亦豊かで、あらゆる賃銀労働者とその家族とを保護するものであ

る。

三年金制

露西亞の年金制度は國歩艱難で財政窮乏の折から一氣に呵成することのできない狀勢にある。國家の財政も地方の財政も窮乏し居るから年金要求者に諸々の制限を附せねばならなかつたが、財力増進と共に漸次年金制度は整へられつゝある。すなはち、一九二二—二三年には國は九萬八千八百三十人の年金受領者を取扱つたが、一九二七—二八年にはそれは三十五萬人に増加した。かくて年金受領者は年々増加し、その價格も亦増加しつゝある。たとへば、一九二一年には不能者に支拂ひし年金平均二一八ルーブル五〇コペツクの價格であつたが、一九二六—二七年には二九一ルーブル六〇コペツクに増加した。かくて年金受領者の範圍を擴張し、年金價格引上げの見込ができたので、一九二二年發布せし社會的救助法を改正する必要を生じ、一九二一—二七年の間に諸々の法律を發布した。一九二三年二月十六日には共和國々民たるに適當なる資格を具備する年金受領有資格者を限定したが、それによつて一萬一千六百人が年金

受領者に數へられた。この中には革命に特殊な功勞ある指導者、科學者、人類と國民とに貢獻すること大なる工藝家美術家、國家機關を整頓するに與つて力あるもの、國家の經濟、技術、知的改善に參與せしもの、赤旗章所有者、義勇公に奉ぜしもの、殊にソビエツト共和國に忠誠をつくせしもの、その職務に忠實なるものが加へられて居る。一九二四年一月廿一日、人民委員會議發布の法令及び一九二七年六月廿二日の改正法、及び、一九二四年六月廿八日の法令によつて人民大學、專門學校の教授及講師、研究所員にして廿九年以上勤續せしもの或は六十歳以上のもの、十年以上勤續のものにして職業のため勞働能力を減失せしものに對し退職年金を與へる規定ができた。これ等の法令は又職業のため不能力となりし科學者並に大學教授の家族にも適用せられる。一九二五年一月卅日、人民委員會議並に中央執行委員令により、勞働により不能となりしものに對し社會保險會社は法規の定むる保險金を支拂ふべきものとされたが、國內戰爭によつて困窮する農家及其の傭人とそれ等の人々の遺族に對しても保險金を支拂ふべきものとされた。この法令により、現今戰爭によつて不能となりしもの、及び海陸兵の家族二萬人が保護される。戰爭による不能者とその家族、死亡者及失蹤者の家族、赤軍に動員されし

もの、家族、反革命戰爭に参加して不能となりしもの、家族を救恤する法令が發布されたが、この法令は中央執行委員會を通過し、一九二六年十月十一日の人民委員會議の裁可をえたものである。この法令によつて勞働者の被救助權は著るしく擴張され、救助要求に關し諸々の制限と規定とは撤去された。従つて、救助出願期日經過といふやうな行政上の手續によつて無効となるが如きことはなくなつた。なほ、平均給に對して如何程の年金を支拂ふべきか、如何なる範類をそれに適用すべきかの決定は凡て統一され集中された。最後に一九二七年十月十五日の中央執行委員令によつて軍事年金受領者は倍加され、貧者と老農夫の扶助が國家の掌中に收められた。

これ等の法令によつて年金受領者は増加し、救助の質は改善された。たゞに年金受領者が年々増加せしのみならず、衣食に對する最も必要な需要を充足することができるようになつた。

不能者並に孤兒に對し最大限の保證をなすため院舎を供給するが、院舎保護は十六歳以上の不能者に適用される。院舎に收容するものは不能の程度及種類によつて取扱を異にする。但し

收容を欲せざるものは院舎保護に付せられない。院舎に收容せられしものは國の費用によつて欲するものを與へられるが、現今院舎收容者は二萬六千六百人に上る。不能者收容を目的とする院舎の外、社會的廢頽者に職業教育をなし、又それ等のものを再教育するため別に院舎を経営するが、これによつて乞食並に淫賣婦を保護する仕組である。

四 社會保險

露西亞では凡ゆる災害を保險する主義をとり、一時的就業不能、不能、母親、死亡、失業、職業上の疾病、災害に對し保險を實行したが、一時、財政上の困難によりその範圍を制限せざるべからざる窮境にあつた。そこで、養老年金を撤廢し、不能者給與に關しては勞働力喪失の輕微なるものに保險利を適用しないこととした。その上疾病保險への加入は一定期間就職するを要する條件を付し、失業保險にも制限を設けた。これ等の制限にも拘らず、社會保險の盛なること他の歐米諸國の遠く及ぶところではない。社會保險については國家が全責任を負ひ、雇主は凡て參與せず、被保險者も亦何の名目を以てするも出資する義務がない。かくの如きものが眞の

集團的消解の義である。雇主や被保險者の出資するが如き現行の保險制度は恐く全負擔を國家に於てなす過渡的な集團的消解方法であらう。これが一步を進むれば何づれの國の社會保險制度と雖も全責任と全負擔とを國家に於てなす完全な純粹な集團的消解に進むであらう。この際最も原則的なことは集團的生活の確立と、従つて、集團的責任觀の明かとなることと、相次いで集團的消解の行はれることである。個人が個人によつて生活する形式が一轉して個人が集團により國家によつて生活することとなれば個人的消解は消え失せ、ただ集團的消解とその方法とのみが残るであらう。現今、歐米諸國に行はれつゝある國と雇主と勞働者との分擔による社會保險制度は半ば集團的責任（實は集團的責任に立脚するが、未だそれに達し切らざる過渡的のもの）に依るもので、これ等はそれによつて立つ原則を明かにするにいたれば、やがて國家が全責任を負ふ主義に一轉し、こゝに完全なる集團的消解の形式に達するであらう。國家が全責任をもつ集團的消解は如何なる社會組織に於ても實行可能である。

露西亞では各種の社會保險が實施されたが、それ等の保險は凡て國家の全責任と見做される。革命前の露西亞では社會保險はわづかに萌芽の境にあり、雇主と勞働者によつて資金を

分擔したが、その額は僅小で、三十人以上の工場に適用された。現今では労働者の九〇%が保険によつて保護せられ、その中には手工業者も抱擁せられる。ただ除外せられるものは小資産をもつ農民、工匠の徒弟、農村に於ける工匠、都市に於ける工匠である。但し、これに對しては任意保険が實施されたが、尙ほその中にも農業労働者は除外されて居る。現今、一千万の労働者中九百万人は保険によつて保護され、その外、ソビエツト露西亞政府の使用人も亦社會保険の適用をうけて居る。

現今、露西亞の實施する社會保険左の如し。

- 一、一時的不能保険は不能者に一時的保護を加へるが、尙これによつて被保険者又はその家族の死亡にあたり一定の給與をなす。
- 二、母親 保險
- 三、職業によらざる不能に關する保險並に世帯主の死亡に關する保險
- 四、職業による災害若くは職業上の疾氣による不能保險（家族をも救助する）
- 五、失業 保險

六、被保険者の醫療

被保険者は二の範類として取扱はれる。第一範類のものは各種保險の恩典に浴する。第二範類のものは單に一時的不能の場合か雇用によつて生ぜし災害に對する不能か職業上の疾病による不能の場合、及死亡にあたり埋葬費の支給か、雇用若くは職業上の疾病による災害により死亡せしもの、家族に年金を支結するか何づれかの中その一の恩典に浴する。

一時的不能保險

一時的不能保險は仕事を放棄せし翌日より起算せられ、復職するまで有効であるが、恢復せざるときは永續的不能として別な取扱をうける。一時的不能保險は不能期間を通じて給料の全額を支拂ふ。給料の額は不能となりし前三ヶ月間の現實的給料によつて定められる。但し該金額は地方によつて異なる。露西亞は全國を六地區に分ち、各地區に夫々一定の額を定める。一九二六―二七に平均給與は一ヶ月六十一ルーブルである。詐欺的行爲ありしもの、若くは、監督官廳よりの呼出に應ぜざるものはその權利を喪失する。

醫療は衛生官署によつて行はれ、保險會社によつて監督せられ、一時的不能者治療に適當な

る醫師名簿を作成する。紛議は保險會社の指名せし議長と、保險會社醫師と衛生官署の醫師によつて成る監督會議により取扱はれる。凡て醫療は無料である。埋葬費は不能者並に失業保險加入者の死亡に對して支拂はれるが、それは又その家族にも適用せられ、夫又は妻にも及ぶが、兩親、十六歳以下の兒童（在學中のものは十八歳以下）祖父母にも適用される規定である。なほ、近親にして埋葬をなしたる場合には該費用は官より拂ひ戻される。埋葬費は地區によつて異り、第一地區は四十五ルーブル、第六地區は二十一ルーブルである。

母親保險

母親保險は出産前後八週間に適用せられ、出産の費用をも含む。母親保險は登録されたる正當な結婚は無論とし、非登録の結婚にも適用せられる。妊婦は賃銀全額を受取り、九ヶ月間の養育費をも支給される。これによつて母親と嬰兒とが完全に保護せらるゝは言をまたない。

不能保險

不能者として保險に加入せしものは終身保險を受取る。年金額は不能の程度と勞銀とによつて異なる。雇用若くは職業上の疾病より來りたる災害は不能の程度大なるものと見做される。

一般に賃銀勞働者は勤続年限如何に拘はらず不能保險に加入することができる。但し、五十歳後不能となりしものはその前少くも八年間は勞働に従事せしものでなければならぬ。保險金受領者は不能の程度に従つて六の範類に分たれる。年金額は不能前三ヶ月間にわたり被保險者の取得せし収入によつて定められる。不能が職業上の疾病以外なるときは第一範類のものは収入の三分二、第二範類のものは九分四を取得する。保險金は受領者の給料若くは収入によつて決められる。卸商若くは他人を雇用するものは年金受領資格を喪失する。不能者死亡の場合、遺族は年金を收得する権利ありとせられる。年金受領額に差異がなければ雇用による災害若くは職業上の疾病によるものたると、その他の原因とを問はないことになつて居る。露西亞の法律では災害は最廣義に解釋せられ、(一)勞働時間中に起りしもの、(二)長上よりの命令實行中に起りしもの、(三)長上より命ぜられはしないが、會社若くは長上の利益のためにせし勞働によつて起りしもの、(四)法によつて禁ぜられたる場所にあらざる會社附近の居住地に起りしもの、(五)工場へ通勤中若くは退場中に起りしものは何づれも災害と認められる。

失業保險

如何なる理由によるも仕事より離れしものは失業保険に加入することができる。熟練職工、精神労働者の職業なきにいたりしもの、赤軍より除隊となりし兵士は即時失業と認められ、一定の期間を付せないが、労働組合所屬労働者に對しては六ヶ月、労働組合所屬使用人に對しては十二ヶ月間、その他の失業者は三年後にいたらなければ失業者と見做さない。

失業保険金を受領するには労働紹介所で登録しなければならず、労働紹介所のないところは労働組合で登録しなければならぬ。保険金は三ヶ月間にわたり失業せし日より起算して支拂はれる。その期間中、保険金の一五〇%を労働によつて收得せしもの、若くは、失業前三ヶ月中の平均賃銀の七五%を收得するものに對しては受領資格を取消す。但し、家族の収入はこの中に加へないこととなつて居る。なほ、十六歳以下の児童をもつもの、労働不能のもの、父五十五歳以上母五十歳以上のものに對しては家族の費用として保険金は増額せられる規定である。労働紹介所に虚偽の供述をなし、適當なる理由なくして與へられたる労働を拒絶するものは保険金受領資格を喪失する。一九二六―二七年に於ける失業保険支拂金額は七千七百萬ルーブルに上り、全保険金豫算額の一三%に達する。

休養所、療養所、健康増進所に於ける保護

この種の保護は年々重要な度を増大しつゝあり、一九二六―二七年には三千萬ルーブル即全保険金豫算額の五%の支出をなして居る。その期間五十萬人の被保険者はこれ等の療養所に收容せられた。たいていの保険會社は休養所、療養所をもち、若くは病院の中に所屬ベットをもつ。治療所、休養所には五萬四千のベットがあるが、その七〇%は保險會社の直接監督に屬する。健康増進所に收容せらるゝものは幾千にも達するが、ここでは食物を給與され、醫療を加へられる。健康増進所へ出入する旅費は保險會社の負擔である。

被保険者の醫療はいづれも、保險會社の義務であり、それは、露西亞人民衛生委員局長の責任になつて居る。衛生局では、醫療に要する費用を調達するが、この資金は保險會社の支出にかゝり、衛生局ではこれを受取り被保険者に拂渡す仕組である。被保険者の醫療はその治療と豫防とを通じ凡て無料である。醫療基金については衛生局で立案し、それを査閲して保險會社と労働組合と保險局代表者との合同豫算會議に提出するが、それは更らに地方ソビエツト執行委員會の裁可をうけて實施せられる。かくてえたる成案は保險會社の同意を経ずして變更するこ

とができぬ定めである。地方基金は聯合基金の三%を支出するが、この基金により不足を生ぜし地方へ補充として支出し、尙ほそれは豫防方法實施のためにも使用される。そこで、醫療基金は保險會社の出資と國家の補助と地方基金により成りたつ。保險會社の醫療に用ゐる金額は年々遽増し、全出資額の三〇%に當る。一九二六—二七年に於ける醫療保險額は一家族當り平均三十五ルーブルである。一九二四—二五年治療費は一億二千三百萬ルーブルに上り、一九二五—二六年に一億八千二百萬ルーブル、一九二六—二七年には二億二千八百萬ルーブルに達す。

社會保險の資金は國と労働者を備用する公私團體の出資によりなつて居る。労働者は如何なる意味によるも出資するを要せず、雇主は如何なる名目を以てするも勞銀よりそれを控除することができない。労働者はすべての社會保險に加入する権利があり出資あり其遲滞する場合と雖もさうである。この外資金には出資の遲滞による罰金、労働法に抵觸せし罰金を加へられる。出資額は勞銀の支拂總額(時間労働割増、物品給與、賞與を含む)に比例する。出資には二種あり、一は通常出資、一は特惠出資である。一九二六年には出資率は勞銀總額の二三・四%に、一九二七—二八年には一四・四%に當る。雇主は特に保險會社に對し、誓約すべきもの

とされ、この誓約に登録せられる定めである。すべての出資は露西亞ソビエツト共和國立銀行に拂込まれる。

社會保險豫算額は年々増加しつゝあり、一九二四—二五年には四七四、〇〇〇・〇〇〇ルーブル、一九二五—二六年には七二、〇〇〇・〇〇〇、一九二六—二七年には八五二、〇〇〇・〇〇〇、一九二七—二八年には九三三、〇〇〇・〇〇〇ルーブルである。出資額の増加は賃銀増加と労働者の増加とによる。

保險會社は社會保險制度の中心をなし、すべての社會保險は社會の運営にかゝる。保險會社は地區制度によつて組織せられ、地域内の賃銀労働者に對し責任を負ふ。交通労働者に對してのみ會社は他の組織によつてその職能を行ふ。

概して、保險會社は最小三十人の賃銀労働者たる被保險者を含む地域を取扱ふが、現今、會社の數を減少しその活動範圍を擴大する方針をとつてゐる。保險會社はすべて労働委員局の管轄となつて居り、その一機關たるが故に凡て國家組織に入り込むべきものであり、地方内地商業聯合會議の選出する委員によつて管理せられる。保險會社は保險會社の上級監察委員と労働

農民検査局との監督を受ける。全露西亞を通じて地方労働委員局に於ける保険行政によつて地方保険會社を監督し、保険會社に對する被保険者の苦情をきき、要求を受理する定めである。更に地方労働委員局に於ける保険行政は露西亞ソビエツト共和國の中央社會保險部に附屬する。この中央社會保險行政は一般行政を指導し、法の適用に關し専門的解釋を施し、社會保險聯合基金を監理し、全國にわたりその利用を按排する。

要之、露西亞の保險制度は國家の責任たる原則によつて、全賃金労働者を抱擁してこれを保護し、頗る徹底する保險制度を布いて居る。なほ、露西亞の社會保險制度は頗るよく統一され、一の集中機關の下に地方機關は頗る美事なる統一をなす。終りにそれは自助機關として運営され、労働者に直屬し、労働者によつて労働者の福利のために用ゐらるゝものとなし、聊かも雇主の關與を許さぬものとする。その外、露西亞に於ける地方保險會社の分布は一定の原則によりて定められ重複を避けて居る。露西亞社會保險の精神と主義とは何等かの理由により正常なる生活をなす能はざるものをして正常なる生活状態に復せしむることを目的とするものである。これによつて、國民の健康を保證し、健康と労働力とを維持し、國力の保持並に増進を

圖る義が明かにされる。露西亞に於ける社會保險は國民の生活を保證し、一には國民の福利を増進し、二には國力を保持せんとする精神と主義との最もよく表はれたるもので、國民の生活を保證する原則が遺憾なく表現せられて居る。

五 不能者保護

露西亞では年金制並に特別院舎保護を行ふが、その外、社會事業の根本主義として不能者に労働を與へつゝある。不能者の身體並に道德の異状態を恢復することに努め、職業能力を復興することに全力を擧げて居る。不能恢復はその全體にわたり、身體的欠陥の治療より始め、選擇せし職業の教授をなし、遂に、一定の職業に従事せしむることに極む。これ等不能恢復に要する費用は總て國の負擔である。不能者の教育は容易に一般的知識の水準を高めるが如くになり、特殊職業の再教育を行ふ。不能者の身體的精神的状态を回顧し、それに相當するように前職業乃至適當なる新職業に要する教育を施す。不能者は高等學校若くは特殊學校に入學せしめられ、それに應じて國家の免許狀を受取る。

人民社會救助委員會では不能者に對し五の特殊職業學校を開設した。これ等學校教育に要する費用は國家の負擔であり、一般會計に組み入れられる。特殊學校は主要なる地方に設けられ、土地の状態に適合するよう特殊化する主義を採つて居る。學校で教へる教科目は不能者の選擇に任せ、その身體並に精神状態や既得の技能に適合せしめ、かつ、勞働市場の需要供給を回顧することゝして居る。人民社會救助委員會は實際的な練習をもなし、不能者にして不能者協同組合の徒弟たるべきものをも保護し教育する。人民社會委員會は徒弟に要する費用を支辨し、正規の年金をも現金を以て支拂ふ。不能者には容易に適當なる職業に従事することのできるやうな仕組となし、公的救助人民委員會及人民勞働委員會によつて作製される帳簿に登録され、職業獲得に對しては先優權を與へられる。なほ、不能農民を保護する特別な方法も講ぜられて居る。

不能者協同組合は不能者の自治を原則とする不能者保護機關である。國家は物質的にも精神的にも不能者を支援し、生産不足に對しては補充する手段を講じ、納税についても特別な取扱をなす。協同組合は生産すると共に販賣する。協同組合は生産販賣をなす混合機關として許可

される。協同組合に入つて勞働する場合、最初六ヶ月間は給料不足にして生活を維持することできないとき月々年金を支給される定めであるが、すべての職業が不能者に不適當であり、且つ、徒弟を奨励する場合には二五%までは有能者をも加入せしむることができる。協同組合の加入は任意である。協同組合と共に相互救助基金制なるものが設けられて居るが、その基金は協同組合に對し保險會社の役目をつくす。

一九二七年四月には露西亞に四千四百三十五の協同組合が存在し、その會員三萬六千三十六人に達する。その中、一四・九%は生産組合、三四・四%は商業組合、四三・七%は混合組合、七%は勞働者協會と呼ぶ組合である。一九二七—二八年に於ける全協同組合の取引額は六億六千五百萬ルーブルに上る。組合員の五二・二%は世界戦争によつて不能となりしもの、その他は職業などによる不能者である。

六 聾啞者保護

盲者、聾啞者及び工匠も亦保護せられるが、保護の原則はこの場合に於ても被救助者の自助的

精神を作興し、勞働能力を恢復することである。一九二五年七月六日の人民委員會議令によつて全露盲人會の規定を裁可したが、その目的は職業の形に於て救助すること、盲者の知識の向上とである。この協會は中央委員と地方に多くの支部をもつて居る。國家はこれに對し租税を免除し、補助金を與ふるなど、各種の保護を講じて居る。なほ、これと同様な保護は聾啞者及小手工者にも加へられてゐる。

七 農 民 保 護

農民相互保護組合は一九二一年創設され、既に最も強盛な團體となつて居るが、その目的は貧困なる農民に對の相助の實を擧げしむるにある。それは小農民の自助精神を作興し、自力を以て富裕なる農民 (Koulaks) にあたふことを目的とするものであり、貧困なる農民並に中層農民をして仕事と組織とに協力し、財政的法律的互助をなさしむる。

一九二六年十月一日に於ける農民相助組合は七萬二千に上るが、その中農民は五〇%であり、その基金は一九二三―二四年には一四・五七六ルーブル、一九二四―二五年には三一・八

六〇、一九二五―二六年には五七・七一三ルーブルである。農民組合は九千の企業を營み、一萬八千の農具をもつ。農民組合の努力により一九二五―二六年に二十八萬八千の貧困農民が組合に加入することができた。組合は一九二三―二四年に於て金品を以て三百九十一萬六千ルーブルの救助をなし、一九二五―二六年には六百九十萬八千ルーブルの救助をなした。

これによつて露西亞は歐洲大戰前と異り、福利事業に於て頗る面目を一新し、救助を要するものには悉く救助を與ふる原則を樹立し、諸々の方法によつて國民の物質的並に文化的需要を充足しつゝあをる知る。

八 保 健 保 護

社會衛生の原則

露西亞共和國の國民衛生の方針は一般生活状態及勞働状態を改善することを目的とする。社會衛生は國民の健康に對し障害を與へる有害なる影響を研究し、且つ、悪影響を軽減し若くは除去する手段を案出するが、露西亞は會社衛生の原則により國民の生活状態及勞働状態を改善

し、もつて、國民健康問題を解決せんとする。

この原則に基き、露西亞は労働者の健康を増進するにしても、その生活状態と労働状態との改善に主力を傾倒する主義をとる。そこで、すべての労働者に對して労働時間を減少し、乃至少年と婦人労働とを改善すんとする。十四歳以下の少年労働を禁止し、十四歳より十六歳の少年の労働時間を一日四時間に制限し、十六歳より十八歳の少年少女に對しては六時間となし、すべての筋肉労働時間を八時間とした。なほ、精神労働者と健康に有害なる労働に従事するものに對してはその労働時間を六時間に制限して居る。

革命十年祭に際し、露西亞政府は一般原則として八時間労働制を七時間に短縮することを命じたが、この法令は既にある範圍の工業に適用せられつゝある。婦人労働については特別な保護が加へられる。工業に従事する婦人は出産前後各八週間給料をそのまゝとして休養をなすことができ、女事務員は給料を受取りながら出産前後各六週間の休養をなすことができる。婦人が有害なる労働に従事し若くは夜業をなすことは禁ぜられて居る。婦人労働者にして嬰兒に哺乳させざるべからざるものは労働時間中と雖も仕事をやめて授乳することができる。

監察については労働者より成る特別委員があつて工場内並に企業を監察し、違法の行動ありや否やを調べる。

露西亞の衛生保護は社會衛生の原則により正常なる生活並に労働状態を保持することを目的とするものであるが、この精神は再び豫防に於ても示されて居る。露西亞でも疾病は單に治療せらるゝのみならず、豫防すべきであるとせられ、それを未發に防遏する主義をとる。正常なる生活並に労働状態の原則確立は露西亞共和國が福利國家たる實を示すもので、帝政時代の衛生状態は頗る悪く傳染病の蔓延するに委す有様であつた。かくの如き前後の事情を考量すれば、新露西亞に於ける社會衛生の原則の確立は見免すことができない。尙ほ、舊時代の不良なる衛生状態を改むるには單に治療のみでは及びかたく、旁、豫防が大切な手段だと解さるゝにいたつた。これ等の推移は何づれも新露西亞に於ける生活状態並に労働状態改善なる社會衛生の原則が表流となつて現はれしを物語るものである。

施療及施療所

帝政時代の露西亞に於ける醫療は甚た不良の状態にあり殆んど放任されし觀がある。一九一

二年にいたるまで疾病保険基金実施さるゝにいたらず、わづかに災害並に急病に對し醫療が加へられ、治療所へ送らるゝのみ。然るにこの基金の實施さへも官憲並に工業家の激烈なる反對に會ひ、一九一七年全露西亞を通じ僅かに十五所の治療所が設置せられしのみ。帝政時代には醫療組織は極めて空疎で、自治體 (zemstvo) なき縣では二千キロメータアの地積と人口九萬八千人とが一醫療地域として指定され、カウカサスでは二千八百八キロメータア、人口七萬八千を一醫療地域として區劃した。自治體ある縣では多少好良で一九一〇年一醫療地域は七百十キロメータア、人口二萬八千人となつて居た。然るに、この貧弱なる醫療組織さへも世界大戰によつて打ちくだかれ、自治體なき縣では醫師が動員せられし後は醫師によつて治療せられず、衛生官吏の取扱を受けしもの五一%に上り、カウカサスでは六七%自治體ある縣でもそれが三九%に上つた。それに醫師の動員されて無醫師となつた醫療地區さへもあつた。

併し、この十年間事態は著るしく改善の緒に就き、醫療地區は増加し、病院に於ける病床の數も増加した。一九一三年には露西亞共和國を通じ一四六・三六一のベッドがあり、一九二六年にいたり、それが二〇六・四一四に増加した。たゞに醫療地區が増加せしばかりでなく、醫

療の標準も高められた。革命前即ち一九一四—一六年に於ける物理治療所は僅かに四ヶ所であつたが一九二七年にいたり、それが九十四ヶ所に激増し、その中七は科學研究所であり、十九は獨立團體、その他は病院附屬の物理治療所である。ラヂオ治療所は戦前わづかに萌芽の状態にあつたが、一九二七年には四百六十八ヶ所に増加した。無料齒科治療は戦前には絶無であつた。一九〇七年にはモスコウ縣に於て十四萬二千二百三十二人の職工を有つ百三の工場を通じ工場治療所で齒科醫を備用するもの僅かに四あるのみであつた。一九二七年にいたり、都市には九百六十の國立無料齒科治療所ができ、千七百六の椅子と二千三百七十三人の齒科醫と、百三十五の齒科工場とを見るにいたつた。農村には、國によつて四百五十一の椅子が供給せられ、學校並に學童の家庭に於ける齒科治療も亦勵行せられつゝある。

特殊な醫療機關には研究所が附屬して居る。モスコウ、レニングラードには精神病研究所と整形所とがあり又兩所にはラヂオ研究所がある。なほ、モスコウには、神經心理研究所があり、カザンには顆粒性血膜炎研究所がある。

醫療の標準を高むるため醫師の高等教育機關がレニングラードに設置されたが、毎回講義に

は二千五百人の醫師が聴講する。カザンに於ても同様な講義が行はれるが毎回六百人の醫師が出席し、近時シベリアのトムスクにも同じ試みが催されて居る。その他、醫師の特殊研究の便を圖り、細菌研究所、肺結核研究所、花柳病研究所などいふ特殊研究機關が開設されて居る。

露西亞では肺結核と花柳病の治療は全く無料である。國民病撲滅は國家の責任であるといふ意が最も明かに示されて居り、それは個人責任より國家の責任へ轉じて居る。施療所を肺結核と花柳病との治療機關として居るが、ここでは治療の外豫防をもなし、かつ相談をもなす。施療所では患者の生活状態を調査し、それに従つて療養の方法を差圖し、工場や仕事場の衛生状態を調査し、労働者に對し衛生上の改善を圖る。なほ、施療所では間接に衛生増進の方法をつくし、兒童遊園、食堂、晝間及夜間療養所を設けて療養に便す。施療所員は受持區域に對し衛生上の宣傳を行ふ。施療所の活動を有効ならしむるため社會後援會議なるものが設けられたが、議長は施療所の醫師がこれに當り、會議には醫師聯合會、保險會社、婦人部、青年協會などの代表が參加出席する。施療所の花柳病撲滅員は傳染の系統を調査し、警察と協力して傳染

中心の撲滅をはかり、罹病者には人民委員會令に則り治療を強要する。露西亞では花柳病の治療については強制主義をとる。施療所に附屬するものとして防遏館なるものがつくられて居るが、これには病者にして失業するもの、花柳病に罹れる婦人及姪賣婦を收容し、これに宿舍を與へ且つそれを仕事場たらしむ。

花柳病施療所は一九二二年の創設にかゝり、戦前には一個所もなかつた。戦後一年にして二十九ヶ所開設せられ、一九二四年には六十ヶ所、一九二六年には百五十ヶ所、一九二八年には百六十五ヶ所に増加した。なほ、モスコウには國立花柳病研究所が開設せられ、科學的研究をなし、専門醫の養成をなす。

一九二八年には國を通じ、肺結核施療所は四百四十一ヶ所に達し、附屬病舎には七千八百四十六のベットが用意された。それに夜間療養所たる新式の肺結核治療所ができたが、これは早期患者にして輕症であり、働きながら治療を加ふれば容易に全治すべきものを收容する。労働者は終業後夜間療養所に入り、作業服を脱ぎ、療養所により給與せられたる衣服に着換へ、入浴し、滋養食を攝り、大氣にひたり、開放されたる窓の下に眠り、翌日再び自己の作業服を着

て工場へをもむく仕組である。これによつてたゞに早期療養をなしうるのみならず、患者に衛生的習慣をつくり、病患に處する方法を知らしむる。

保 養 所

露西亞には肺結核患者の保養に資すべきところ甚だ多く、その數一千に達するといふ。諸種の保養所が國內に散在し、クリミヤの西部、黒海の邊より、コウカサスにいたる地方には氣候保養所があり、コウカサス地方には山岳保養所があり、その他、荒原保養所、鑛泉、泥浴などがコウカサス、シベリア、中部露西亞などに散在する。氣候保養所はすべて無料とし、かつ、療養所として組織されて居る。人民衛生委員會は國民の健康を増進するために患者の治療を容易にし、かつ、保養所を療養所たらしむべく全力を傾けて居る。そこでは滋養食をも公給する。患者は國立療養所で取扱はれる外、任意公私の治療所に来り、宿屋や寄宿舎で療養をうける。一九一八—一九二六年の間に治療所に來た患者は七十三萬六千六百八十五人であるが、その中、四十四萬七千二百二十七人は療養所で取扱ひ、二十八萬九千五十八人は外來患者として取扱つた。この期間取扱總數は實に一千七百七十七萬六千五百五十人に上る。一九二七年度に於ける取

扱患者の内譯は勞働者四七%、使用人三一%、農夫三・四%、學生四〇%、勞働者及使用人家族九%、軍事負傷者一六%、その他三・五%である。疾病の種類は肺結核が二四・%、神經的疾患が一六・八%、心臟と血管との疾患が九・二%、消化器病が七・九%である。

治療所は地方にも及び、地方治療所が到るところに設けられた。一九一八—一九二六年に治療所で取扱ひし患者數は一百萬人である。

兒童と母親との衛生保護

露西亞では兒童の健康増進については積極的な手段が講ぜられ、學校に於ける衛生検査は無論として、身體的教育が全國の兒童に加へられて居る。ただに遊戯によるのみならず、すべて健康を増進するが如き諸方法は相次で動員されて居る。それは正常兒に向つてなされるのみならず、異常兒に向つてもなされる。これ等兒童の健康増進は施療所を中心として行はれ、豫防的な相談によつてその目的を達しやうとする。一九二六年には國を通じて、七十五の相談所がある。虚弱で肺結核にかゝれる兒童に對しては學校保養所が設けられ、且つ、夜間療養所が提供される。神經質な兒童や精神薄弱兒に對しては院舎保護が加へられる。都市に於て兒童の保

健に任ずる醫師は一千百六十一人である。その他、私團體の兒童保護事業をも奨励し、子供の友會、共產青年、婦人部、青年開拓會、醫師聯合などが出勤して居る。共產青年會は二百萬の會員を有し、青年開拓者は百八十萬の會員をもつ。

母親並に嬰兒保護は主として國の司掌するところで、中央並に地方ソビエツトによつて運行され、社會事業團體によつて援助されて居る。露西亞では如何に僻遠なる所でも母親並に嬰兒保護の思想はよく普及して居り、宣傳啓蒙と共にその理解と共鳴とを開拓し、ある。工場、商店、官公衙では百人の選舉人につき一人の割合を以て男女代表者を選出するが、これは農民に於ても同じである。農民及婦人代表はその地區に於ける諸々の社會團體に割り當てられ、殊に、學校、乳兒院、兒童施療所、母視ホームなどに割り當てられて居る。施療所は母親並に嬰兒保護の中樞機關となつて居る。地區施療所に附屬して居る工場所屬の代表者、施療所及乳兒院の醫師は集つて生活並に勞働に關する衛生改善委員會をつくる。改善委員はその代表する社會の需要を調査し、如何に療養機關を利用して健康を恢復乃至増進するかについて啓發をなす。委員會は(一)社會救助部、(二)兒童委棄部、(三)衛生宣傳部、(四)住宅部の四より成る。

社會救助部では代表者は地區内私生兒の母親を調査し、これに對し無料をもつて牛乳、兒童の器具を供給し、かつ、金給をもなす。兒童委棄部は母親ホーム所屬の代表者を以て成り、私生兒の母親にしてその子を委棄せんとするが如きものを保護し、その需要を調査し、家庭保護をなし、財政的援助をなし、その復興につとめる。露西亞に於ける棄兒數は今尙ほ高率を示すけれども、革命以來著るしく減少した。帝政時代には棄兒極めて多くモスコウの棄兒保護ホームのみでも一年二萬の棄兒を取扱つて居るが、これ等の棄兒は農民に引き渡され、醫療保護を欠き一團となつて死亡する慘狀であつた。帝政時代に於ける露西亞の棄兒は一年五萬人を數へた。これに對し、革命中、豫防的手段が講ぜられ、ソビエツト政府は私生兒の觀念を全く除去し驅逐した。私生兒と公生兒とは全く同一の待遇が與へられ、かつ子供に對する親の權利を否認し親の子に對する義務を設定した。ソビエツト政府の結婚法は兒童の福利を基準として制定せられしものである。兩親はその結婚を登録せしと否とに拘はらず等しくその子に對する義務を負ふものとせられ、肯ぜざるものに對しては裁判所はこれを強制する。露西亞では兒童養育は法典中重要な部分である。近時多くの母親ホームが開設せられ、特にそれが私生兒の母親に提

供せられた。下婢にして妊娠中解雇せられたものは母親ホームに收容せられる。その外、私生児の母親に向つて避難舎がつくられ、それには仕事室をも附設して保護を加へるが、一九二六年に於けるこの種の避難舎は二十六である。私生児の母親にして家庭のあるものに對しては、政府はその児童の教育に任ずるが、モスコウではそれに對し三十ルーブルの教育費が支給せられる。生活の低いところではこれに準じて教育費が低下される。これ等の努力によつて棄児は國を通じて激減した。一九二七年に於ては僅かに一千人の棄児が登録されしに過ぎない。それ等児童は児童ホームに收容せられる。これによつて児童の委棄を防遏することができただけでなく、保護の意をも明かにすることができた。未だ児童ホームに於ける死亡率は高いけれども、革命前に比ぶれば非常に低下した。革命前には棄児の死亡率は九〇%であつたが、現今ではそれが三〇%に低下した。現今でも死亡率を著るしく低下しえないのは棄児保護に當るものが適當なる訓練をうけて居ないからであるとなし、昨今、棄児保護者の教育を開始した。なほ、棄児に對しては家庭委託も始められ、労働家庭に委託し、附近の施療所の監督を受くる仕組をたてた。普通、棄児は子供のある家庭に委託されるが、委託は母親たるべきものが工場労働に従

事せず、かつ、養育の時間なるものにかぎられる。家庭委託に付せらるゝ子供は自己の着物と寢床とを所有し、委託料として月三十ルーブルを支拂ふ。委託されし家庭では毎月二回子供を施療所に連れて來て診察をうけなければならぬ。これ等の児童は施療所の訪問看護婦監督の下に置かれる。訪問看護婦はその監督にあたり棄児防遏委員としての婦人代表者の助力をうくることができる。かくの如き方法によつて約二千人の棄児が家庭に委託せられた。この保護法の結果は未だ明かでないが今まで蒐集された報告によつて判ずれば好良であるといふことは畧明かだ、たとへば、一九二五—二六年にモスコウでは千二百四十人の生後三ヶ月より一年にいたる棄児が家庭に委託されたが、その死亡は五・二%である。

住宅部では私生児の母親の家庭を取扱ひ、住宅組合と協力して快適なる住宅を供給するにとめる。大都市に於て住宅不足の折から重要な事業である。衛生宣傳部は主として醫師看護婦より成り、代表者に援助せられるが、この部では地區工業企業會議を開き、私生児の母親について討議研究し、母親並に嬰兒保護展覽會を視察する。この事は殊に大都市に必要で、そこには保護を要する多數の女労働者がある。農村地區に於ては問題は複雑であるが、農村婦人代

表は母親並に嬰兒保護委員を組織し、委員は主として夏期乳兒院を設けて兒童の福利を圖る。夏期乳兒院は西歐羅巴には見出されぬ種類のもので、收穫時約三ヶ月間農村婦人のために開設せらるゝものである。これによつて兒童は母親の労働時間中保護される仕組である。露西亞の農村婦人は知能の程度の低いものであるから、乳兒院では兒童衛生上の知識を授け母親教育をなす。これに要する経費の半額は地方ソビエツトより支給するが、残り半額は協同組合、農民銀行、相互信用組合、農民などの共同出資である。一九二七年には乳兒院開設に要せし資金は二百萬ルーブルに上つた。一九二一年にはソビエツト政府所屬の乳兒院は四十六ヶ所であつたが、一九二二年には二百四十八ヶ所に増加し、一九二三年には四百七十五ヶ所、一九二四年には九百五十ヶ所、一九二五年には二千六百十四ヶ所、一九二六年には四千五十二ヶ所、一九二七年には五千三十二ヶ所に遞増した。これ等乳兒院を普及する運動は全露西亞に行はれ毎年幾千に上る農村會合が開かれ會議が催される。乳兒院に要する資金は民衆よりも醸集される。これ等の宣傳戦は學校教師と醫師との援助をえて婦人代表によつて行はれる。年々露西亞では三月八日前後に母親並に嬰兒保護の一齊宣傳が行はれ、工業會社、協同組合、トラストは巨額

の資金を寄贈し、母親嬰兒保護を目的とする團體を援助し、また新團體をも創設する。労働者は時に二三時間餘分に働き、これを母親及嬰兒保護費に喜捨する。人民委員會は一般會計の外に時に夏期乳兒院に對し資金供給を決議する。露西亞に於ては労働婦人問題と、それに基く母親保護と嬰兒保護とが重要問題となつて居る。この事は公私共通で、政府これを先導し、民間の團體及私人これに響應し、舉國一致、母親並に嬰兒の保護に腐心しつゝある。

住宅問題

露西亞政府は社會衛生の原則に基き住宅問題にも考慮を拂ひ、一九一九年六月十九日の法律によつてソビエツト國を通じて住宅の衛生検査を行ふこととした。住宅不足のため、住居たるべきものゝ保有に關する特殊の法令を發したが、近年住宅やうやく増加の傾向あり、一九二六―二七年には公費を以て住宅を建築せし總額三億ルーブルに達した（この外、私的資本によつても住宅は建築せられた）住宅の新築は凡て規定の衛生的設備をもたなければならぬ。露西亞では家賃は小作人の収入によつて異り、収入に比例して定められる。たとへば、収入が一〇ルーブルなれば家計の五・四％、給料一〇―一五ルーブルのものは六・九％、一五―二〇ルーブル

ルは七・一%、二〇—二五ルーブルは七%、二五—三〇ルーブルは七・二%、三〇以上は七・六%である。露西亞に於ける家賃の比率はエンゲル法則に基き、収入の減少に比例して家賃の増加する原則に依る。

近年、簡易給食問題が注意せられ、公衆食堂 (Zarplia) が協同組合によつて開設せられた。それには労働組合の代表者、人民衛生委員などが關與してゐる。一九二四年十月一日までに協同組合は百二十四の食堂をつくり、一日十八萬八千人分の食物を供給した。一九二五年は組合は三百七十の食堂と一日二十一萬八千人分の食物を供給し、一九二六年には五百十の食堂と三十六萬四千人分に増加し、一九二七年には六百七十八の食堂と四十三萬四千人分に増加した。かくの如く食物供給率は漸次増加の趨勢にある。食事は一食一五—四〇コベツクとなし、滋養價値は一、〇〇〇—一、四〇〇カロリーとする。一九二七年、Zarplia は學童に對し温かき食物を供給することを開始した。モスコウやイヴァノボ、ボツネセンスクなどでは工場に對し食堂が開設せられ、後者は一日一萬五千人分の給食をなし、僅かに十五ベツクを課するのみ。この食堂は四周の郡部に十二の支食堂をもち、モーターで配食する仕組である。

衛生検査はただに市場や食堂に供給する食料品を検査するのみならず、組織的に衛生的方案を施行し、國民の健康増進に鋭意腐心しつゝある。

衛生宣傳

社會衛生の原則は宣傳によつて國民に衛生思想を普及し、衛生上の興味を作興し、理解を深めることに於て遺憾なく現はれて居る。労働者及民衆健康増進をもつて國務であるとする方針は福利國家として集團的保護と社會的障害の集團的消解の原則とが確立するを示すものである。醫療が營利の具に供せられ、又國家や社會が澁々僅少な小規模な施療機關と實費機關とを提示するに過ぎざる間は集團生活の原則と社會的障害の集團的消解とは未だ明かにその姿を現はさぬ。社會的障害はすべて集團的責任であり集團の消解すべきものであるとする原則が確立するにいたれば社會保險の如きも國家が全責任をもち雇主と労働者とが一定の割前を受持つといふやうな不徹底な保護形式はその姿を隠すであらう。醫療は社會の全責任となるものであり、國家の力によつて健全なる國民をつくり出さなければならぬ。

帝政時代の露西亞では衛生思想乏しく、民衆には初歩の衛生上の習慣さへも發達せず、傳染

病は蔓延跋扈に任せられて居たが、新政府の樹立と共に衛生思想の宣傳と普及とに全力を擧ぐることゝなつた。衛生宣傳は衛生宣傳本部に統一せられ、展覽會、講演、圖書館などによつてその目的を達せんとする。大工業中心にある労働者俱樂部と郡地區の圖書俱樂部 (Zabos) とは衛生宣傳に参加したが圖書俱樂部では衛生部を特設し衛生に關する圖書を蒐集し閱讀せしめた。この俱樂部では醫師は衛生會議を開き質疑應答隨意とする衛生講話會を開いた。宣傳の方法はいろいろで、會議、講話、討論、出版、工場の掲示、ポスター、質疑應答會、批判會などである。なほ、宣傳方法としては衛生裁判なるものを開くが、該裁判は擬裁判で、かくかくの惡徳ありとすれば、如何に法に照らして、處斷すべきかを論討する類である。この衛生擬裁判は民衆の感興をそゝり、市井の事件の實寫となり、宣傳方法としては巧みなるもので、著明なる効果をあげつゝある。衛生宣傳には無論活動寫眞やラヂオも用ゐられる。衛生宣傳はよく徹底し、福利國家たる實を示しつゝある。一九二七年一月一日現在で、衛生宣傳本部六十七、永久的衛生展覽會三百八十一、臨時展覽會千三百七十、郡部會議七萬四千四十一が布陣する。衛生會議には市部に於て三百八十五萬人、郡部に於て六百二萬二千人の出席を見た。市部の展覽會

に出場せしもの百五十萬人、郡部の展覽會へは四十七萬六千人の入場を見た。巡回展覽會は十八あつたが、入場せし人員は百萬人である。衛生會議はただにモスコウの無線電信局によつて全國に傳達さるゝのみならず、レニングラード、ニンヅニ、ノブグロツドなどよりも無線電信を以て民衆に衛生思想を傳達宣傳する仕組みである。

宣傳は口に筆に極力勵行されたが、移動宣傳亦行はれ、宣傳家は全國を旅行して民衆に衛生上の知識を普及した。清潔週間なるものがつくりられ、清潔の大切なること、それが傳染病の防遏に與つて力あることを知らしめた。これに對して都市並に郡は全力を擧げて聲援したが、郡に於ける衛生思想が一層發達すれば露西亞の衛生状態は大に改善せられるであらう。ソビエツト政府は衛生部、教育部、農業部、工業部といふが如く部に分れるが、部の委員はその嗜好と興味とに従つて部を選択して所屬する。衛生部員は都市及郡にわたり健康並に衛生思想を宣傳する。多くの場合、衛生部員は醫療機關に接觸して仕事に習熟し、一層有効なる活動をなし、衛生の目的に反せざるやう心懸ける。衛生委員は又住宅問題にも當るが、この場合、住宅部員と共に衛生監督官の監督の下にをかれる。かくの如く露西亞では幾千の労働代表者が擧つて衛

生宣傳にあたり衛生思想の普及に盡力し國民の衛生状態改善に努力しつゝある。郡部にも同様な仕組が擴張され、飲用水の改良、農民の健康に有害なる習慣の改善、遺傳的ならざる獲得的な花柳病の防遏につとめ、イースター祭に於ける抱擁の習慣、聖者遺物の接吻、他人によつて用ゐられし煙草の喫用を禁じてゐる。

露西亞政府は衛生運動に對し人民の参加を促し、學國總動員によつて衛生的改善を行はんとし居る。これによつて、新露西亞が福利國家として保健的障害を集團的國家的消解の形ちによつて輕減除去しつゝあることが解る。

露西亞社會事業の特色は集團的責任の原則を採用し、社會的障害に關し集團的國家的消解法を用ゐることである。

參 考 文 籍

1. Antonow, La protection de la maternite et de l'enfant en Russie.
2. Diatleo, La situation de l'enfant en Russie.

3. Brandenburgskaja, Der sozialrechtliche Schutz der Minderjährigen in Sowjetrusland.
4. Dworetzky, Zur sozialen Fürsorge in S.
5. Ohlberg, Die russ. Sozialgesetzgebung.
6. Eckhardt, Die Sozialpolitik Sowjetrusland.
7. Semaschko, Les assurance sociales dans l'union.
8. Semaschko, Das Gesundheitswesen in S.
9. Haustein, Die Bekämpfung der ven. Krankheiten in S.
10. Hoffmann, Der Kampf gegen die Geschlechtskrankheiten in S.
11. Owroretzky, Die Alkoholfragen in R.
12. Semaschko, Social Work in the Union of Soviet Socialist Republics.
13. Semaschko, Social Insurance in the Union of Socialist Republics,

14. Semaschko, The Protection of the Public Health in the Union of Soviet Socialist Republics.

第十一章 波蘭の社会政策

一 波蘭の社会事業教育

波蘭の社会事業教育も亦その他の國と同一の順序によつて發達しつゝある。何づれの國の社会事業教育と雖も最初は非組織的な短期講習であるが、次にそれが長期講習となり、ついに、組織的な学校教育となる。我國に於ける社会事業教育もこれと歩調を合するもので、最初は内務省や宗教團體の經營する短期講習若しくは長期講習であつたが、それが現今見るが如き未だ不完全な程度ではあるが學校（主として私立大學）に於ける社会事業教育となつた。

波蘭の社会事業教育も最初は短期講習であつた。一九一九―二〇年に八ヶ月の特別講習が成人教育者養成機關によつて目論見られた。一九二三年には諸々の特殊範圍に於て社会事業教育をなしをる團體を合して合同教育をなす案をたて、學校卒業者中央教育會、農業協會聯合、波蘭協同食料協會聯合會が結合して六週間の講習を目論見、共通な社会事業教育並に特殊社会事業

教育を行つた。この講習は官公團體の社會事業吏員と接觸する機會をつくり、次いで、一九二一年にいたり相共に *Studjum Pracy Społeczno-Osewiatowej* と呼ぶ社會事業學校を創設した。この學校は波蘭自由大學の教育科に所屬する獨立な學校である。波蘭自由大學所屬としたものは大學の諸分科を利用し、その贊助をうけ、それによつて社會事業學校の價值と標準とを高むることができると考へたからである。大學に於ける諸分科の利用は學生の講習に對し便利であると考へた。それに學生の實習に資するため社會事業諸團體と結合し、生徒を社會團體に送つて講習をなさしめたが、その後、波蘭圖書館協會、食料聯合會、波蘭兒童福利委員がそれに参加した。波蘭では社會事業學校に入學するものは大學若しくは工藝學校で二年間の學習をなし、その上、一年間の實習を修了したるものでなければならぬ。大學に結合する社會事業團體では補助社會事業家を養成するが、かゝる社會事業家は社會事業の理論と實際とに一應通ずるものであるとせられる。獨學者は社會事業學校に入學するにあたり入學試験を受けなければならぬが、特殊講義へは任意に出席を許可さるゝこともある。男女共入學することができ、女性の方が多く、全體の六三%を占めて居る。

社會事業教育は理論と實際とに併せ通ずる教授によつて行はなければならぬが、兩者に併せ通ずる教授は少く、波蘭に於ても學科と實際とを調和させながら教授することに困難を感じつゝある。自由大學の社會事業科では理論的學習と共に、社會事業を觀察し實習することゝし、諸種の社會事業團體に出入し、實際施設について研究することゝして居る。一週一日、ウアルソウや近隣の社會事業團體にをもむき社會事業の實習をさせて居る。一年のうち學生は二回の旅行をなし、旅行をなすことゝなつて居るが、冬期には工業地區に、夏期には農業地區に行くことゝなつて居る。旅行講習によつてえたる觀察は報告として提出すべき定めである。旅行講習は實習の一部であるが、かゝる實習は數日若くはそれ以上續行される。實習は始め一年間は既得の練習程度によつて異なるが、學生個々の計畫を許すことゝなつて居る。二年目には一學期或はそれ以上の實習をなすことゝし、一學期以上の場合には諸種の特殊社會事業を研究することゝなつて居る。二年目の實習は學生が既に重要な地位について居るか、又その準備をなすため氣をそれに取り勝ちである。それ故學校では學生に對し學習の注意を喚び起すために實際にあたるものに對しては課題を與へて答案を求め、通信によつて相互研究する仕組をつくり、講

義を整へ、圖書を貸與し、社會事業團體（社會經濟研究所、労働者俱樂部、波蘭兒童福利委員科學委員、讀書獎勵委員、會議展覽會委員、成人教育所、兒童福利増進所、協同組合）に接觸して學習を勵むやう盡力して居る。

自由大學の社會事業科には一般的部分と特殊的部分とがあるが、特殊の實習部は（一）成人並に労働者の訓練、（二）社會事業の組織、（三）圖書館による實習、（四）母親及兒童福利の四に分れる。この四部の實習は一層集約的研究を要するとなし、學生の個性と社會事業分枝の要求とに應じて夫々精細なる研究を施すことになつて居る。たとへば、社會事業組織を研究するとすれば（一）家庭、俱樂部及娛樂に關し、（二）工場検査に關し、（三）農業社會事業に關し研究を進めなければならぬ如き即ちそれである。

二 社會事業教育機關

波蘭には自由大學社會事業科による社會事業教育の外、社會事業教育機關は漸次分岐しつゝある。

コルニツキ (Kornicki) 研究所はボズナンよりザコパンに移され、女社會事業家を養成しつゝあり、家政經濟を教へつゝある。ルボツフの近傍スノプロエフの乙種農業學校でも女生に對し農業經濟を教へ、二年間の課程であるが、一年間は實習をなす仕組である。コルニツキ研究所でも農業學校でも主として實際に重きを置き、理論は閑却されて居る。ウルシヨウの中央農業經濟學校、チエスザインの國立農業經濟學校でも補習科として一年間の社會事業教育を行ひ、農民教育に當らしむる準備を進めて居る。一九二五年、クラコウに Baraniecki 社會事業學校と稱するものができたが、未だ海のものとも山のものとも分らない。ボズナン舊教所屬の學校でも社會事業教育を目論見んで居り、同様なる計畫は數ヶの師範學校でもされて居るが未だその實現を見ない。クラコウの家庭經濟學校では女社會事業家を養成し、労働者俱樂部などに働かせる計畫をたてゝ居る。

數日より數ヶ月にわたる社會事業講習は到るところにある。成人に對する講習會は教育省や地區會議の主催であり、兒童の福利については労働社會福利省が主催する。青年に對する社會事業教育もその歩を進めつゝある。夏期學校の形ちに於ても社會事業は行はれつゝある。社會衛

生に關しては國民衛生學校が一般的並に特殊的教育をなし、肺結核や飲酒撲滅の第一線に出勤する社會事業家を養成しつゝある。病院看護婦、公衛生看護婦、保護司は四の學校で養成されつつある（ウアルソウに一、ポウザンに二、クラコウに一）尼僧も亦諸種の養成機關で病院看護婦たるべく養成される。

現今、社會事業に従事するものは特別な免許状を要せず（たと教育は除外せられる）法律や醫學に關する専門教育をうけしものには主要な地位が與へられる。工場検査に對しても特別な試験が施行される。

三 社會事業教育の方法

波蘭では自由大學に併合されたる社會事業學校のみが正規な社會事業教育機關となつて居る。社會事業科は二ヶ年の課程であるが、第二年目には出席は義務的でなく自由とせられて居る。出席不可能のものは通信によつて教授をうくる仕組みである。實習期間は嚴重なる練習を受け、義務を負はされるので、學生は學習期間を一年若くは六ヶ月延長することを希望して

居る。これまで免狀をうる準備や最後の試験は三年目に延されて居る。試験は概して困難である。と見え、長き實習と社會調査の研究とを要さざるが如き學科を選択せしものだけが易々試験を通過するに過ぎない。既に社會事業家たるものが許可をえて入學するが時間乏しく十分なる學習をなすことができない。教授は社會事業科出身者若くは長き經驗をもつ社會事業家の中より選擇任用される。學生には二種があり、一は實際家、社會事業家たるべきものであり、實際に重きを置き即席を尙ぶ。他は科學的研究に興味を有ち、徐々として學の堂に上らんとするもので、學年の延長を冀ふ。

大學では二の試験を課するが、一は實習に關する最終試験、一は卒業試験である。この二の試験をうくるにはそれに相當する期間學習を積まなければならぬ。それ故、學年や學期について色々考慮されて居るが、社會事業學習者は既得の經驗、特殊選擇科目、入學前の豫備、個性によつて夫々その成績を異にすると考へられて居る。

自由大學社會事業學科は二年を以て教育を完了するので、入學に際し一定の準備教育が必要と考へられて居る。準備教育の種類と程度とは特殊科目に應じて異はなければならぬ。俱樂部

や夏期殖民を専攻せんとする學生には身體的訓練、手工、唱歌に關する豫備教育が在り、兒童福利には醫學、看護學の外、手工に熟達すを要する。その上、一般社會事業教育には學生の成長せし環境の外、一般社會環境の知識を必要とするから、社會事業學科では二十歳以下の學生をとりぬこととし、少くも一ケ年社會事業の實際に經驗あるもの、他の職業に従事せしものの中より入學せしむることとして居る。但し、教育と文化との所有は學校に於ける社會學的な心理學的訓練に取つて代ることはできない。波蘭では社會事業教育には人性の知識と、調査の技術と、社會力の價値を夫々認知することが必要であるとせられ、すべて社會事業家は其の取扱ふ個々の問題につき一般的な原則をもたなければならぬとせられて居る。一般的な原則は特殊な問題の基礎をなす。一般的な原理的な社會事業知識なくしては、實際的な社會事業家と雖も存立することはできなす。

自由大學では最初個々の社會事業問題を取上げ、これを教授する。學生が諸々の社會事業團體より來り個々の問題について研究するからである。併し、第一學期には主として豫備的な教授がなされ、社會事業の基礎が授けられ、學生は社會事業の技術と組織とに習熟するやうにな

る。第二學期は研究や訪問や實際的訓練が加へられる。第一學年を通じ學生は諸々の社會事業問題と社會事業諸形態とに習熟せしめられる。この期間、學生は社會現象の交互關係の研究をすゝめる。自由大學では初年の特殊研究は後年の進路を定めるので、益々特殊研究に重きを置くといふ。なほ、入學前の特殊研究が將來その進路を決定するたよりとなるは明かである。醫師は母親並に兒童保護事業に進み、農家、園藝家及協同組合員は主として社會組織の問題に興味をもつ。但し、社會事業の特殊範圍は錯綜して居り、綜合的であるから、屢々一の特殊範圍より他の特殊範圍に轉ずるであらう。たとへば成人教育より工場検査に、俱樂部より少年審判に轉ずるが如し。眞の社會事業教育は綜合的なものゝ外何ものでもなく、特殊的研究は綜合的基礎の上に特殊化するを要する。自由大學の社會事業科では學生は他の分科の講義を聴き特殊研究を進めて居る。たとへば、教育科で兒童心理の講義を聴き、政治科で犯罪學の講義を聴く類である。第二年目は特に方法論の研究に費され、觀察の方法、調査の技術、報告作製の方法が講ぜられる。社會事業では一般的教授と特殊的教授とが併せ行はれる。社會學の講義は學生に共通であるが、それでも各特殊研究に基きそれに向くやうな題目に對してのみ社會學の講義を

聴くことができる。全學生は社會行政を學ぶが、次に、特殊範圍としての福利事業或は工場検査としてそれを學ぶことができる。全學生は衛生學の講義を聴くが、母親並に嬰兒保護を専攻するものはその部分の衛生講義を聴くことができる。講義と演習とは普通と特殊との二部に分たれる。義務的に聴講を要するものは研究方法、労働の科學的組織、社會學、政治學、社會政策初步、十九世に於ける社會進歩並に福利事業團體、波蘭社會學であり、社會生活の組織に關しては國家及社會行政、自治體の理論と實際、教育的福利事業綱要も亦義務的に聴講せしめられる。教師たるべきもの、義務的科目は心理學と教育的福利問題とである。一般に執務方法、宣傳方法、統計の作製、談話術は聴講を奨められる。

特殊講義としては、(一)成人並に青年訓練であるが、これに對しては成人教育の特殊範類と形式方法と教科目、學校外教授に關する法令を教へ、(二)社會生活の組織に關しては公衆衛生、協力の原理を教へるが、都市社會事業家に對しては労働法制と保護、教育的並に公的衛生事業職業教育とを教へ、農村社會事業家に對しては農業、法制、農村改良、農村社會事業を教へる。(三)圖書館に關しては圖書館學、讀書法を教へる。(四)母親及兒童福利に關しては

第二のものと共通な科目はそれについて聴講する外、母親並に兒童の看護、兒童心理學、兒童の心理的、身體的範類、教育的福利事業、院舎の組織、最も重要なる社會團體の研究、社會的救助を教へる。

クラコウの社會事業學校では特殊講義はやらないが、次の題目の研究をなさしめる。公衆道徳、法律、民法、行政學、經濟學、商業家、社會學史、労働並に福利法、協同組合法、主事心得並に圖書館經營法。看護婦は看護婦學校の課程を終り、次いで社會事業學校で學び、それ相當の社會事業に従事すべきものと考へられて居る。

四 農村社會政策

農村社會事業に關しては特別な教育の必要が認められて居る。農村の福祉を圖るためには指導者の社會事業教育は絶対に必要だと考へられて居る。これに應じて、農村には青年俱樂部員に對し講習をなす。Szyce 農業大學には農村社會事業が講ぜられて居る。波蘭には百二十の農業學校が農村社會事業を教授して居る。なほ、農村青年女子に對し農村の母親並に兒童福利事

業、農村衛生センターに關する講習の計畫がある。農村教師の組織的な社会研究は高等學校あたりで行はれて居る。農村より自由大學に入り社会事業科に學ぶものは極めて多い。これ等の人は主として教師と官吏とである。學校に於ける農村社会事業の教授は講義と研究に依るが、この外農村社会事業團體へ訪問をなし實際的訓練をなす。農村社会事業の實習は社会事業團體の援助によつて行はれる。

参考文献

1. Madame H. O. Ra dlinska, Training for Social Work in Poland.
2. A. Salomon, Die Ausbildung zum sozialen Beruf in Polen.
3. A. Salomon, Die soziale Schule in Warschau, D.Z.f. Wohlfahrtspflege, 2, 8, 408-410. Nov. 1926.

第十二章 白耳義の社会政策

一 白耳義の社会事業學校

白耳義に於ても初期の社会事業教育は短期講習會によつて行はれた。初期の社会事業家は専門教育を受けず、單に經驗によつて進退して居たが、社会的救助の複雑多岐で到底經驗によつてそれに處することのできるを知るや、白耳義に於てもやうやく組織的な社会事業教育の必要を認むるにいたつた。一九二〇年一時的な社会事業學校の開設にあたり、外務大臣 Yanderwalde 氏は「以前、聖アツシの時代には絶對禁慾生活を勵行したから慈善を行ふ必要がなかつたが、現今、無限に錯綜する社会組織は組織的な分析によつての外、これを知ることができなくなり、茲に社会事業教育の必要を認むるにいたつた」かくて白耳義に於ても社会の複雑とその改善の困難とを覺り、これを組織的に研究する必要を感じ、茲に在來の經驗的な社会事業の外、社会事業教育を導入せざるべからざるにいたつた。

白耳義でも最初は短期講習の形を以て出發し官公團體はこれに關與しなかつた。一九一一年には社會黨により、一九一六年には白耳義婦人基督教社會聯盟により、一九二〇年にはその他の團體によつて社會事業家養成機關がつくられた。一九二七年十月十五日の勅令により始めて官立社會事業學校ができた。そこで勅令によつて政府代表者社會事業學校代表者より成る社會事業教育局が開設せられた。社會事業教育に關する政府の畫策は凡て社會事業教育局に諮問せられ、それによつて、一九二一年八月十日と一九二三年三月九日の勅令が發せられ、學科目と學制とがつくられ、試験の規定がつくられた。教育局は學校を監察し、補助金に關し政府に建議をなす。

白耳義には勅令に定められた條件に該當する八の社會事業學校が開設された。労働者に向つて二の社會主義的社會事業學校と、基督教々徒たる労働者に對して二の中央社會事業學校とがつくられたが、これ等の學校は各社會主義者と基督教徒とに對し社會事業教育機關たるべきものである。その外、何の黨派にも屬しない二の社會事業學校が設けられ、二の舊教社會事業學校が女子に提供された。舊教社會事業學校では女社會事業家を養成し、舊教の社會運動や公私

團體の社會事業に當らしむるを目的とする。

一時的若くは短期な講習會と夜學校とが基督教並に社會主義團體によつて經營されて居る。

白耳義に於ける社會事業は最近の發達であるから未だ學制や學科を整頓する域に達しない。

二 白耳義の社會的學制

白耳義でも社會事業教育は純粹理論的でも又純粹實際的でもなく、理論的であると共に實際的であると考へられて居る。社會事業は大學に於ける理論的な分科の如く純粹理論的ではないが、それかと言つて、専ら實際的な行政乃至商業の如く政治的宣傳家や商賣人を養成する場合の如く純粹實際的でもない。社會事業家の養成には社會組織とその中に起る變化と、如何にしてそれを正常なる状態に復するかについて研究せしめなければならぬ。現存社會の欠陥に關する社會の實際的知識の外、法制、社會事業團體などを究め、それによつて社會的障害を輕減除去する方法を發見しなければならぬ。個人の救助はやがてそれが社會の福祉に關係するものたることを知るにいたれば社會聯帶の觀念發生すべく、それによつて、個人的欠陥の輕減除去

はやがて社會の安寧秩序を増進する所以を知るであらう。かくて、個々の救助問題は社會的見地より眺められるやうになる。

社會事業は單に經驗によつてつくすことはできないから、それは學校教育ともならなければならぬ。それ故、學校教育は高級なる社會事業家たる前提でなければならぬ。但し、知識のみによつて理想的な社會事業家をつくることはできない。社會事業家たるには知識と共に道徳的な性向と、よく調和した精神と、創意と、判斷力と、寛大なる精神とを有たなければならぬ。

白耳義の社會事業學校は公私協同であるといふところにその特色がある。白耳義では官公によつて社會事業學校を組織するのではなく、又それは私學を以てあてゐるのではない。公私協同といふことが大體白耳義社會事業學校の方針である。公私協同の精神は理事會によく表はれて居る。理事會は官廳側の六人の代表者と學校側の八人の代表者とによつて組織されて居り、官廳は理事會に諮問し、その協賛をうくることなくして、何等の命令も決定もしないことになつて居る。官廳の專斷に流れず、學校側代表者の意見をいれるので經驗を利用することができ、

適切なる改良を加ふることができる。官廳よりは學校に對し補助金を交付し、時に縣よりも補助金を與ふるなど、その經營はあくまで公私協同の形ちをとる。公私協同の組織により社會事業に於ける理論と實際とは自づから調和する傾きをもつ。官廳では補助金に相當する効果を舉ぐるやう科學的訓練を強要するし、學校代表者の中には社會事業團體關係者もあることゝて、實際上の考慮が自づから加へられ、社會事業團體が社會事業家に要求するところに従つて訓練さるゝやうになる。學科には一般的訓練と、理論的特殊科目と、社會事業團體への見學と、實際的經驗とが配當せられる。教科目は勅令によつて一定の制限が加へられて居るが、その範圍内に於て學校では最大限の自由を許容されて居る。最低教授時間は勅令に定められて居り、教科目もさうであるが、これは學校で自由採擇をすることができ、或は公團體、私的教育保險、救助團體の研究に重きを置き、或は政治學及經濟學に重きを置くことができる。義務的教科目の外、學校では自由科目を加ふることができ、宗教的倫理、一般倫理、労働組合論などを加へるものがある。これ等の自由科目は官廳の許可をえて試験科目の中に加ふることができるが、無論、社會事業學校一般に適用されるのではない。その他、學校では隨意科目を加へ、これに對す

る講義をなし、特殊な事業に従事するもの、たとへば、社會事業主事、労働團體主事、合同工業團體代表者など養成の便を圖る。學校では更らに教師に對して學級を編成して居る。

入學試験は學校に於て當時の状態に於て最善なりと考ふる方法に依る。理事會の協賛する範圍に於て行はれる一般的教科目に關しては種々の異説が提起せられるから最大の自由をそれに與ふることゝなし、教授と理事代表者によつて成る機關に於て決定する方針である。第二年度の教科目は實際的で技術的である。卒業試験は勅令の定むるところに従ひ中樞機關によつて行はれ、且つ、試験は特殊科目に分つて行はれる。この仕組により、初年には寛大な試験で取扱はれたものは嚴重なる考査を受くることゝなり、學科と標準とに關し最大の自由が與へらるゝにも拘はらず、放漫に流れざるやう控制することが出来る。卒業試験を通過せしものは國家より免許狀を付與され、學校に於て所定の科目を習得せしことゝ、その専攻科目とを證明せられる。白耳義の社會事業教育機關はブラツセルの中央社會事業養成學校の外は何かの團體に屬し無色のものはない。但し、國家はかゝる私立學校にも補助を與へるが、國家は免許狀や學位に關しては或る程度の制限を加へ、補助金に對しては監察をなすが、學校の特殊な目的や教科目

や教師の任用については何の干渉をも加へない。但し、それ等の學校も優良なる社會事業家を養成するものだとする原則は嚴重に勵行しなければならぬとする。學校の代表者は理事會で自己の確信と意見を述べるが、白耳義の社會事業學校理事會は確信は優良なる社會事業家をつくる要件であると考へ、學校代表者の確信ある意見は聽從され、それに従つて教育方針を定める習慣である。確信は常に技術的學習に於て必要と考へらるゝのみならず、それ自身倫理的乃至社會的教育であると考へられる。白耳義では社會事業の技術よりも、社會事業家たる性格の問題が重要であると考へられて居るやうである。社會事業教育と社會事業家の活動とが堅實なる主義と理想との下に行はるれば一層有効でよく調整されると考へられるであらう。理想は學校によつて異つて居るが、各學校の理想の何であるやはその規則書に明記され、理想を學生に印象するやうにして居る。たとへば、基督教の慈惠、愛、犠牲は理想として掲げ出だされ、社會事業の標準を高め、且つ、社會事業家の活動に生命を付與せんとする。高き理想と、利他的精神と、社會聯帶の精神が社會事業には何より大切だと考へられて居り、かゝる信念に基き學生は董陶され社會事業家は養成される。これは社會事業が理論と實際と行動と愛との綜合であ

り、それが一定の人生觀に向けらるゝ社會事業の特質の上から當然なことであり、白耳義社會事業教育がこれを體現するに於てその國の社會事業教育が優れて高き價值ある所以を知ることが出来る。

三 官立社會事業學校

社會事業學校の開設は一九二三年三月十九日の勅令に準據しなければならぬ。勅令の定むるところに従つて學校を創設すれば國家免許狀を付與され、且つ、補助金を受けることができる。但し、勅令に準據せず、特權をうる意志なきものは自由に教科目と組織とを定むることができる。勅令には第一入學資格を規定して居る。満十八歳に達し、入學に相當する實力ありと認めらるゝもの、醫學検査によつてその健康を保障さるゝものは入學資格ありと見做される。入學試験は學校にて定め、理事の面前で行はれる。入學資格あるものは選良と考へられ、該資格は嚴重に詮議せられる。社會事業學校は一般に入學條件を定め、かつ入學せしむる資格ありやを考査する。勞働組合創立の社會事業學校は十二三歳で學校を去りし勞働者に對しては入學

試験を課せぬ定めである。勞働組合所屬の學校では時に入學試験の代りに知識検査を施行するが、勞働團體に於て實地獲得せし經驗に重きを置き入學を許可する。

概して年限は二年であるが、この間に學生は所定の一般的學科、特殊學科を學び、實習を積みまなければならぬ。白耳義の社會事業學校理事會は二年の年限を不足なりとなし、これを三年に改めんことを政府に建議しつゝある。

第一學年の教科目

第一學年は一般的訓練と教育とを目的として次の如く教科目を配當する。

- 一、公法及行政法
- 二、社會事業に關する民法
- 三、經濟學
- 四、勞働法制
- 五、公團體
- 六、教育、豫防、救助に關する私團體

七、病者、負傷者及兒童の看護

八、社會生活に應用する實際社會學要領

九、統計、文書及質問作製の方法、執務の方法

省令に従つて最小限の教科目、教授時間を定めなければならぬが、教授は少くも八月三月三百時間にわたらなければならぬ。但し、一科目に配當する時間は學校に一任されて居る。その外コンゴウに就ての五回の講義、社會事業團體への五十回の見學、百五十時間の一般的訓練が課せられる。身體的鍛練は二年を通じて義務的に行はれ、一週一時間正規の身體鍛練が行はれる。第一學年試験は學校理事の面前に於て行はれる習慣である。義務的科目の六〇%を完了せしものは二學年に入ることが出来る。二學年の教科目は特殊化して居り各その志すところに従つて特殊研究をなすことができる。現行の第二學年教科目は六の特殊研究に分れて居る。

一、兒童の福利

1 勞 働 法

2 母親、兒童、青年の保健事業

3 家 政 經 濟

4 學童の福利

5 學校規則、教授法

6 兒童心理學、教育學要領

7 異 常 兒 童

8 身 體 鍛 練

9 學校、學校外、學校卒業後の社會事業

10 職 業 指 導

11 道德的危險なる兒童、不良兒、法制、院舎、職業紹介

12 物質的乃至道德的福利團體、教育團體、少年審判所に於ける經驗

二、救 助

1 應 用 行 政 學

2 福利事業史、社會法制と改良史

第十二章 白耳義の社會政策

- 3 公私社會事業團體と、その組織及其の改善
- 4 院外救助の技術、如何にして家庭に接しそれを救助すべきや
- 5 公私救助事業に於ける婦人の機能
- 6 社會事業團體の執務方法、雇人の組織、豫算、管理、報告
- 7 統計、文書の作製、調査の方法
- 8 母親及嬰兒の保險事業
- 9 家庭經濟と簿記
- 10 家庭衛生と裝飾
- 11 婦人の福利
- 12 兒童の福利
- 13 身體鍛練と娛樂の原則
- 14 異常兒童、不道德なる環境にある兒童、不良兒
- 15 職業指導、青年及成人の雇用

- 16 諸種救助團體に於ける經驗
- 17 要救護家庭への訪問

三、家政と俱樂部、娛樂中心、民衆旅館等の管理

- 1 婦人の福利
- 2 家庭經濟と家政
- 3 食事と食料品
- 4 職業指導、青年及成人の雇用
- 5 身體鍛練と娛樂の原則
- 6 餘暇の組織化
- 7 社會事業團體の組織
- 8 執務、豫算、會計、管理方法
- 9 俱樂部、民衆旅館、商店に於ける經驗

四、産 業

第十二章 白耳義の社會政策

次の社会

- 1 職業倫理
- 2 家庭経済と家政
- 3 技術学、工場組織、衛生設備、安全装置、災害豫防
- 4 医学、児童福利要綱
- 5 医学殊に外科的救助
- 6 工場衛生
- 7 商業簿記
- 8 登記、ノートブック、スリップ、綴込、問合、報告、文書の作製
- 9 労働法、社会法
- 10 職業指導心理、職員の雇入、分類、執務
- 11 技術的練習、徒弟学校
- 12 事務、事務員、備用に要する社会経済
- 13 貯金、福利並互助団体の組織と管理

五、保 險

- 14 労働組合史、互助運動、労働階級の習慣
 - 15 集合労働契約
 - 16 實際家としての経験
 - 17 社会事業團體、殊に工場検査に關する少くも三ヶ月間の経験
 - 18 少くも二十工場、社会事業團體の見學
- 五、保 險
- 1 労働市場、失業、移住、求職に關する社会経済大意
 - 2 白耳義及外國に現行する、保險、共済に關する法制
 - 3 白耳義に於ける職業紹介所、失業基金
 - 4 失業基金の會計要領、保險會社、共済組合
 - 5 保險に用ゐらるゝ計算法
 - 6 白耳義に於ける共済組合及労働運動史、労働者の習慣
 - 7 集合労働契約、職業指導

- 8 特殊研究に對し少くも六ヶ月間關係團體に於て経験を積むを要す
- 六、圖書館事業
 - 1 白耳義及外國の圖書館事業
 - 2 圖書館の建設、裝置、財政、管理、圖書館學
 - 3 特殊圖書館、兒童圖書館、青年圖書館
 - 4 書籍の技術的研究
 - 5 書籍の目的
 - 6 知識影響の泉源としての圖書、圖書の選擇
 - 7 圖書の分類、インデキスの方法、分類の方法、百科辭典、年報、辭典、官報
 - 8 圖書館運用法、時事問題、お伽會、教育團體との聯絡
 - 9 閱覽者の教育
 - 10 圖書館、出版業者、製本者などへの見學實習
 - 11 圖書館に於ける經驗、殊に社會事業團體附屬の圖書館、兒童圖書館に於ける經驗

以上の教科目が白耳義社會事業學校の採用するものであるが、各學校では、この外、自由に科目を取捨することができる。最終試験に對しては試験の少くも一ヶ月前独自の研究による論文を起草提出しなければならぬ。その中には學生個々の経験になれる社會問題に關する報告を載せる定めである。なほ、特別研究に對し夫々それに相當する口述試問が行はれる。社會事業學校の建議案では學年は三ヶ年であるから、二年目の終りに特殊研究に對する理論に關し試問をなすわけである。第三年目には能きうれば六ヶ月の實驗を積み然る後實務に従事するやうにする。學生は特殊題目に關して文献的研究をなし、固有の経験に基き社會問題に關する報告を起草提出しなければならぬ。三年後この報告と實習と特殊研究に於て閱讀せし文献について試問が行はれ、及落が決められる。卒業試験は勅令により社會事業學校理事會の協賛を與へし中央理事會の介在によつて行はれる。

社會事業學校出身者は容易に就職することができ、申込は供給に超過する有様である。勞働團體官廳主要なる社會事業團體は熟練な社會事業家を雇入れる習慣である（我國の現状はこれに反し、社會事業吏員を庶務や會計の吏員と同一視し、採用に當つても毫も先優權をそれに與

へて居なす)

参考文献

1. M. Isidor Maus, Training for Social Work in Belgium.
2. A. Salomon, Die Ausbildung zum sozialen Beruf, S. 286—288.

第十三章 丁抹の社会政策

一 貧民と老齡者

丁抹の貧民救助については拙著「貧民政策の研究」第二編第五章「丁抹の貧民法制」に於て述べて居るから茲には省畧しなければならぬ。老齡者の保護については一八九一年以來老齡者年金制を設け、救助せざるべからざる老齡者にして資産なきものに對し年金を給與してゐる。その業績見るべきものあり順境にあつたが、たゞ需要に應じて給與をなすため節約の習慣を減損すると言つて非難せられた。一九二二年八月七日の法令により給與の金額を定め、資金の如何を考量して年金を給與することとしたが、一九二七年六月一日更にそれを現行の保護法に改正した。

老齡者保護法の適用は六十五歳以上の老齡者であるが、特に事情の考量を要するものに對しては六十歳以上のものを保護することができる。老齡者年金受領は次の條項に當るものに限る。

(一) 丁抹人にして五年以上本國に居住するもの、(二) 放漫にして浪費のため生活不如意たらざるもの、(三) 三年以内公的救助を受けしことのなきもの、(四) 浮浪乃至乞食たらざるもの、(五) 淫蕩なる生活をなし來らざるもの。但六十二歳より六十五歳に達する老齡年者にして養老年金に該當せざるものに對しては退職資金を與へる便法を設けて居る。丁抹の老齡者保護は保險制に依るものでないから再三養老保險の計畫をたてたが今尙實施の運びにいたらない。

六十五歳以上の養老年金額は家族に對してコツペンハアゲン在住のもの一・〇〇八、都市在住のもの八〇四、農村在住の六〇〇であり、獨身男子はコツペンハアゲンに於て六七八、都市に於て五四〇、農村に於て四〇二であり、獨身女子に對してはコツペンハアゲンに於て六四二都市に於て五一〇、農村に於て三七八である。受領有資格者にして六十五歳より六十八歳に達するもので請求をなさざる場合には一年に付一〇%増額することになつて居る。なほ養老年金は都市の家族に於て年收一五〇クローナ、獨身男子一〇〇、獨身女子一〇〇の年收以内のもの農村家族に於て一〇〇、獨身男子一〇〇、獨身女子一〇〇以内のものに對しては減額なく受領する資格ありとせられ都市家族一・〇六二、獨身男子七七〇、獨身女子七四三以上、農村家

族一〇〇、獨身男子六四四、獨身女子六二二以上の年收あるものは無資格者として除外せられる規定である。なほ、年金受領有資格者にして、老齡並に家族支持のため救助を要するものに對しては、病院保護、醫藥供給、繙帶並に義足の給與、その他特別なる保護を講ずることゝなつて居る。

養老年金法の施行は所屬郡その局にあたり、申込者を調査し、月拂を以てこれを給與する。年金額の十二分の七は國、十二分の五は郡に於て分擔する。一九二五年三月廿一日に於ける年金受領者は總數十二萬七千三百三十一人であつたが、この中、五千三百十八人は院舎保護に付せられしものである。年金支出總額は七千三百萬クローナであるが、その中、國は四千百五十萬、その餘は郡の支出にかゝる。

一九二九年四月十三日の法令によつて子持の寡婦は兒童養育費を受領する權利を認められた丁抹では死亡に對して埋葬費を支出する習慣であり、夙に多額の死亡保護費を支出して來たが、素より保險の形式によらず、必要に従つて供給する主義の下に行はれた。一九〇五年四月一日の法令によつて共濟會社を設け會員並に會員の子にして十五歳以上のもの死亡したる場

合、その埋葬費として最高五〇〇クローナを受取ることゝした。共済會社は會員の經營するもので、その福利のためにのみ運營すべきものたるを期して居る。共済會社の監督は疾病資金検査官によつて行はれるが、資金並に經營について干渉し強制する権能をもたないから何の効果もないやうである。一九二五年十二月卅一日現在に於て埋葬資金として登録されたるもの一、三六五口、會員數六〇八、一七六人、資金千四百六十萬クローナである。

二 失業保護

一九〇七年の法令によつて失業保險制度が施行された。丁抹の労働者は多く組織化されて居るので保險加入の便誼があるが、労働組合の中には義務的に失業保險に加入することを規定するものが多い。失業保險の資金については官廳の許可を受くるを要し、許可をえたるものには國及郡より補助金を交付する定めであるから、その自由はある程度の制限を受けて居るわけである。失業保險加入資格としては労働賃金を唯一の生活資源となし、年收獨身者五〇〇〇クローナ以下、妻帶者一〇、〇〇〇以下のものに限るとせられる。保險金受領額は日給として

家族生活費一日五クローナ、その他の生活費として三クローナ以内を給與するが、平均労働賃金の三分二を越えてはならぬとせられる。保險金の受領は個人の過失及責任にあらざることを條件とするから、同盟罷業、工場閉鎖、疾病、虚弱その他正當の理由なくして失業せしものは受領することができない定めである。給與期間は十二ヶ月最少限七日であるが、最大限は所によつて異ひ、失業の危険率、被保險者の生活状態によつて決められる。平均給與期間は十日である。保險資金は被保險者の掛金よりなるが、これに對し國と郡とは補助金を與へる。一九二五―二六年に於ける掛金は四三クローナであり、國の補助は前年度支拂掛濟金の一〇―四〇%、郡の補助金は五―三〇%である。雇主は何の義務もなきものとせられるが、災害保險に對しては一年雇人一人に付三クローナを支出する義務が法によつて命ぜられて居る。一九二六年に於ける保險金額は二千九十萬クローナに達し、被保險者は二十七萬二百九十九人であるが、その中、男子八五%、女子一五%である。

三 災害保險

災害保険法は一九一六年七月六日發布せられたが、次いで一九二〇年六月廿八日と一九二七年七月十四日とに改正せられた。雇主は配下労働者の災害を保険する義務ありとせられたが、年二百四十時間労働するに過ぎざるものに對しては除外としてたゞ家庭保護が許される。保険上級會議が被災者の取扱、災害の減少、不能の程度決定上必要と認めし場合には保險會社は繙帶、義足、眼鏡等を給與する義務がある。なほ被害者が疾病保護に加入する場合には會社は總ての特別取扱に對し、又必要と考へられる治療に對し費用を支出する義務を負はされて居る。一日の賠償額は被害者収入の三分二であるが、最高一日に付四・四七クローナア、最低一クローナアの支出をうくることができるとして居る。認定疾病保險加入者に關しては期間の終了したるものに對し災害保險金を支拂ひ、遅くも十四週間目に支給するが、その他のものに對しては賠償は十四週間目に支給せられる定めである。一時的支給に關し災害後一ケ年を経過したるものに對しては給與を停止する。賠償は不能の程度少くも五%に達せしとき支給せられるが、不能五—一五%のものに對しては年額勞銀の五倍、不能一六—三五%のものは最初の一五%に對し年勞銀の五倍、その他八倍、不能三六—六〇%のものは最初の三〇%對し年勞銀の六倍

その他は十倍、不能六一—九〇%のものは最初の六〇%に對し年勞銀の八倍、その他十二倍、不能九一—一〇〇%のものは最初の六〇%に對し年勞銀の八倍、次の三〇%に對し十二倍、終りの一〇%に對し十六倍を支拂ふ。一九二七年七月十四日の法令によつて賠償額一五%を減じ、最高賠償を一七、八五〇クローナアとした。

災害によつて死亡したる場合には、妻は賠償として夫の年勞銀額の四倍を一五%減にて受取り、子は兩親のそれに對して一倍半を一五%減にて受取る。なほ、災害死亡者が夫、妻若くは子を残さざるときは、死亡者の扶養せしもの、若くは、災害當時扶養せしものにそれを與へる。生存者への賠償は死亡者の年勞銀額の七倍を超えてはならぬとせられ、最高賠償額は一二、四九五クローナアである。死亡者の埋葬費が生殘者によつて支拂はれたるときはそれに對し、百七十クローナアを給與する。

一九二五年中、災害上級會議によつて認められたる災害は工業に於て六千八百八十二件、農業に於て四千七百三十件に上る。同年、不能者給與額は四百八十六萬クローナアに達し、家族扶養者死亡に對し百三十萬クローナアを支出して居る。七十の共濟會社と二十の株式會社が認可

されたが、その外、航海並に漁業に對しても保險會社が設立せられて居る。

四 疾病保險

丁抹では疾病基金の加入者は一定の勞働力を有つ限りなるべく加入しなければならぬ定めである。それは義務的と考へられるけれども、疾病基金への加入は隨意であるから疾病保險加入も亦隨意と見られるであらう。疾病保險より除外せられるものは現在若くは近き將來有用な收入ある事業に従事する能力なしと認められしもの、獨立生活をなす能力を滅失せしと考へらるゝもの、精神薄弱で國より保護せられて居るものである。

疾病保險は治療と豫防とを目的とするが、又一時的の年金をも支給する定めである。一九二七年十月一日以前この年金は一年八百クローナであつた。その後それは五百四十クローナとなり、全く盲目となりし者など永續的に他の助力を要するものに對しては八百クローナの年金が與へられることとなつた。一般に年金は疾病保險基金より五百四十クローナを支

拂ふが、その他は郡の負擔とせられる。

不能者と見做さるゝものは災害疾病により三分の一の勞働力を滅失したものであるが、これが決定は國王の任命する議長と五名の委員より成る會議に於てなされる。議員中二名は醫師、二名は疾病基金委員、一名は雇主である。保險資金は被保險者の掛金と雇主の寄附と國及郡の補助とよりなる。掛金高は加入當時の年齢に準據するが、廿五歳以下のものは年四、四四クローナであり、年齢の高まるに従つて増額される。雇主に對し會社より課せらるゝ割合は一年を通じて雇用せらるゝ勞働者に對し一年四、五〇クローナであり、該勞働者が保險に加入するや否やを問はぬ。これに國と郡との補助が加へられるが、國の割前は五分三である。

疾病保險の地方行政は認定疾病基金署に委任されて居り、該基金署に於て掛金を徴收する。被保險者の請求は凡て疾病基金に於て受理し、それより疾病保險に回付する。また疾病基金から年金が支拂はれ、疾病保險會議によつて裁可され治療を行ふ。年金受領者は郡と疾病基金とに登録せられる。

一九二六年度に於ける被保險者は百四十萬四千四百五十人で、保險掛金額は六・九五百萬ク

ローナアに上り、雇主の負擔は四百五十萬クローナア、國庫補助は三百四十萬クローナアである。年金に支出せし金額一七三四、百萬クローナア、特別治療費一十七萬八千八百クローナア、行政費、疾病基金及び保險會社に拂戻せし金額四十三萬七千クローナアである。一九二五年度に於ては年金請求者六千七百人に上り、同年末に於ける年金受領者は一萬四千九百四十六人であり、その中女子は六一・六%、男子は三八・四%である。一九二一—二六年に於て請求を拒絶せられたるもの百人に付二一、九人であり、五九、八人は永續的疾病者として、一八・三人は一時的疾病者として認定せられた。

一九二九年廿四日に飲酒撲滅法が發布せられ、酒類販賣の取締を行ふことゝなつた。

五 疾病 保護

一八九二年、一九一五年、一九二一年に發布されたる疾病基金法は大體任意保險の主義によるものであるが、たゞ徒弟に對してのみ強制する定めである。但し、疾病基金は國民の間によく普及して居るので、これを強制的なものとするも蓋し被保險者は増加しないであらう。國民

の八二%は既に基金に加入して居る。

法の規定する條件を具備すれば國は疾病基金制を許可し、國より補助金を與へる定めである。認定疾病基金は多くの場合郡と教區によつて實行されて居るが、これにより疾病基金の知識が國民間に普及せしことは不尠。疾病保險は小農、小工業者並に小役人の如き少額收入者にして資産なきもの、疾病を保護する仕組である。加入者たるべきものは加入當時一時的疾病若くは慢性病に罹らざるを要す。基金の目的は施療と病院看護（肺結核並に精神病を含む）と日給々與とであり、女子の場合には出産時までの保護を許す。基金によつて保護さるゝものは主として醫療、齒科治療、家庭並に養療所に於ける療養である。治療の期間は十二ヶ月中二十六週間であり。三回連續する疾病に關しては六十週の治療を許可せられる。疾病基金によつて治療を受けしものは基金によつて保護せらるゝ權利を喪失するが、請求によつてそれと同額の保護を官廳より受けることができる。疾病保護期間満了の場合には更らに基金に加入する權利を獲得する。但し、この場合にはその當時一時的疾病にかゝつて居ても恢復する見込みがあるといふ條件がつけられてゐる。

基金は加入者と國及郡の補助より成る。これに對して、雇主は寄附の義務がない。一九二六年に於ける掛金は平均年一八・〇八クロイナアであるが、基金によつて夫々著るしき差異がある。國庫補助は一人に付二クロイナアである。國庫補助を除けば基金額は一年二百四十萬クロイナアにみたない。なほ國と郡とは慢性病に罹る加入者に對し支出せし金額を補充する定めである。その他、郡は金給の外、公立病院、藥劑費として患者及看護婦の消費せしものに對し補充することになつて居る。疾病基金は該制度と衛生省の監督を受けて居る。一九二六年末には千六百四十七の基金團體があり、百五十萬七千九百九十八人の人員を抱擁したが、その中、六四・三%は十五歳以下である。七百五十五團體（四六%）は五百人以下、八百九十二團體（五四%）は五百人以上の加入者をもつ。一九二六年十二月卅一日現在の資金は三九・六百萬クロイナアであり、加入者一人に付、二六・〇三クロイナアに當る。一九二六年の入金總て四四・〇五百萬クロイナアであるが、その中加入者の分二七・二百萬、國家及現金にて郡の補助一三・九百萬クロイナアである。一九二六年に於ける總基金は四二・四五百萬クロイナアであるが、其中一四・五百萬クロイナアは醫療、七・三百萬は救療費、六・九百萬は病院治療費、四・三

百萬は醫藥、四百萬は事務費、一・五百萬は特別醫療費である。

疾病基金に對する請求權を喪失せし場合には患者はそれと同額の救療費を郡より支給される。但し、この支給は疾病が基金より受領満了の直後に起りしか、その後十二ヶ月間に起りしかの場合に適用せられるが、この期間満了後なるか、郡救助のつきたるときは、病者は更らに年金を請求することができる。一九二五年中、疾病基金より救療權のつきし六千三百七十六人の中四千九百十八人は郡より更らに救助せられて居る。救助は殊に首都及都市の住民に許可せられる。救護法は貧者にして醫師及看護婦を要するものにはこれを供給することを命じて居るが、旅費なきものには之れをも支給する規定である。これ等の費用は公的救助に加へられぬ定めであり、従つて、それに該當する義務を負ふを要せぬ。疾病基金と疾病保險との適用を受くることのできぬもので、丁抹に居住するものに對しては、郡は金給をなすことができるが、これに對し患者が過去三年間疾病基金を煩はさざりしことが證明せられる場合、救護法はその定めたる義務を負ふ要なしとする。

コツペンハアゲンその他たいいの都市には一ヶ所以上の公立病院が設けられて居り、二十

五州には農民に對して病院が提供されて居るが、國も亦二の国立病院をもつて居る。一九二一年末に於て丁抹には百七十五の病院があるが、その中二十九はコッペンハアゲンに在り、ベッドの總數一萬四千に上る。但し、肺結核に對しては別にベッドが設けられて居る。

慢性病としての盲目、聾啞者、白痴、精神病者、癲癇、不具者、肺結核、癆、悪性の腫脹、瘰癧、狼瘡、吃者、言語障害、口蓋不整のものは国立院舎、國の指定院舎に收容せらるゝ場合若くはそれ等のものが以上院舎監督の下に私宅で保護せらるゝときは公的救助と見做さない規定である。なほ、一時的な狼瘡、癆、その他悪性の腫脹に罹りたるものゝ治療も公的救助と見做されない。盲者にして國立若くはその認定による院舎に收容されるものは公的に救助を受くるものとして取扱はれない。丁抹には国立聾啞院四ヶ所あり、三百二十六室を有す。聾啞院にして國の補助と検査をうけ居るもの三ヶ所あり、聾啞保護費として國庫より支出する額、年八十八萬六千クローナに上る。国立盲人學校は二ヶ所、すなはち、七歳より十二歳にいたる兒童を收容する豫備學校一ヶ所と、その後十八歳にいたる盲者を收容する學校一ヶ所とあり、室數總て二百である。その他、國は私立盲人學校に補助を與へて居る。一九二七—一九二八年に於ける

國の盲人保護は五十七萬クローナである。国立精神薄弱者保護院四ヶ所あり、三千七百五十人を收容す。その他、私立保護所に收容せらるゝもの四百人より五百人あり、衛生官廳によつて監察せられてゐる。一九二七—一九二八年に於ける國の精神薄弱者保護費は二百二十五萬クローナである。

丁抹は既に一九〇五年四月十五日に肺結核撲滅法を發布して居る。一九一五年五月十日の法令によつて醫師並に教師は患者を發見したる場合これを通告すべき義務を負はされ、肺結核撲滅所は患者死亡の際にはその使用せし居室を消毒する義務を負はされて居る。傳染の危険あるものはその勤務所並に家庭より隔離される定めである。教師、牧師、看護婦、産婆は肺結核に罹り居らざることについて醫師の證明を要する。醫師は肺結核患者と、その死亡に關し通告する義務を負はされて居る。公私學校の教師は生徒中患者あるときは校長を通じて直ちにこれを官廳に通告しなければならぬ。肺結核患者の居住せし場所、衣服、病床は法によつて消毒を命ぜられる。なほ肺結核患者にして、同棲者若くは勤務先きで他に傳染せしむる虞れあると認めらるゝときは病院に收容される規定である。世帯主が入院のため家族を扶養すること能はざる

場合には公費で扶養せられるが、國はその四分三、郡は四分一を分擔する。官公吏が肺結核のため退職せしときはその當時の収入の三分二に相當する年金を受くる定めである。ある職業は就職にあたり肺結核に罹りをらざる證明書を提出しなければならず、この規定は孤兒院、託兒所、公立學校教師、兒童保護に當るもの、牧師、地區産婆、看護婦、精神病院の勤務者などに適用せられる。なほ、兒童委託に際して他の兒童に感染せしめざるやう同様な證明書が徴收される。肺結核相談所、農業殖民、その他、特に患者を收容するものに對しては二分一の補助が與へられる。國は認定せし院舎若くは私設院舎に收容せしものに補助を與へるが、認定疾病基金加入者、歸化人、丁抹に一年以上居住するもの若くは貧困にして治療費なきものに對しても國は補助金を交付する定めである。國の補助は費用の四分三を超えてはならぬとせられ、一日一、五〇—三クローナアまでを支給する。國は肺結核治療を目的とする院舎に對しては建築費、設備費の二分一若くは一ベッドに付二、五〇〇クローナア以内の補助をなす。なほ、國は肺結核撲滅を目的とする施療所に對しその費用の三分一の補助をなし、郡の場合にはそれが二分一にまで高められる。

一九二六—二七年にいたる間に肺結核撲滅として消毒に三八、七〇〇クローナア、隔離に一一三〇〇、肺結核兒童教育に六八、八〇〇、病兵の取扱に三、五〇〇、軍隊以外の患者取扱に二一八九〇、四〇〇クローナアを支出した。その他、國は肺結核撲滅協會に二五五、〇〇〇クローナアを協會經營の療養所補助の形式の下に支出し、その他の肺結核撲滅を目的とする院舎の事務費として一五八、〇〇〇クローナアを支出した。一九二三年末に於けるこれ等院舎のベッド數は三千四百五十であつたが、これは人口一萬に付一〇七ベッドに當る。一九二二年に於ける院舎收容者數は八千四十四人である。

丁抹では既に一九〇六年三月卅一日の法令によつて花柳病撲滅が發布された。患者はその所得の如何に關はず一様に公費によつて治療をうくる權利を認められて居る。ただ疾病基金加入者が除外せられるだけで、その他のものは公的治療を受けなければならぬことになつて居る。花柳病の感染は特に處罰せられる定めである。醫師は地區醫師に患者を通告する義務を負はされて居り罹病の疑ひあるものに對しては強制的に検査をすることができ、旅館等に於て醜業を營むを禁じ、犯すものは處罰せられる。特に幼兒や保姆に對し保護を講じ傳染を防遏し

て居る。一九二二年六月卅日の法律によつて花柳病にかゝり相手に感染せしめ且つ子孫に悪質を傳達する虞れある夫婦は離婚を請求することができることとなつた。

一九一三年に於ける患者数は二千四百九十七人、一九一九年は四千四百七十一人、一九二四年には二千二百十二人であつたが、一九二二年と一九二二年とを比較すれば新患者は三分一に減少して居る。

一九一五年五月十日の法律によつて傳染病にして感染の危険あるコレラ、黄熱病、赤痢、痘瘡、癩病等は必ず官の監督の下に治療を加へ、該費用は官の負擔とせられた。特別な取扱をうくる肺結核と花柳病とを除き、その他の傳染病は殊に傳染の狀態にあるとき、異常なる場合に過ぎり官の監督の下にをかれ、公費で治療する定めである。一九二六―二七年に於ける國庫より支出せし傳染病治療費總額は一、〇五百萬クローナである。

六 兒 童 保 護

一九〇五年四月十四日の法令によつて *Vaergeraad* と稱する不良兒後見委員會ができ、兩

親の怠慢過失によつて危険兒となりしもの、法によつて盜兒と認めらるゝものに對しては十八歳にいたるまで監護する仕組みである。委員は地方教育所をも監察し、殊に危険なる兒童に對しては兩親より切り離して保護をなす。少年收容所は十八歳までの不良兒を收容し、放免されたるものに對しては二十一歳まで監督する。

私生兒に關しては、原則として養育の責任は母親にあるが、一七六三年以來、父親も扶養費を支拂ふ義務あるとせられた。その後、私生兒保護の範圍は漸次擴張せられ、公費で年金の形ちにより養育をすることとなつた。

私生兒保護法は一九〇八年五月廿七日に發布せられたが、一九一九年十二月廿二日にいたり改正せられた。該法は母親に私生兒扶養の義務を負はして居るが、この保護は *bonnes mair-sons nourricieres* としての優良なる孤兒院に於けるものより悪からず、中等階級の生活狀態より良からざることを原則として居る。父親の扶養年金に對し支拂はねばならぬ額は支出の五分三であるが、それは場合により伸縮せられる。一般に扶養義務は兒童が十八歳にいたるまであるが、十四歳以後はこれを取り消すことができる。なほ、父親は母親の産褥前後にわたり

その費用を支出しなければならず、なほ子供の教育費に對し支出する義務がある。若し、父親が規定を實行せず、母親も亦子供を養育することができないときは、官廳その中介となり警察より年金を母親に渡し、更らに、これが支拂ひを父親に命ずる。若し父親がこれを支拂はざる場合には父親に對し公的救助が加へられたものと見做す。かくの如き前拂は五年を一期として定めたる扶養年金を超過してはならず、その地方の優良なる孤兒院に於ける兒童養育費の五分三を超えてはならぬ定めである。通常年金額は最初四年間は一六八―三二四クロイナア、五年度より十年度まで一四四―二五二、十一年度より十四年度まで一二〇―二五二、十四年以後は九六―一五六クロイナアである。

一九〇八年五月廿七日の法令及一九一三年四月廿九日の改正法によつて父親は離別せし母親及別居若くは委棄せし母親の子供に對して扶養の義務ありとせられ、若くは、國より前金の形で養育年金を交付せられる定めである。

一九一三年四月廿九日の法令、一九一八年三月四日及び一九二〇年三月廿日の改正法によつて寡婦の子及死亡せし寡婦の子にして該寡婦が公的にその子を救助せられつゝありしもの若くはかくの如き權利をもつ寡婦の子は依然救助せらるゝものとした。なほ、死亡せし寡婦の子に對しても同一條件で救助せられる。但し、この救助費をうるためには、第一、救助をうくる必要あること、第二、寡婦、鰥夫の財産四千クロイナア以下なること、十四歳以下の兒童一人に付五百クロイナアを超えざることを要する。なほ、救助をうくるには寡婦は淫蕩な生活をなさざること、飲酒に耽らざること、淫賣婦たらざること、既に公的乃至郡の救助をうけざることとを要す。法定救助額は四歳の終りまで一年二〇〇クロイナア、十二歳の終りまで一六〇クロイナア、十四歳の終りまで一二〇クロイナアである。但し、特別の場合には十八歳まで年金の交付を受くことができる。年金の適用は郡に於てなされ、許否の決定も亦郡に於てなされるが、郡は四季毎に年金交付の是非を決定する。一九二六年三月卅一日現在の救助は寡婦七千九百二十人、寡婦の子一萬六千七百二十九人、孤兒四百六人であり、一九二五―二六年に於ける救助費總額は二百三十萬クロイナアである。

以上諸方法によつて兒童が救助せられざる場合、若くはそれが不十分なるときは郡が出勤じ、その救助資金を以てそれを救助することゝなつて居る。この制度は公的救助を受くること

をいさぎよしとせず、然かも資金の足らざるものに適用する仕組みである。この基金は郡によつて組織され行政會議によつて運営されるが、元來罰金や教會に於ける慈善函の集金などより淵源せしものである。一九〇四年、國は一定の補助金を交付することとなり、一九〇七年以來現行法に依ることとなつた。現今では救助基金は寄附と郡補助金とより成つてゐる。これによつて救助せらるゝものは一時的なもの、國に定住するもの、公費救助を受けざるものである。行政會議は救助費の可否、額、種類について自由裁量を加ふることができる。國は年額七十五萬クローナアの補助を與へ、これを郡に分配するが、その額は郡の補助金の三分一を超過してはならぬとせられて居る。

一九二五—二六年の被救助者は六萬六千三百十人、その中男子五〇、三八〇人、女子一五、九三〇人である。總救助費は七百五十萬クローナアで、平均一人に付一一〇より一一五クローナアである。

丁抹では要救護者が社會的救助及郡の救助を受くること能はざるときはこゝに始めて公的救助を受くる定めである。公的救助は、法によつて規定せられ、自力で生活すること能はざるも

の、又扶養をうくる者にして無告無援なるものは國によつて救助すべきものだとする原則によつて居る。この精神の法として結晶せしものが一八九一年四月九日に發布せられた保護法である。法は自活の能力なきもの、被扶養義務者を養育すること能はざるもの若くは病者に對し國は救助の義務ありとする原則による。但し、この法律の適用をうけて救助せらるゝ場合、被救助者に對し責を負ふ義務あるものは救助費を拂ひ戻さなければならぬ。法は夫婦が相互に生活に協力すべきものであり、兩親はその子を養育する義務あるものとする。なほ、正當な婚姻以外に於て生れし子及養子に關してもその父母は養育の義務ありとせられる。救助は家庭救助、公私院舎救助の形ちで行はれる。法はなるべく被救助者の家庭を保存する主義であり。ただ止むをえざるとき慈善團體に引き渡す定めである。それ故、非物質的救助を要するもの若くは一時救助で足るものは慈善團體に收容しないやうにする。公的救助はいづれも郡によつて行はれる。救助は需要の生ぜし郡に於てなされるが被救助者の各住居地たる郡より三分二の救助費を拂ひ戻す規定である。法律には居住地決定の原則を規定して居るが、一般に十八歳以上五年間居住せし土地若くは止むをえざる場合には出生地を以てそれに充てる定めである。公的救助を

受けしものは郡及國の選舉權を停止せられ、居住地へ送還され、院舎に收容され、公的救助者として登録され、なほ官の許可なくして結婚することができぬこととなつて居る。これ等の制限と耻辱とは國民をしてなるべく公的救助を回避せしむるであらう。

一九二五—二六年に公的救助をうけしもの八萬二千六百二十一人、單に扶養年金をうけしもの一萬五千七百三十二人公的救助の範類を脱するもの三萬三千二百三十四人であり、諸々の名目の下に救助をうけしもの五千七百五人である。永續的な公的救助をうけつゝあるものは一萬七千八百八十二人であるが、これを十八歳以上の成人々口に比較すれば男子は一%、寡婦は二四%、寡婦以外の女子一、三%、世帯主一、二%である。公的救助に支出せし郡の救助總額は三千四百萬クローナである。

十四歳以下の兒童を家庭に委託し、若くは、晝間院舎に收容する場合には無料で監督される。但し養子の監督は有料である。私生兒に對しては七歳の終りにいたるまで監督せられ、十四歳までそれを延長することができる。私生兒、委棄兒、別居、若くは離婚女子の子に關しても公費を以て保護せらるゝものは監督せられる定めである。監督は官廳によつてなされるが、

官廳はそれを後見會議、若くは、衛生委員に委任することができる。なほ、十四歳以下の兒童を院舎に收容せんとするものは、監督官廳の許可をうくるを要す。一九二五年末に於て一九二三年三月廿八日の法令によつて監督せらるゝ兒童は二萬五千六百三十三人、その中、一萬六千四百八十六人は院舎に收容、二百六十五人は日毎に保護するもの、八千八百八十二人は私生兒である。なほ、公費をうくる八千六百三十一の兒童も監督せられるが、その中、三千四百二十九人以外のものは私生兒である。

丁抹に於ても學童の食物公給は一と通り注意されて居り、一九〇二年三月廿三日の法令によつて郡に於ける食物公給の規定が發布された。學童の營養状態不良にして、家庭貧困なるものは、官廳の許可をえて兒童に食物を公給することができる。食物公給に關しては郡より補助金が支給せられる。

一九一九年六月卅日の法令によつて、國は郡、團體、私人に於て託兒所、嬰兒保護所 (Poulinières) 遊戯場を開設し、餘暇利用をなすものに對し補助金を交付することにして居るが、該補助金は一年二十五萬クローナを超えてはならぬ定めである。

一九〇五年の法令及一九二二年六月十二日の改正法律によつて郡は後見會議を設けなければならぬが、上級後見會議は全國にわたり五人の委員によつて運行せられる。その中二人は衆議院の選出にかゝる。教育局監督長官はこの法律適用の局にあたる。十八歳以下の兒童にして後見會議が兩親より引き離さなければならぬとするものに對しては格別なる取扱をなす。兒童にして特に悪性なるもの、兩親廢頹のため風儀悪しく悪風に感染する虞れあるもの、放任虐待せられる兒童に對しては後見會議はこれを取り上げ、その處置を決定する。悪性悪質ならざる兒童は他の家庭に委託する。虚弱なる兒童と禁錮に付することのできぬ兒童は小舎 (maison-asile) に收容せられる。悪性悪質で取扱困難であり且つ他の兒童に悪影響を及ぼすが如きものは別に訓練學校 (école foyer) に收容せられる。十四歳以上の兒童にして性質ねぢけず悪性ならざるものは性向、才能及特殊事情を參酌して奴婢若くは徒弟となす方針であるが、これができなければ少年院に收容される定めである。子を兩親より引き離すことができないときは、後見會議は後見者を指定するが、後見者は後見會議の指揮に従ひ、その監督の下に教育せられる仕組である。後見會議の保護は十八歳に達すれば終了するが、上級後見會議の同意によりこれ

を二十一歳まで延長することができる。少年院收容者は通常二十一歳まで監督せられる。但し兩親と同棲するものに對しては十八歳以上の監督を及ぼすことはできぬ。十五歳にいたるまでの保護費は國と郡と半ばづゝ分擔し、少年院にあるものに對しては國家が全額を負擔し、十五歳以上のものにして、家庭外保護のものも亦國に於て全額負擔に任ず。國は中央行政費、郡は地方行政費を分擔する。一九二六年中、後見會議は九百八十二の兒童を兩親より引き離したがその中五百三十七人は兒童の行爲に原因し、家庭状態によるものは三百五十人、兩原因によるものは九十五人である。一九二六年末に於ける後見會議の保護數は五千三十九人である。

七 勞働者保護

丁抹に於ても勞働保護法は一八七〇年以來發達しつゝあり、一九一三年四月廿九日には工業に關する法令が發布せられ、一九一九年二月十二日には八時間勞働制が導入せられ、一九一九年十月四日には蒸氣機關従業員の検査を施行する法律が定められ、一九二〇年六月九日にはパン製造所及菓子商に關する法律、一九二五年四月には少年及青年勞働者に關する法律が發布された。

丁抹では義務教育期間にある少年を傭用することをえざとなし、十四歳以下の少年は如何なる工業にも使用することができぬとする。但し、農業、林業、園藝、航海及漁業はそれから除外せられる。十四歳より十八歳にいる青年は午後六時より午前六時の間に使用することを禁ぜられて居り、商店でも別に青年に對する終業時間が規定せられて居るが、何づれにしても廿四時間中十二時間は完全に休養させなければならぬ定めである。義務教育終了前の少年は農業以外、如何なる器械工業にも使用することができない。十歳以下の少年は農業的器械労働にも従事させることができず、十歳より十二歳の少年は絶えず父母の監督の下に働かせなければならぬ。十四歳より十六歳までの青年も亦危険の虞れある器械作業には監督なくして、使用することができぬ。少年及青年に對しては成年労働者の労働時間以上使用することをえざ、ただ、準備のため半時間の猶豫があるだけである。十八歳以下の青年に對しては一週連続して二十四時間の休養を與へなければならぬが特別に定められたる以外には日曜日又は國立教會休日をしてそれに充てなければならぬ。検査の施行せられる工場にあつては出産後四週間は婦人を使用してはならぬとする。但し、母體並に嬰兒の保健上差問へのないことを醫師の證明せしものは

この限りにあらずとする。

成年労働者の労働時間には別に制限を設けて居ないが、八時間労働制を常則とする。一九一九年二月十二日法令によつて、連続的作業をなす工場では十二時間中八時間の労働をなすことを規定した。一九二〇年六月廿日の法律によつて、パン製造業及菓子商に對し午後八時より午前四時までの労働を禁止した、検査の施行せらるゝ工場に於ては國立教會休日には必ず休業しなければならぬ。ただ季節的工業に従事するもの、連続的作業を必用とするもの、若くは雇主と雇人との間に特別な契約を結びしものは除外せられる。

徒弟保護法は一八八九年發布されたが、一九二一年五月六日にいたり改正せられ、十八歳以下の男女工を使用する手工業者、製造業者、商人、協同組合、協同購賣組合、飲食業者に適用せられることとなつた。契約は書式により警察の認可をうけなければならぬ。徒弟期間は契約によつて一々定めなければならぬが、五年を超えてはならぬとする。徒弟には法律によつて定められたる賃銀を支拂はなければならぬ。親方は徒弟に徐々順序正しく教へ込まなければならず、徒弟期間終了後、親方試験を受くることの能きるように仕込まなければならぬ。親方はそ

の費用によつて徒弟を商業學校或は工業學校に通學させなければならず、疾病基金に徒弟を加
入させなければならぬ。徒弟病あるときは親方は三ヶ月を限度として給料を支拂ひ、かつ、衣
食乃至それに相當する金額を支給しなければならぬ。親方には徒弟の風儀を監督する義務があ
り、徒弟を虐待するをえず、健康と労働能力とを滅失せしむるが如き有害なる業務に従事せし
むることができぬ。労働時間は少年青年労働規定に準ず。徒弟期間終了後、親方試験に合格せ
ざるものに對しては親方は徒弟に徒弟修了證書を與へる定めである。

主人と奴婢との關係を律する規定は一六八三年まで溯ることが出来る。一九二一年五月六日
主人と奴婢とに關する法律が發布された。都市及農村に於ける十八歳以下の使用人は法的保護
を受くることとなつた。但し、法は仔細に主人と使用人との關係を規定しないから、兩者の關
係は極めて任意であり自由である。法は奴婢が主人の居宅に同居する場合には採光通風のよい
ベット付の部室を與へ、休養時間には暖房設備のある部屋にをくことを定めてある。主人は奴
婢の所有品に對して五百クローナアまで保險を付する義務があり、これを怠りしものに對して
はその責に任せしむる。奴婢病あるときは主人は適當なる看護を施し、給料を支拂ひ、且つ、

衣食を給與しなければならぬ。但し、主人は必ずしも奴婢に醫療及藥劑を與へなければならぬ
ことはないが、然る場合には認定疾病基金に加入させなければならぬ。義務教育中の兒童を備
ひ入れてはならず、十六歳以下のものにその力量以上の労働を課してはならず、適當の理由な
くして夜間使用してはならぬ。かつ、正規の時間外使用することができぬ。休養に關しても法
は一定の制限を命じて居る。郡には主人と使用者とより成る仲裁委員會が開設され主従間の紛
議を調停する仕組である。

労働保護法は工場その他労働者の健康を保證することを命じ、火災に對しては階段や非常口
の完備を期さなければならぬとしてゐる。作業室は法定の容積をもち、塵埃、煙、蒸汽、有害
なる瓦斯其他爆發物に對し適當な設備をなさなければならず、通風採光についても注意を拂は
なければならぬ。

八 私的福利事業

丁抹では、社會法制はよく發達して居るが、私團體事業も亦諸々の範圍に活躍して居る。肺

結核撲滅協會では治療院を各所に開設して肺結核の撲滅に盡力して居り、經費の不足は國によつて補填せられる。貧民救助並に貧兒の食物給與は私團體事業として大都市に盛に行はれて居り、兒童保護所、託兒所、休暇殖民、避難所、授産場なども私的社會事業として行はれて居るが、その他の事業に關しても私團體は極力活動して居る。

丁抹には一千に達する私的社會事業團體があり、一般に國によつて監察されて居る。但し、丁抹では未だ各種社會事業團體の綜合行はれず、綜合社會事業は不振の状態にある。従つて、重復も排擠も行はれ、整然たる社會事業系統をつくり出すことができぬ。コツペンハアゲンでは多少社會事業團體間の綜合を企圖して居るが、未だ成功の域に達しない。要之、丁抹の私團體は既に相當の活動をして居るが、團體間の連絡統一は未だ實現せられず、單獨社會事業として運営せられつゝある如くである。

参考文献

1. Buschmann, Aus dänischen Fürsorgeanstalten. ZBL f. Jugendrecht.
2. Skjerback, Les maisons d'education en D.
3. Tourbié, Dänisches Armenrecht.
4. Dreyer, La legislation social du D.
5. Zeuthen, Legislation social en D.
6. Lehnert, Das Gesundheitswesen Dänemarks.
7. Sellers, Danish solution of poor relief.
8. Société des nations, L'Organisation sanitaire du D.

第十四章 西班牙の社會政策

一 西班牙社會政策の現勢

西班牙の社會事業は通常想像せらるゝが如き未發達のものであるのではない。そこにも多くの新たな施設が行はれて居り、決して社會事業の歩みが遅鈍であるわけではない。特に歐洲大戰後には強制的な社會保險も布かれ、豫防的施設も行はれ、漸次陣容を整へつゝあるを見る。これまで、假りに行はれ來りし母親保險は一九二九年以來法律となつて實施される機運になつた。宗教に關する社會事業も發達して居り、私團體社會事業も行はれて居る。

西班牙にも乞食は數多く存在し、教會その地の場所に集合し、到るところ男女の乞食が徘徊し、女乞食が乳兒に哺乳しながら多數打ち寄つて外國人を苦しむる状況は一見嘔吐を催さしむるものである。これに對し、以前より法律によりて取締が行はれて居るが、殆んど何の効果も見えない。西班牙では乞食に恩惠を垂れるのは金持の仁術として誇る情あり、旁、乞食は消滅

することができぬ。乞食は嫌忌し蔑視すべきであるとする見解が西班牙にはないのである。それに義務教育が施行せられて居るといふまで、徹底しをらず、無學文盲なるものが頗る多い。これも乞食の多い一理由であらう。それに西班牙では個人の自由を尊重する氣風が旺んなるため、乞食を院舎へ收容することができない。これも街頭に乞食の群集する一原因となつて居る。但し、かゝる状態を以てしても、西班牙の乞食は一見外國の如き慘狀を呈しないのは、氣候などの關係で、殊に南西班牙は氣候溫暖なるため、乞食の生活を緩和しつゝある。乞食は街頭生活に慣れて晏如たり。マドリッドやテチュアンの貧民窟に於てこの状況を明かに看取することができる。そこでは乞食は自分で小屋を造るが、その中に在るのは夜間と雨天だけで、その他は街路に迂路々々として居り、女は街路に嘔々して喧騒を極め、子供は彼處此處を遊びまわりつつある。かくて、乞食生活は青天井と日光とに恵まれて一見悲惨ならざるが如し。

但し、西班牙に於ても社會状態は決して安閑たるを許さぬから、社會事業が導入され、公的社會事業も發達し、法によつて國民の福利を企圖しつゝあるを見る。

西班牙の中樞的な社會事業は宗教によるものであり、この見地より諸種の施設が實施され

た。これに應じ、純然たる慈善事業的情景が生じ、乞食の慘狀も一にはここに起因するのであり、働かずして晏如として生活する氣風が生じた。その後、困窮やうやく瀕繁を加へ來りしため十八世紀にいたり國家が社會事業に出動することゝなつたが、それは單に教會に歩調を合せ、且つ、その支持の下に成立するに過ぎなかつた。當時、王立慈善病院が開設せられたが、それは、都市並に縣によつて支持せられた。こゝに、西班牙に於ける公的社會事業が淵源する。かくて、漸次、改良せられて發達もし分化もしたが、十九世紀にいたりそれを特徴づけるものとして公的社會事業が確立し、社會事業は公的に組織立てられ、私的社會事業を凌駕するにいたつた。但し、それでも宗教的感情がすべての施設の基礎たるには變りはなかつた。たとへば、一八二二年法令によつて開設せられし産院や病院などは宗教主義によつて經營せられし一二の例證である。併し、遊惰徒食の徒を撲滅する方策は講ぜらるゝにいたり、都市福利所 (casas de socorro) を設け、一時的に生活不能となりしものに對しては勞働を強制し、たえて乞食をなすことを許さざるにいたつた。一八四八年の法令は浮浪者を撲滅するために發布せられたものである。その後、公的社會事業は一八四八年の法律、一八五二年、一八六八年の法律及

一八七三年、七五年、九九年の訓令によつて改正を加へられた。これによつて、國家的社會事業が確定せしのみならず、私的社會事業との關係も亦規定せられた。但し、社會事業に一轉機を劃するにいたるは、廿世紀をまたなければならなかつた。一九〇八年社會事業に關し上級委員會がつくられ、私的社會事業の監督と統制とをなすことになつた。一九二六年一月十二日の法令によつて中央委員會並に縣廳の社會事業を監督し、一定最小限度の義務をそれに附課することゝなつた。

二 社會福利組織

西班牙には未だ國を通じて統一的社會事業は成立せず、それに關する法律も整備するにいたつて居らぬ。院内保護事業は國家のものと、縣別のもの、都市のものと、私的なものとに分れる。公的社會事業とは國、縣、都市と官廳が自づから經營せずとも義務的にそれを取扱ふものを抱括する。その外私團體事業と雖も法的後見者の存在せざるものは公に移すが、院舎的保護を要せざるものに對してはそれを私團體經營とすることがある。

一般に永續的保護を要するもの、特別取扱を要するものは公的保護を加へることゝなし、一